

〈続〉

松下昇批評集
（二七二〇） 十四篇

～'88. 11～

松下

日升 へじついての 批評集と管扁（結編）構成

- 1 松下 昇 「山本元するとやくそく」 (エンビツとクレヨン書き) 43年6月
 2 管谷規矩雄 「詩的情况論序章」 ユリイカ 70年3月
- 3 滝沢克己 「神戸大学教養部湯浅光朝と教授会メンバーあて書簡」 (万年筆書き) 70年3月
 (RADIX 2号 70年6月)
 (人間の復権を求めて) 71年中央公論社
 (ボイルペン書き)
- 4 折原 浩 「斜面にへばりつく猿でないなら、人間として直立せよ！」 (自己組織への序) — 管谷規矩雄表現集 前記編集委員会 73年2月
- 5 管谷規矩雄 「△松下△処分粉碎総決起集会への発言」 (同前) 70年8月
- 6 管谷規矩雄 「オレの墓碑銘は『拒否』」 朝日ジャーナル 71年2月
- 7 中井隆久 「△水平線△」 (ボールペン書き) 71年5月
- 8 管谷規矩雄 「求訟明書」 71年6月
- 9 北川 透 「△表現運動△と自立誌」 芒々乎通信4号ガリ刷り 71年7月
- 10 鉄(コラム署名) 「△宣言△」 日本読書新聞 71年7月
- 11 管谷規矩雄 「△松下処分にかんする人事院審理への発言」 解放学校通信 ガリ刷り 71年7月
- 12 南山大学仮装被告と仮装処分者団 (ガリ刷り原本のコピーを併合して掲載) 南山大学新聞 71年12月
- 13 龜矢東西 「夜夜腿断から疊疊肛炎」 ガリ刷り 72年1月
- 14 北川 透 「△証言△の根拠」 あんかるわ 32号 72年1月
- 15 池田浩士 「支配者の『總括』を超えるものを」 情況 73年8月
- 16 管谷規矩雄 「天沢退二郎△序説」 「詩的60年代」 イザラ書房74年9月
- 17 松下昇公判調書出版会H・M・S 「△裁判あるいは△開争の現情況について」 上記出版会のパンフ 75年2月
- 18 管沢邦明 「△ドイツ語の本・書評」 指 309号 77年6月
- 19 宮内 康 「日録」 日本読書新聞 82年6月
- 20 山本 聖 「△永続する大学闘争」 △門司大里教会△月報20号82年12月
- 21 野原 燐 「△あやとり△への註」 市9号(手書きコピー) 85年1月
- 22 竹中とき 紙 86年4月
- 23 竹中まい 紙 86年4月
- 24 竹中みな 紙 87年8月
- 25 北川 透 「社会的存在としての詩とはなにか」 (瀬尾育生との対談) 「北川透 全対話」 風琳堂 87年8月
- 26 由木しげる 「特集△60年代詩をめぐって△のアンケートについて」 オーバー・フェンス11号 87年10月
- 27 T(氏名非公開) 「△X△デー問題△の発端をなす行為」 岡山大学学友会事務室 87年11月22日
- 28 北川 透 「修羅シユンシユ、管谷規矩雄との△交渉史一面」 現代詩文庫「管谷規矩雄詩集」 思潮社 87年11月
- 29 友田清司 「△松下昇批評集をめぐる討論集会に寄せて」 ワープロ表現 88年2月
- 30 野原 燐 「狭くない共同性とはなにか？」 ワープロ表現 88年7月

批評集 γ 篇に収録した時期（一九八七年十月）について欠落していたものを1～25に、その後に発表されたものを26～30に収録した。1は、少年時の松下から現在の松下への批評として収録した。この他に補充すべき批評も多くありうるし、とくに八一年四月一日の「恋涯」同人と芹沢俊介氏によるへ松下 \vee を批評する座談会記録の存在も確認している（へ白夜通信11 \vee に全文が全面的批判と共に掲載されている。）が、参加者 \wedge 掲載者への提起との関連からも、ここでは存在を言及するにとどめておく。（ただし、反批評の予告である、時の楔通信第4 \vee 号の「評論家によるへ処刑 \vee 」は参照していただきたい。）

また、27は、一人で β 篇の印刷作業中のへ松下 \vee を、長年にわたるへ大学 \vee の諸悪の根源と見なし、醉った勢いでへ暴力 \vee を加えようとした体育サークルの学生の行為（ただし、かれがへ松下 \vee のある媒介的行為のために足をすべらせ、振り上げた会議用机と壁に挟まれて、気絶したのが真相であるが）を、現情況における象徴的なへ批評 \vee として取り上げた。

関連資料は配布可能。

最も比重をおいて言及すべきかも知れないのは、批評集とりわけ γ 篇の系列に関して一九八八年一月から持続的に、さまざまの場所で開かれた、批評集をめぐる討論集会の経過およ

び、各批評への反批評の内容であるが、これは今後も持続していく（ α 、 β 、 γ 、 ζ 系批評に交差する）反批評作業の \wedge 次的展開に参加しつつ確認 \wedge 創出していただきたい。それらの成果を開示する方法 \wedge 形態は不確定であるとはいえ、必ず私たちの表現として生かしつつ、公開していく。

これまでの討論集会の設定の位相についてのみ記すと、第一回は、 γ 篇の全執筆者 \wedge 当事者に均一に連絡し、第一回の参加者ないし応答者に対してのみ第二回の連絡をした。（それぞれ、添付する招請状参照）第三回以降は、特に刊行委として企画 \wedge 招請せず、任意の人 \wedge 関係性がへ招請 \vee する時 \wedge 空間で展開している。詳述はしないが、第一回と第二回が包囲するテーマ群 \wedge 会議の開き方は、第三回以降への方向づけを含めて、現情況の表現領域における最高度の達成であるという確信がある。もちろん、参加者全てに、均一にその感覚が共有されているとはいえないにしても、何かが始まつたのだ、という戦慄は、だれもが否定しないであろう。今後も私たちの試みに注目し、刊行に関連するどのような提起をも遠慮なくとどけていただきたい。

（一九八八年十一月）

<松下 昇>（についての）批評集

をめぐる討論集会のご案内

（別紙）

1988年1月9日（土） 午後1時～10時

神戸学生青年センター会議室 阪急六甲駅北側徒歩5分

（tel:078-851-2760）

～103出版～によるファックス刷りパンフのうち

<松下昇>論（数百ページになるため分冊の予定）

マスコミ篇（約100ページ）

は会場で配布（カンバ各1000円程度）しますが、ご希望により事前におとどけすることもできます。（構成～註の部分のコピーを同封します。）

なお、遠方からこられる方で宿泊ご希望の方は、ご連絡下さい。
今回の企画の趣旨（別紙）を共有しようとする方々の参加を期待しています。

～1987年12月24日～

松下昇批評集刊行委員会（準）

連絡先 神戸市灘区赤松町1-1 松下

（tel:078-821-4984）

今回の企画の趣旨

1. 名付けがたい＜＞過程から生じている表現～テーマ（I）の展開にのみ集中するのではなく、＜＞過程へ引き寄せられる表現～テーマ（II）に注目し、（I）～（II）を総体として把握する場を作りたい。

2. 前項の必要性は（I）の主体にとってのみならず、（II）の主体にとっても不可避の情況的一周をなしているのではないか。もちろん、（I）、（II）の主体は区分～対立しているとは限らず、各主体において複合している本質を持つが、あえて、いま（II）を素材として対象化する段階にふみこむべき、という～からの＜声＞を実現してみるのである。

3. 1988年1月9日に開始する第<0>回は、参加者の提案～によって持続していくし、表現～テーマにかかわる人や時＝空間へ巡礼していくであろう。また、討論経過自体を批評集を持続する構想や、関連する試みに応用していく。

<松下 昇>（についての）批評集
をめぐる討論集会のご案内

1988年2月11日（木）午後1時～10時
神戸学生青年センター会議室 阪急六甲駅北側徒歩5分
(tel:078-851-2760)

α を裁判・処分関係の<国家からの批評>（回覧可能）としつつ、
～103出版～によるファックス刷りパンフのうち
β マスコミ篇（約100ページ）
γ <松下昇>論（数百ページになるため四分冊の予定）
をパンフ化しつつあり、それぞれ会場で配布（カンバ各1000円
程度）しますが、1月9日の第<0>回討論経過～主要テーマのレ
ジュメ（*）と共に、ご希望により事前におとどけすることもでき
ます。（γの構成～註の部分のコピーを同封します。）
なお、遠方からこられる方で宿泊ご希望の方は、ご連絡下さい。
（*）に関連する提起（別紙）に応えようとする方々の参加を期待
しています。

～1988年2月2日～

松下昇批評集刊行委員会（準）

連絡先 神戸市灘区赤松町1-1 松下
(tel:078-821-4984)

（別紙）

2.11-批評集を媒介する討論集会までに

考えておいてほしいこと

(1) 1.9～10の討論の場で、<関心をもった
未開示の
まとめておく。（基本的参加条件）

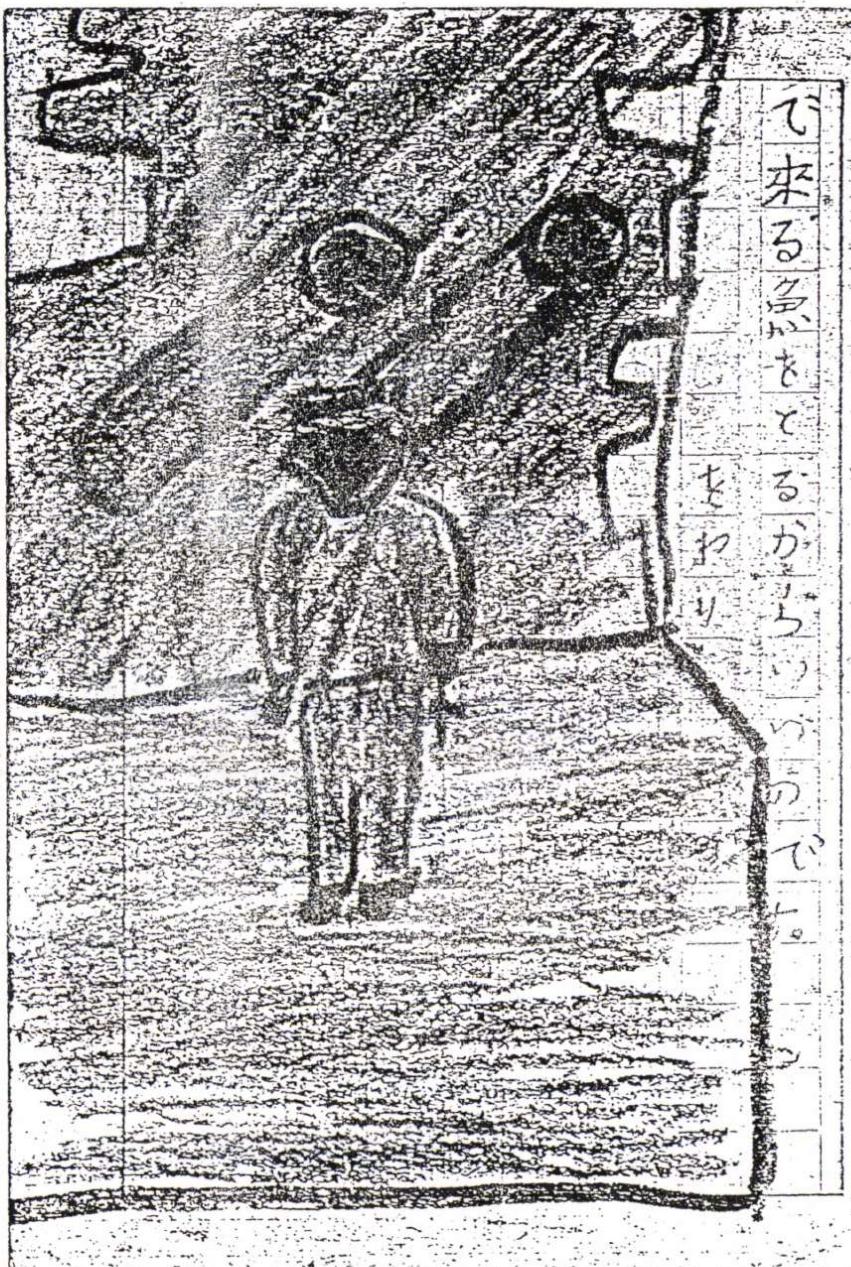
(2) できれば、

前項のレジュメ等の開示

1.9～10に参加しえなかった人への同行
討論の司会をふくめて、なしうることの提起

(3) 2.11に続く 時=空間の提起を委託されるときのヴィジョン

（この呼びかけの主体は、参加のために出立した関係
性を表現論として（も）対象化～止揚しうる主体のみ
が、かかわりうる企画であると考えている。）



で来る急いでるからいので

四	山本元するや子	松下昌昇	52
ほ	ほほほほほほほほ	ホホホホホホホホ	バ
り	りりりりりりりり	リリリリリリリリ	バ
ま	まままままままま	ママママママママ	バ
す	すすすすすすすす	スススススススス	バ
ほ	ほほほほほほほほ	ホホホホホホホホ	バ
と	とととととととと	トトトトトトトト	バ
き	きききききききき	キキキキキキキキ	バ
つ	つづづづづづづづ	ツヅヅヅヅヅヅヅ	バ
け	けけけけけけけけ	ケケケケケケケケ	バ
て	てててててててて	テテテテテテテテ	バ
そ	そそそそそそそそ	ソソソソソソソソ	バ
の	のののののののの	ノノノノノノノノ	バ
先	先先先先先先先先	サンサンサンサン	バ
は	はははははははは	ハハハハハハハハ	バ
軍	軍軍軍軍軍軍軍軍	ゴンゴンゴンゴン	バ
が	がががががががが	ガガガガガガガガ	バ
す	すすすすすすすす	スススススススス	バ
き	きききききききき	キキキキキキキキ	バ
み	みみみみみみみみ	ミミミミミミミミ	バ
る	るるるるるるるる	ルルルルルルルル	バ
め	めめめめめめめめ	メメメメメメメメ	バ
の	のののののののの	ノノノノノノノノ	バ
で	でででででででで	デデデデデデデ	バ

を克服することが、この四ヶ月間のわたしの課題、すなわち10・29をみずからの現在とすることにはかならない。

裁判闘争とはなにか——自己否定・大学解体・無期限パリストを一体化せしめた絶対的反乱の論理を、国家権力にたいして表現することである。裁判の不可能性そのものを証明することである。しかしながらわれわれは、△正常化△授業△に如じつあるその度合に応じて、反乱の論理じたいを相対的なものに風化せしめ、われわれの闘争じたいをも10・29から遠ざけつあるのではないだろうか。そこに危機があらわれる／

10・29——都立大は授業再開にその存立のすべてをかけたことを④によつて表現した。△大学△Ⅱ④△授業△の三段階論が、△大学△のゆいいつの公理である。それゆえ授業拒否は△私△たちのすべきである。この非ユーリッド的原点は、いまなお不变である。授業拒否の四ヶ月間がなにを△意△味△しえたにせよ、しえないにせよ、ひとつ確信はゆらいでいない。われわれは、古典的大學空間にたいして、非ユーリッド的時空の原理を展開しつつある。二重に内包された△拒否△を、直接、闘争の前面におしだすまで、わたしは授業拒否を永続せしめるであろう。そのとき解放学校は、ひとつのストライキ実行委員会として存在するであろう。

△

(一九七〇年三月十六日)

△六甲△へのビラ

※ 斜面にへばりつく猿でないなら、人間として直立せよ
※ △松下△処分粉碎総決起集会への発言

斜面にへばりつく猿でないなら、人間として直立せよ！

神戸大学教養部△教授会△諸氏へ

かつて△神戸△を△脱出△した私にはよく見える。そこでは人も町もすべてが、海へとひきこむ△大衆△のちからにまきこまれまいとして、ひたすら斜面をはいのぼろうとあがいている。——この傾いた空間では△人間△として直立することが、いかにむつかしいことか、あなたがたはすでに△直立△への闘いを放棄してしまつている。なぜなら△人間△が直立するのは怒りによつてであるからだ。あなたがたは、ただ卑な侮蔑と憎悪と報復△差別△によって、はいがろうとしている。すでに傾き、ずりおちつた△大学△とともに、機動隊にしがみつき、助を乞うて必死にはいがろうとしている——それはもやは直立する人間の姿といふよりは四足獸のさまに酷似している。

だからこそ、あなたがたは、まさに、おのれのあさましさを、かえりみないですむようだと、視野に立ちはかかるひとりの直立せる△人間△を△大学△から消去しようとするのだ。けれどもあなたがたがひとりの△人間△△松下昇△を△処分△するならば、あなたがたは一気になだれをおこして海中に没しるのである。あなたがたが、はいつくばるようによじのぼっているのは、人間をまったく逆立ちさせた△権力△の△ピラミッド△の一端にすぎないものであり、その斜面と稜線したい、あなたがたのニヒリズムとデカダンスがつくりだ

しているものなのである。

あなたがたは、松下昇を处分するのも消去することもできない。なぜなら松下昇が表現するのは、私の存在でもあるからだ。十年の年月を怒りによつてつらぬき直立するたたかいで、われわれのものである。このみえざる共闘の中で、東京都立大学における私の正常化拒否授業放棄の闘争はつづいている。あなたがたは、制度の用語以外、どんな人間のことばを私（たち）にかえすことができるといふのか。

一九七〇年三月

〈松下〉処分粉碎総決起集会への発言

神戸大学評議会は、ひとりの松下昇を处分しようとしている。

各評議員（及びかれらを代表に選びだした教授会構成員たち）は、ひとりの松下昇が十人であり百人であつたら、处分をためらい、あるいは放棄するであろうか。いや、处分の権限なるものがそもそも国家法によって与えられたものであり、かつかれらは、大多数の代表たるゆえをもつてこの権限行使するのであるから、大多数が國家法の存立基盤とされているブルジョア民主国家においては、がらは、無限にこの権限を私有しつづけるのである。

いうまでもなく国家権力とか支配階級とかは、特定の個人の集団のことくにして、私たちから遠くなれたピラミッドの頂上に住みついているわけではない。

大多数の個々人が、生活社会のなかで、どこまでもこの大多数の存在という仮象に、みずから生活を帰属せしめんとする感じたいが、権力の深化であり強化であり、國家の永続化なのである。

神戸大学評議会は、教授会の構成員が、大学自治を正常化延待を名目にして松下处分を強行しうる根拠は、研究でも教育でもなく、國家法のなかにしか存在しない。

かれらは、处分に加担することで、なにを表現しようとしているのか。

もともと國家に限定されたものであるかれら国家公務員の生活じたいを、

あらためて國家の存立基盤のなかへいっそう深入りさせることである。これが大学闘争

争の全表現をひたすら圧殺してきたかれらにもたらされる、反作用反動の結論なのだ。

にもかかわらず、かれらは國家にたいしては、大学の自治を無限に強調する。この二重性こそ、私たちがどこまでも打倒の対象すべきもの、大学闘争の真の課題である。

神戸大学というひとつの共同社会が、ひとりの松下昇を处分せんとするることは、大学という共同性を、構成員個々人が、みずから内部に幻想的規範力としてとどめておくことができず、授業という自己への強制力、さらには处分という他者への暴力にまで疎外現実化せざにはいられない、反動反革命の過程にあることをしめしている。

この反革命の陣営は、大学のだから、私たちがいまつきだしてゆくべき处分粉碎闘争は、決して諸権利の主張ではない。私たちの生活と存在を、かれらの階級性の内部に包摂せしめ、許容せしめ、疎外を解消することを要求するものではない。かれらの階級性にたいして、私たちが表現すべき私たちじしんとは、いっさいの権利を拒絶し放棄したときに私たちがなにものでありうるか、という存在の苛酷な階級性であるはずだ。

この苛酷さのうえにたちうるときこそ、私たちは松下处分粉碎闘争を、私たちすべての固有の闘争としつつ、同時に眞の共闘の戦線をきりひらくものとしうるであろう。この課題にこたえることが、私にとつての处分粉碎闘争であり、授業拒否永続化の意味であるとおもう。

六甲空間における総決起集会が、私たち個々の抵抗拠点にとつて、みえざる共闘の戦線を表現するにものかとなることを期待して、私および解放学校とかの発言をおくりとだけたい。

一九七〇年八月八日

資料一 (神戸大学関係)

四十一名不当逮捕！

△松下処分▽を目的とするレッドバージ教授会を、四月八日に教務部教授会は実行した。これに対し神大金井朗は△松下処分▽粉碎・学内治安体制粉砕総決起集会への学友の結果を呼びかけ、○自を中心とする四百の学友の決起の下、B棟前の集会、デモを獲ちとった。その後、教授会の開かれる会議室前に座りこみを行ない、教授会の処分決定を粉砕しようとした。これに対し渋谷執行部は県警機動隊を導入し、松下氏及び四名(女子六名)の学友を△不當逮捕した。

△一名の不當逮捕者を乗せたトラックの前に四百を越える学友が座り込み、不當逮捕された学友を慰撫しようとしたが、渋谷教務部長事務取扱は「退去命令」を出し、完全武装の機動隊が座り込んでいる学友に槍で突きかかり、実力排除を行なった。

△不當逮捕者を乗せたトラックが暴力的に去った後、四百の学友は△松下処分▽粉碎・不當逮捕抗議の集会を会議室前のグランドで行なった。

△松下処分▽の意味するもの△松下処分▽は、単に松下氏個人に対するものではなく学内の自治組織に対する弾圧の一環であり、四・八弾圧はその頂点に位置している。70年に入ってからの大学当局の学内治安政策は運動的・個別的なものから攻撃的・総体的なものになっている。活動家のプラックリスト作り、察・中執・生協に対する弾圧、機動隊導入、学内有事ロックアウト等が三月、四月にかけて頻繁に行なわれている。

察に対しては、新入生名簿の公開を拒否することによって新入寮生の募集を妨害し、察を閉鎖することを大学当局は狙っている。中執に関しては、「入学手帳の際に自治会費中執費なども一緒に事務室で扱う」という文書を新入生に送り、それを凍結することで活動を不可能にしようとしている。一方当局に協力的な自治会に関しては最大限に協力をし、それを通して新入生を当局のハゲモニーに包摂しようとしている。

(神戸大生協ニース69-4)

神戸大学教務部長事務取扱
湯浅光朝様
同教授会皆々様机下

九大文学部 滝沢克己

考へても、大学として同氏の「処分」といふやうな事を、極々しく取り上げるべきではないやうに存じます。

申しますのは、教務部に於かれましては、御同僚の松下昇氏の処分を問題として居られます由、他大学の事、まことに差し出がましくは存じますが、事柄は單に一大学、一学部ではなく、日本の全大学、日本国民の一人一人に非常に深い關係があることですので憇越をかへりみず、私見を述べさせて頂いて、湯浅様はじめ皆様の御意見伺いたく、思い切って筆致りました次第です。

私は松下さんと以前から親交があつたといふわけではございませんが、同氏のお書きになりましたもの(「六甲」・「包围」)、お話しになった事の写し(昨年の「情況」七月号)など熟読致しましたり、最近お目にかかるつくりお話したりしましたところから私の受けました印象では、どう

△行動も苦難も含めて松下さんの表現活動はむろん完璧とはいいかなくてわ——人間のうち誰がそんなことを誇り得ませう。少くとも、人間として、国民の一人としてなかにも大学人として、先づ第一にそれを心にとどめなくてはならない「何か」に添聞はつてゐること、いはば直接にその「何か」に惹きつけられ、突き動かされ起つて来たものだといふことは、疑いを容れません。

△そのやうなものとして同氏の表現活動は、政治主義的——こんにち最も戒心すべき政治主義的——なアジテーションからは最も遠いものです。もし大学が、「政治的中立性」を犯したといふやうな理由で同氏を処分するや

うなことがあれば、そのことじたい、大学自身の最も危険な政治主義的偏向を証明することになります。

(二) このたびの「大學紛争」の根本的な解決——尾奥謙ふ現在の大学にほんとうに新しい生命が蘇るといふことは松下さんが終始それを追究し、実際に松下さんに起つて來てゐる表現活動の事実に基づく處、向かふ処を、私ども各自もまた徹底的に追究すること、そのためには相互に抜けあい励ましあふことを通してのみ可能です。この共同の努力は、「教養部」といふものが設置されたとき、おぼろげながらも求められてゐたその本來の意味ではないでせうか。なかにも社会・人文系の教師の責任は、まず第一にその点にあるのではないでせうか。——この点、松下さんは、世間一般の非難に対して、国民として、文学の教師としての責任に最も忠実な方——「社会的責任」の名のもとに、「私の」安穩を求めることが最も少い忠実な方と思考せざるを得ません。

〔追記〕

私はからならずしも、松下さんの行動が、人生の眞実の現われ出るため、現情下において可能な唯一のものと考えてゐるわけではない。このことは、松下さん御自身のだれ

だ私の危ぶむのは、松下さんとして最もエッセンシャルな表現活動の成果である「六甲」(「試行」15—19号)や「包囲」(同上21—25号)を、ほとんど狂人の作為としか受けとらない人々に對してかけられる散発的・ゲリラ的な攻撃が、実際においてどれだけ、氏の深入りに望む成果をあげることができると、という点である。例えばそれが大のエネルギーを、何他の形で、最も肝要な点にかかると共に研究・真剣な討論。平明な表現の追究へと、持続的に集中するすべはないであろうか。こうしてむしろこの持続的・集中的な努力こそ、これまでの「全共闘」運動に——よしそのつどの「情況」の切迫といふことがあったにしても——なお不足していたものではないのか。

しかし、これすべての事情を考慮に入れても、もし多くの「教官」たちが、みずからの一連の「持ちもの」に囚われるこことなく、学生たちの「闘争」の奥に秘められてゐる、いな次第にその中心に現われた、根柢的な問い合わせを主張した筆者自身への「追究集会」の経験からも、このことの一端は、これを確認することができる。」まして、政治主義的アジテーションとはおよそその質を異にする松下氏のばあい、「教授会制」の出方によつては、十分に公開の討論は可能なものと判断せざるを得ない。

事はたんに松下氏一個の「性癖」などに聞わつてゐるの

四 松下さんはすでにしばしば、教授会各位が同氏の表現活動の実質についてどう考へるか、この肝要な点を、公開の席で、徹底的に討究することを、教授会に要請して居られます。にも拘らず教授会は、この当然な要請に對して、何らまともな対応を示して居られないと言及及びます。もし大学の學問、そのための正しい「秩序」にとつて最も重大なこの点を避け、やみくもに同氏の处分を強行するといふやうなことがあるとしたらどうですか。——同氏を大学から排除することによって、その実は大学自身が生命そのものから排除されることになることは、余りに明らかな事實です。

大略以上が、費教授会並びに教官各位におかれまして松下さん处分のことにつき、もう一度真剣に調考願下さいますやう、切にお願ひする理由でございます。

敬具

一九七〇年三月一九日

よりもよく知つておられるところである。むしろそのような^{▲Hemphill}（「微笑」）なしには、あのよつと独自な天衣無縫な「表現活動」は起りえないことであろう。た

ではない。現在岡山大学で処分が決定した教養部教官・坂本、荻原兩氏の場合も、本質的にはまったく同じであることは、兩氏ほか、処分に抗議して授業拒否を繰り返すおられる好並隆司氏の「(本号所載)」を読むだけでも明らかである。問題は教官のみならず学生を含めて、私たちが現代の社会・大学の芯に喰入る空洞の危険をとれだけ痛切に——旧来の左翼イデオロギーを超えて切実に——感じつゝいるかにある。この点にかかる超克の突きつめた努力なしには、「学生の参加」その他、あらゆる「大学改革」は所詮、いよいよ厚く生命の芯の空洞を隠蔽して、終局の破滅の道を、急ぎ整えることとなるばかりであろう。

反対に、この肝要な努力さえ真剣に行なわれるなら、松下

氏の行動を新しい眼をもつて見る思惟の自由さ——氏の微笑にこたえるそこばくの微笑——もまた、おのずから私たち各自の論理に演出するであろう。

神戸大学評議会・教養部教授会各位に対し、不肖をかえりみず、重ねて考慮をお願いする所以である。

(一九七〇・五・四)

(6)

はなく、ひとつの構造をなして進行しています。すなわち、

この六〇年代を通して、片や「公」者を流し放題、片や「ペトナム紛糾」などびつき、やみくもに「萬能医長」をとげてきた日本資本主義は、六五年の日米条約を藉口として、韓国・台湾・東南アジアへの帝国主義的進出に乗り出しました。また、日米共同声明話題のもとに、その拡大強化をねだっています。まさに列挙した非人間化現象は、すべて、この進出を支える帝国主義的基礎の過程に、構造的に組み込まれています。

教育の帝国主義的再編、医療の再編・合理化、医庄・治安体制の強化、……等々。

したがって、わたくしたちがとりくむべき七〇年代の闘いは、けつてなんなる「安保条約廢棄」の闘いではなく、安保を要として現実に展開している日米帝国主義の侵略有体制そのものを、全般にわたって打破する闘いであり、この報道媒体の全面的打倒を展望しつつ、それを支えていたり住の一つ一つを、根元から打ち砕いてゆく闘いなければならないません。

そのためわたくしたちは、一個人としての原点に話をすえで、教育の帝国主義的再編にたいする自主規制的呼応たる加藤近代化＝昇正階級と闘い、この個別競争を徹底させてゆくとともに、この路線が帝国主義的再編の全般にリードされる様を見き、それらの結論を通じてこの報道媒体の打倒をめざす教育問題、医療問題、「公」者問題、基地闘争、沖縄闘争、アシア人民の解放闘争等々との間に、眞摯的・立体的・構造的な連帯を追求してゆかなければなりません。

人間の復権を求めて

の提案を乞うてゐます。

わたくしは、松下氏の一人といたしまして、一昨年來の学園闘争のなかで提起された問題を受けとめ、あれ、行動してまいりました者といたしまして、松下昇氏の「処分」問題に無関心ではありません。

聞か及びますところ、教務部教授会の「処分案」は、つまづの二つの理由から、まったく不當なものだと思われます。第一に、松下氏はこの間、学生諸君の提起した問題を真摯に受けとめられ、されど、授業、成績評議など大学教員の自明の義務とされる事柄について、身をもって問題をつきつけられたが、教務部教授会は、これをまったく見みられず、既成秩序を前提とし、ただそれにはまるというような「理由」をつけて、松下氏を大学から追放し、その問題提起を葬り去ろうとしておられるのです。このことは、なによりも自由な思想的対決にもとづく自己革新を追求すべき大学の理念に悖ると思われます。第二にこの「処分案」の作成経過をみましても、教務部教授会は、同僚の松下昇氏にたいして、神戸大学闘争における、黄教授会は、同僚の松下昇氏にたいして、神戸大学闘争における、氏の本質的問題提起に答へられないまま、氏の「選承処分」を発議され、「調査委員会」を設置され、公開を要求する松下氏らを宣慰に委ねた上で、僵持裡に「免職処分」を決定されました。

松下氏は、この命令に深くかかわられ、学生諸君の問題提起を真摯に受けとめられ、さればじぞ、授業、成績評議など、大学教師の自明の義務とされる事柄についても、こ自身の問いつめと思想性にもとづく独自の行動をとられ、身をもって問題をつきつけられたが、教務部教授会は、これに對して、その意味がおわかりないでしようか。お一人お一人、こ自身の胸に手をあてて、興奮され、號かれるべきなのは、いたいどちらか、とお考へになつたことがあるのでしようか。松下氏の問題提起を前提とし、ただこれに伴うというような「理由」をつけて、氏を大学から追放し、氏の問題提起を葬り去ろうとしておられるのです。湯浅光則氏は、じめ、教授会メンバーの各位は、こ自身のやつておられますならば、貢献議会も、試験を感知しながら学部の「処分案」を承認した東大評議会の趣を踏み、東山大学に次いで郊外の「大学自殺宣言」を発せることになるありまんじゅう。この点を十分お考え下さり、この不当な「処分案」を白紙撤回され、金子あげて松下氏の問題提起を受けとめられますよう、強く要請い

らえ、その契約的確認と七〇年代闘争への特徴の決算を表明すべく、

六・一二集会に出席します。
金子の教職員・学生諸兄がこの六・一二集会に招待されることを、

六・一二集会実行委員会

教員有志

助手共闘

職員共闘

東大教職員六月闘争委員会（工・農）

病院反戦

精神科医師医師連合

大津さん不適解雇団全学闘争委

精研六月スト爽

ガス禁止運動（東大）

時計台抗議会

二時

学内デモ

三時

首相官邸・アメリカ大使館へデモ

スローガン

沖縄人民連帯！

安保規制！

加藤近代化＝昇正階級！

松下氏たちの果敢な運動によって映し出されたじき自身の姿におののき、密室に逃げ隠れ、「国家公務員法」、機動隊、……現するに各のほほん指揮を保有し、各位をして現にかくあらしめている既成秩序にすがりつき、ふるえながら強権を発動されただけではないのでしょか。

・貴教評議会の「処分案」が評議会通り、「合法的に発令」され、貴大学が、岡山大学に次いでみずから、大学自殺宣言。を発せられるまことに、じ再者になり、「処分案」を白紙撤回され、松下氏の問題提起にとりくまれるよう強く要請いたします。

一九七〇年四月二三日

東大教發学部 折原 浩

資料16／3

神戸大学の学生諸君へ

わたくし、松下氏とともに神大闘争を経験してこられた諸君が、そのような主体であることを確信しています。では、どうか、じき問題を！

一九七〇年四月二三日

(資料16／1、2、3とも TRADIX 第二号掲載)

人間の復権を求めて

わたくしは、松下氏とともに神大闘争を経験してこられた諸君が、そのような主体であることを確信しています。

一九七〇年四月二三日

資料17／1

岡山大学評議員各位への抗議ならびに要請

新聞報道によりますと、貴評議会は、教養部係員が暴行・坂本信臣氏にたいして、答認五ヶ月の処戒処分を決定されたとのことであります。

わたくしは、一昨年來の学園闘争のなかで提起された問題を受けとめ、研究・教育のあり方にからず反省の上に立つて、自己改革と大學変革を志向してきた者の一人といたしまして、今回の貴評議会の指図に、大きな疑問を感じないわけにはまいりません。聞き及びますと、処分の事由とされていいる坂原・坂本両氏の授業拒否は、単位認定権・成績評価権などの権力をひそめた授業や試験が、「教育」に内任するほなるぬそのような権力關係を問題とした学生諸君の運動を圧迫する手段として進行されたこと、またそれが、「正當な」状態においても、学生諸君に聽講を制限し、競争を強化・差別・分断して、眞の自己形成を至らる機能を果していることだ。坂氏が「教育とは授業をすることである」という常識をつきぬいた地平から問題とされ、それらの端的な拒否

いを進めて行っていただきたいと企願しています。
それから、なにかの祭典から般列を離れ、あるいは裁判に立てず、
「伏目がちに」、日を送っておられる諸君、また入学早々大問題に直面して、「とまとって」おられる諸君、どうかこの問題を、「わがこと」として受けとめ、「伏目がち」の日々に深められた内面性や、新入生としての新鮮な感覚をもって、処分紛糾の闇に決起して下さい。
「人材選別・労働力商品」生産選別として、問題に競争を強い、諸君を分断・差別し、諸君の属性と個性を疊減・異化させる既成秩序の強権が、いま、諸君とともに(現在は般列に立っていない諸君とも、意味上、本質上(とともに)開拓しておられる松下氏に、よりおろされようとしているのです。諸君が、この既成秩序に身を委ねるか(あるいは委ねざるか)、それとも、それをここで拒否するかによって、属性と個性が生き生きと展開しあう様子つかむか
――これが、「いや、松下氏が身をもって引き出されたこの問題によつて、諸君自身と関わっているのだと思います。慶應における自己形成为のままだないチャンスではないでしょうか。教養科目」の知識を頭にため込み、「単位を取る」ことによってはけつして獲得できない(教養)災難的自己開化の第一歩ではないでしょうか。
先進的な諸君も、右のような歩み出、または批判復讐を考えている諸君を、おおらかに、豊かに包み込んでゆけるようだ。頗るかた、運動体の構成をめで下さく。この感じで、ともすれば、「假一部」、と「間わない部分」の、「二区画分解」が生じやすい状況で、なおかつ、そのようなリーダーシップを発揮できるということは、よほどの主体形成为前提としなければ不可能なことだと思いますが、

と自主講座運動の展開により、身をもって問題をつき出された行為であると思います。

いずれにしましても、兩氏の行為には、深い確信と本質的な問題提起がこめられていると思います。これに対しては、その思想的核

心を正面から受けとめ、それにたいしてみずから思想と論理を対照すべきであります。思想的核との対決を回避し、既成秩序を自明の前提として、ただ両氏の行動の外形だけを見、「国家公務員法」違反などの「事由」をつけて「処分」するというような督撫者的思想は、いやしくも、自由な思想的対決にとづく自己改革を志向すべき研究者・教育者のるべきものではありません。

ところが、貴評議会は、過酷ながら、この大学の理念よりも、管理者的発想を重んぜられ、坂原・坂本両氏の問題提起を無視し、
「処分」という強権的措置に訴えられました。そもそもこのこと 자체が誤りであります。かくしてその上、本質的な觸角を提示された坂本氏の「説明要求」にもまったく答えられず、金学をあげての違法的闇の撲滅などとなりうる、坂本氏の監禁された公開審査すら司法的反対に遭遇した。不適な「処分」を決定されました。これよつて、岡山大学は、今回の学園闘争にかかる数々の弊害に先鞭をつけられ、大学自殺宣言、第一号を発せられたことになります。

貴議員各位におかれましては、ます、この間の学生諸君ならびに貴原・坂本両氏の問題提起にたいして自身の姿勢について、根本的な反省を加えねば、不適な「処分」を白紙撤回された上で、あらためて岡山大学は、今回の学園闘争にかかる数々の弊害に先鞭をつけて、問題提起を、その核心において受けとめられ、自由な思想的対決にもとづく自己改革をとげられますよう、強く要望いたします。

一九七〇年五月三日

およそ何らかの物語に「おわり」というものが仮定しうるところは、それらの（おわり）は、具体的にいかなる多様さを示しうるにしろ、仮定された内容としてはすべて、この「せじいの戦」と同じラストを夢みずにはいられない。ピーター・ヤン・シーラをやうだいたちの、死後譚がいまさにはじまろうとしていて、それはこの上なくゆたかに、永久につづくといふ宣言こそ、この物語が物語としてたどりつきえた（せいじ）であり、そのうちに極限のかなたに死後譚がぞくするということだ。それは、（とうていわたしの筆で書けないほど）のものであることの告白とが、そうした死後譚の不可能性による最終的な百八十度の逆転としてここで企てられたのである。

しかしながら、私たちは決して「ナルニア田のものがたり」の語りとともにこの百八十度の逆転に乗せられて終ることはできない。C·S·ルイスの力葉もまた、この力強い逆転によって永遠の静止状態に入る。「さじいの戦」のラストによれば、「ナルニア田ものがたり」の語は永久に私たちからも追放されてしまった。死後譚の不可能は、この逆転によって何の傷も受けぬまま、ふたたびベネリかけのようにならす方へ百八十度、跳ね戻る。

このとき私たちの前に、これら吉沢賢治ヤルイスの試みがかきたてた美しい轟や苦しい虹の名残りからすかし出されるように、船が一艘近づいてくるのが見える。結局、書くことの宿命的な条件と不吉なばかりに対応するこれら死後譚の不可能性は、「獣師グラックス」という異様しかも確の一の作品にたどりつかずにはいられないのだろうか。

「わしは今ここにこうしておる。それ以上のこととはわしにもわからぬ。これ以上どうしようもない。わしの舟には紀がない。黄泉の国の底あたりを吹く風のまにまに漂つてゐるまでじや。」

「わしの屍体を運ぶ小舟が進路をまちがえおった」とグラックスは云う。しかしおよそ驚く行為に身を投じた者の乗る舟は、まっすぐ黄泉路へ向つてくれはしないのだ。グラックスは死んだが、死んでも死れない。かれの彷徨は死後生き死後であり、かれの不幸は、死後譚の不可能そのものであるゆえに永遠につづきうる唯一つの死後譚なのである。

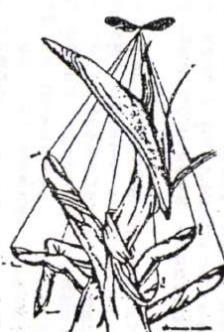
したがつて、あらゆる驚く行為は、書きつけることにおいて成立するためには、「死後」の「うさぎ」を何らかのかたちでやりすごし、死後生き死後に合体する試みとならざるをえない。その素朴な試みのひとつは、死後を死後として離らないこと、死後を死後ならぬものとして先取りすることだ。妹とし子の死によって、おのれのよつて立つべき隕のオーリンの死に直面した一九二三年以後の吉沢賢治が、行分け時作品において死後と放心の癡点へと離したあと、花鳥虫魚の運作において企てた必死の「死」への接近は、この先取りの企てだったのである。（この項つづく）

註1 この点については拙稿「なぜカムバネルラの死に渴むか」（『ライカ』昭和37年1月号、吉沢賢治誕辰年所記）に詳説しておいた。

註2 「文学を問」邦訳第14回。

詩的情况論序章

菅谷規矩雄



の「無言」が、なぜ書かないかが、ついにこだえられていないことである。幹木についても、もんたいのラテ・クス（想）は、同人相互の私的關係にあるわけではないはずだ。かくて第四のマルクターとして、わたしにしんをとらえねばならない。わたしは「凶」におけるじぶんの「無言」を一時の休止とかんがえたかった。二、三ヶ月まえまでは、しかし危機の本質は、まさにこの「無言」のかにふくまれている。それゆえ、ここでどうしても無言の技をえぐりだすほかない。書かない、ではない、書けないのだ——なぜ？

書けない苦痛のただなかに、わが時的情况はすでに一年あまり、ゆきどまっている。とはいって、（私）が情況から脱落したと宣告するほどのものは、いまだしまされていなし。（書かれたもの）・書体に、（無言）・主體を対応しうる、關係のなかになおたつてゐると確信している。それゆえ、ここでどうしても無言の技をえぐりだすほかない。書かない、ではない、書けないのだ——なぜ？

（一）野次咲は14号の「海の果実」（一九六六）から、「凶」に作品を発表していない。（2）山本道子は24号「ビンキ」はもう隠れたか？ 第一回のみで、連載予定を中断したまま、誌上から姿を消している。（3）船木志郎原は27号に「凶」同人を止める私の事情となる文章を寄せて、同人をやめた。しかしこの文は、なぜやめるか、その（事情）をなにもあきらかにしえていない。

これら三つのばあいに共通しているのは、「凶」における各人

にわたしは、危機を主体化する作業、すなわち、『凶区』の「対自・対他」構造をとらえる根拠をもつはずだ。

（3）集団としての凶区の共同性は、文学的・思想的ではなく、進歩的なものである。

（4）凶区はすでに情況の核心をはなれ、脱落した。

メモ I 時的構況論のプラン

- （1）凶区の内部構造としての六〇年代、その軸点たる 6・15 の死。
- （2）凶区——あんかるむ、聞人誌とはなしに自立點とはなしにか。
- （3）詩的情況の軸位 天沢選二郎——北川透——松下昇。
- （4）表現——反乱——無言あるいは『凶区』の政治思想。
- （5）日常の芸能化——凶区日録。
- （6）情況の主体とはなしにか……（詩・無言）。

メモ II 固有テーマの展開プラン

- （1）一九六四～六六・神戸——時間と空間の位相差。
- （2）6・15 の死がみひらいている眼……（どこまでも生きる）。
- （3）亡命——抵抗——闘争、ブレヒト論——通谷論——大学闘争……。
- （4）国家——暴力・性——自然、（國家にむかって詩を書くことができるか）。
- （5）未知の（私）にむかう永遠闘争。

メモ III 凶区にかんするいくつかの仮説

- （1）凶区とは凶区日録である。
- （2）凶区の連續性を内部に支えているのは保守性である。

（3）集団としての凶区の共同性は、文学的・思想的ではなく、進歩的なものである。

（4）凶区はすでに情況の核心をはなれ、脱落した。

メモ IV 凶区同人の現在——その復跡

- （1）野沢暁——凶区にたいするながい沈黙（14号）
- （2）山本道子——凶区からの失踪（24号）
- （3）鈴木志郎廣——凶区脱退（27号）
- （4）菅谷規矩雄——（書くこと）の解体過程（24号～27号）
- （5）天沢選二郎——アジテーションの終了
- （6）渡辺武信——快楽の遊芸化・6・15 的記憶の消失（27号）
- （7）秋元清——反思想バーションの抵触（26号）
- （8）金井美恵子——詩から小説への（書くこと）の転向

（注）これら各項は、無言の体——危機のマルクマールを意味するまであり、個人それぞれの説教・文学的行為にたしてするわたしのトータルな評価とはひとまず、筆田治・藤坂昭男・高野民雄には、危機のおよばねある體の恒常的な存在感が意識されるべきことである。

3

いまわたしはこれらメモを相互に関連させて充分に展開することができる。（詩）とは背反する領域に没頭せざるをえないからである。

この一年あまりの（私）の無言は、情況の根底をめぐる反乱をふくるものであった。（大学闘争）から（詩）にむかって告げておきくべきことである。

たいのは、そのひとことだけである。まったく未知の領域にまで闘争をきりひらけないでいる（私）には、くりかえし聞がおとずれてくる——（書くこと）の転体へつきすむか。（すでに書かれたもの）に復帰するか。この問いはニセものである。まだわしである。それゆえこたえはどちらでもない。にもかかわらず、天沢選二郎から高橋和巳まで、（私）にはそれにこたえをだしたようにしかみえない。文学的（正常化）の偏異ではないのか？

大学闘争と詩的情况とは、ふたつのことなる領域などではありますしなかった。ひとたび（大学）において（違反）を二二二みるならば、たちどころにあらわになる（ひとつ）の表現構造だけがある。（大学闘争は永続する）というスローガンを、（私）は（詩）にむかってもかけるのである。

ひとつの推測をしておこう——大学闘争において、天沢選二郎はきわだったアシティアーティストのひとりであったとおもわれる。詩的言語の暴力性を主張するかれの思想は、パリケートの情況にたいして、優位・先行性をあらかじめよくんでいた。そのかぎりで、それはグワルトの情況をみちびきだすアシティーシンであった。けれどもグワルトの情況は、同時に（昨年秋）政治思想情勢に下降する後退・敗北の局面をあらわにした。ここにおいて、詩的言語の暴力性なる原理は、いつさいの優位・先行性をうしなって情況から亡命する——（国家）からおをそむけて……。

ここからあらためて、わたしはメモIの第一のテーマにかえるひつようを感じる。6・15 の（死）がみひらいている眼……すべてはそこへの運営か抜歎かの運営である。主題をそのように限定するところから、なにがひきだせるか。

鈴木志郎廣は詩集『織製間接又は臨界への逃走』の巻末に附したエッセイのなかで、凶区における人間関係について、「私はその詩以外の次元での人間関係を開いて行うとは余りしなかつた」と消極的な見解をしめしたあと、つづけてこう記している――

（しかしそ私は常に安保衆約反対闘争の経験を人間関係の見えない主観的な具体としていたので、あのときとった態度がどういものであつたかを気にしないではいられなかつた。しかし、それを私は表面に押し出すことはしなかつたし、今後もしないだろう。なぜなら、それを表面に出したら、私は極めてみじめな状態へ落されてしまうからだ。私は現在自分をどう弁護しようと、あの闘争を主観的にしかとらえることが出来ず、そのため闘争の途中で脱落してしまつたことは確かなのだ。それは私にとって苦痛なのだ。）

鈴木が六〇年安保闘争の経験を（かれの文章でそれに述べているのは、右の引用がほとんどよい）である、凶区における（人間関係）のもんだいとつなげてのべることに、わたしは異和感をおぼえる。それは（人間関係）のもんだいたりうるのか？（闘争を主観的にしかとらえることができず、そのために闘争の途中で脱落してしまつたこと）の（苦痛）を、わたしも鈴木とひとしくわけもっているはずだ。しかしその苦痛のあらわれる場は、けうして（人間関係）ではない。

なぜ途中で脱落したかは、思想的にしかこたえられないもんだいとしてある。鈴木はそこで、もんだいを（経験——人間関係）のワ

クにとどすことによって、苦痛を無言の杖に転化した。それゆえにかえって、この核心は情況をひとたび喪失したうえでの、生活思想に堅固するほかない。その結果「アーブル詩以後、あらためて生活解体の思想に反転せざるをえなくなる。

わたしはみずかの「無言」を、この局面で鈴木の生活解体思想に對位せしめ、検証してみたい。かつてわたしは野沢暎を論じたなかで(図区5号)、「街頭デモに快楽を見出とは、あえていえば世界をわがものにするとの快樂にはかならない」と書いた。それにたして秋元渕は、こう反撃をくねえてきた(図区10号、ピーローはなぜ死なないのだろう)。

「音谷規矩雄の「街頭デモに快樂をみいだす」」とは無筋操ならぬ云説で、それならば眞身も拘束されまい。もし、それがほんとうなら、もっと走り、もっと燃やし、もっとコナンパンな水をぶっかけられはよかたではないか。そして快樂という言葉が、そのように概念的に用いられてよいのなら、戰争こそ最高の快樂ではないか)

この一節をわたしは批判として受けとつてはいない。われのないひぼうだとおもっていない。6・15のわたしは、秋元によつてそのように非難され、そしてそれによって傷つかざるをえないものとして、存在した。なぜ批判ではなく非難なのか——秋元はみずからを、決して反権力闘争に荷担することのない「生活者」と仮構して、その立場からこれを書いている。だからわたしは、「もっと走り、もっと燃やし、もっとコナンパンな水をぶっかけられ」それ

でも快樂をみいだすと断言し、しかもそのような(觀念的な)ことはの用いかたにおいても、「戦争こそ最高の快樂ではない」と言いきれば、非難を無効にすることができる。秋元は「世界をわがものにすることの快樂」に、権力意識をみとめることしかしない。そこにはかれの反権力思想が非政治化し(反政治化ではない)したがつて生活化せる見えない限界がある。この思想的無効性がたえきれなくなるとき、かれのバトンは、空想内で反権力闘争をなぞつてみるほかなくなる——ある種の解離作用をもつて。ここではもんだいの所在を覚えがきづうにたどつておくにとどめよう。より深みへはいってゆく、という方向性をあきらかにしつつ。定位のために引用しておくべき第三のものは野沢暎の文章である(図区鉛刊4号)。

「音ではくは得体の知れないあの(もの)の存在を身近かに感じていた。(中略)そして時折それは、ぼくの眼前に(異物)として現われ、行為の前方に立ちはだかってくる。こんなとき、さまりてぼくはその情景に幻惑され、すっかり陶酔してしまう。(中略)あるときぼくは四回周辺で、城をもつてテモ隊を先導していた。ジグザグテモはぼくの後方で激しく招れ、ぼくの前方にはヘルメットの厚い壁があった。フライシーライトは白日のように眩く、そのときぼくはおびただしい群衆によって目撃されていた。そしてぼくは、そのおびただしい視線によつて陶酔し、ひとつ放心状態のなかを走り続いた)

野沢はこの「陶酔・放心」のなかに6・15の「死」をものみこむ

ことができた。それゆえかれは6・15においてひとたび「死」をみずから内部に所有したうえで、「死」を内部に幽閉された学生たちが、さらに少數者の中の一人の死によつて、自らの内の死を外へ解き放つてしまつた)ところに、かれにじんの闘争もまた完了していることを自觉せざるをえなくなつてゐる。野沢においては、6・15の「死」は内在的に完了しうるものとしてあるし、それとともに(死くこと)もまた完了せざるをえないと自然性をおびてゐた。すくなくとも「図区」という場においては。

天沢透11郎は図区27号の「一九六九年 ノンセクション・ベストテン」の一項目に(一月十九・十九日(乱))としている。「これはよつてのことを(意味)しているとかんがえられる。第一に東大闘争がブラウン管の映像以上のものではないということ。図区の「ノンセクション・ベストテン」が、いわば日録のまとめであることからすれば、「図区日録」じたいが、テレビ芸能(たとえば11PMやナイトシーカーなど)と、やはまつたく同一化していること、をも、ここから読みとることができる。

第二に、天沢にとって大学闘争は、かれの60年代ノンセクション・ベストテンの一項目としてすでに過去のものではないのか。七〇年代にこだわりつづけるべき、どんな思想主題をつかみだしつつあるのか、この点だかんしてかれは多くを語ろうとしない。むしろ図区論上においてはまったく無言である。

そのかぎりおいては、図区前史を構成する一方の要因としての「暴走」は、かんせんにその意味をつかはなして、図区の内的構

造から消失した。渡辺武信において、「暴走」すなはち6・15の記憶は、東大闘争にたいしてついにあらたな關係をつくりだすモティーフたりえなかつた。

いま図区に、図区日録じょうのなにがりうるか——わたしはここでききどまる。ただおのれの「無言」のなかにもぐりこむはかなくなる。「説の原理あるいは音谷規矩雄論」を中断せざるをえず、かつまたく作品を讀くことのできないのがわたしの現状であり、わたしの日々は、日録とはまったくべつの領域に存在している。この二重の欠落にもかかわらず、おおわたりにとって図区が存在していふとすれば、それは思想的關係をおいてはめにならぬ。しかしながら思想的關係において、図区はわたしにたいしてまったく「無言」であるとしか、かんじられないのだ。(きみはどうするのか)といふ間違かけは、図区とはべつの地点からくることのできる——しかもそこにひらくれる領域は、(説)にほかならないのだ。

「この世界で最も幻想性にあふれた領域で、固有のスローガン、藝術を媒介として問われてゐるのは、おそらく、つぶやきからゲバートをへて田舎、さらには宇宙に至る全ての表現の根柢の發展である。とりわけ、表現の階級性的止端、死語のなだれ、自己と他者に本質的な死をもたらす沈黙への怒り、倒錯した現実へのなげくすし感覚の根底にある自然さ、どのように粉砕するのか、報復と一行の詩。汝の表現論を示せ。汝の原罪性がそこにひつそりと思つてゐるはずだらう」(63下段)

(私)は、この問い合わせにこたえなければならぬ。

たり、眠そうに目をしばたいたり、鼻

の穴をチップベンに向けていたりする。

それが刑事事件だったり、左側にこれ

はほんとうに貧乏くさい、どこか醜陋な

皮肉をした男が、喫々と人を睨むおとし

めるサディスティックな喜びに官能を満

足させながら、己を全般の座において、

人が人の故に犯す人の罪の、その針の先

のような部分までも、汗牛充栋の法条文

の中へ恥ずかしげもなくからんで、

こんなことをいっていいだりするだろう。

被告の立ちショーンには、前夜のんだ睡

眠剤サリマイトが少くまれていて、故

少女を誘惑し、触れた少女の手はアザラ

シ様になった。よって本件は……

右側はジンケンヨウゴを試印とする弁

護士様の調席だ。ナインショウだが、たいへ

い弁護士は三つの頭を持つ名うての役者

だ。公、つまり法廷や対社会的に接する

ときの正義の紳士面と、あなたが事件を

依頼するときの金を渡すまでの顔と――

こんなとき、この幅広い教養を持つ紳

士たちは、それが年くつた理であればあ

るほど、煙歌の同人誌を見せたりする。

私はこんなものをやつてしましてね。

ワシの人格は崩壊せず、したがって、彼

にこで重要なことは、このサルシバイ

の「条件反射」の発見は成功しなかつた

の男たちがそれでメシをくぐ、これまで女

房こどもを養っているということだ。人

シがくえ、人の不幸がメシや名前のタネ

になるという魔理さ、これだ。あなたが

一度でもそこを見学したら、人の命を

すら奪う機能を持つこの形式と、「期

日」（法律術語としての）の儀式で慣然

とは具体的にそこにある。國家が命じ

て、だから、オレは翻訳した。今一步で

オレの人格を崩壊させようとした、その

カラクリに憤怒したのだ。オレはバカな

人間だが、オレとバプロフの大との差

は、たった一つその点にある。

オレにとって真要なのは、オレが

いたいだけ、たまたま手を汚さない

というだけで、あなたを殺しているの

に近いと、もし神があるならばだがと。

そう思うと、

オレはしてやられたの

だ。もし――

バプロフの大――

バプロフのオフサンつてのは、長ばと

ゲをしてる（ウソをつけて？）じ

そ、まあえはヒゲを剃つたときしか知ら

ぬのた。ヒゲをじどうきながら、オフサ

ンは考えた。してやろう、大は畜生の身

だ。生産を知らんから、エサに弱い。

してやられた。今、バプロフの大（マ

スク）といふ名だったことが悔むのは、

ワシが彼の実験に参加をひきいひいたい、

から。へ・・・・・。さよう、きみに

も何かが見える。何かがきこえるだろ

う？ もとより権力がこれを読むと、

己の歴史を解見したがった当て字をあ

たる。へ・・・・・。ア・ナ・ス・ス

対談が載っている（二月七日号から）。

その第一回が神戸大学を追放された松下

昇さんと、一人若い人とのそれだ。二

人は六甲の油こぶしとやらう君に談か

かいで、起訴だつて。日大の大ドロボウ
ら、オレは一切の参加を、もはや拒む。
も起訴せぬくせだ）。
オレは特攻隊員のとき「死」を見た。そ
れは具体的にそこにある。國家が命じ
て。だから、オレは翻訳した。今一步で

オレの人格を崩壊させようとした、その

カラクリに憤怒したのだ。オレはバカな

人間だが、オレとバプロフの大との差

は、たつた一つその点にある。

オレにとって真要なのは、オレが

いたいだけ、たまたま手を汚さない

というだけで、あなたを殺しているの

に近いと、もし神があるならばだがと。

オレはしてやられたの

だ。もし――

バプロフの大――

バプロフのオフサンつてのは、長ばと

ゲをしてる（ウソをつけて？）じ

そ、まあえはヒゲを剃つたときしか知ら

ぬのた。ヒゲをじどうきながら、オフサ

ンは考えた。してやろう、大は畜生の身

だ。生産を知らんから、エサに弱い。

してやられた。今、バプロフの大（マ

スク）といふ名だったことが悔むのは、

ワシが彼の実験に参加をひきいひいたい、

から。へ・・・・・。さよう、きみに

も何かが見える。何かがきこえるだろ

う？ もとより権力がこれを読むと、

己の歴史を解見したがった当て字をあ

たる。へ・・・・・。ア・ナ・ス・ス

対談が載っている（二月七日号から）。

その第一回が神戸大学を追放された松下

昇さんと、一人若い人とのそれだ。二

人は六甲の油こぶしとやらう君に談か

求紙明書

1. 本件において、検察官は、いかなる意味においても告発者たるに似ていない。告発が存在するにすれば、それは検察官(國家)が、特定の個人を告発するにではありえないからである。
2. <「<>」の字型12箇>を認識したことによって、検察官が告発=起訴の根柢とするのであれば、ゆたし(たち)仮装被告(因)は、この認識がそもそも虚妄であることを証明するであろう。
3. ゆえに<報告>の人足、起訴状朗読せんに、なによりも当該<黒板=表現>を出廷せしめよ。
虚妄なる<起訴状>にかつて、この<黒板=表現>はいかが、本件における<告発>が、ほんとうは、なにくよって、なにくたれてなされてゐるかを、すべての出廷者にしめすであろう。
4. 本件は<表現>を本質とするゆえに、いついかなる時と処にも、連續・拡大するのである。すなはち当該<黒板=表現>は、一回かぎり告発されるのみで過去化され、<事件>の<証拠品>ではありえない。表現が存在するかぎり、本件は<法廷>すら<事件>現場となり、持続・拡大するのである。ゆえにすべての出廷者は、まず<事件>の目撃者たれ。

5. とのみふろうじで記号化されるとここの当該

<黒板=表現>から發せられる呼びをまこととさせないものは、検察官といえども<告発>において主体としては無である。

6. いかにもこの<表現>は、ひとつのいやがたい(修復不能)傷口である。この傷口は、ただに物体の傷口であることにとどまらず、この世界に現存するゆたし(たち)と事物との関係にあたえられたゆがみ・きみから発する存在そのものの傷口なのだ。ゆたし(たち)が表現において変革・解放しようとするのは、ゆたし(たち)じしんのみならず、ゆたし(たち)をとりまくすべての事物でもあるのである。国家の所有と管理のもとに<道具>として抑圧されている事物が、ゆたし(たち)とのふれあいで、いかなる呼びを發しようとしているかを、すべての出廷者は目撃せよ。

1971年5月30日

芦谷規矩雄

解放学校通信 1971年7月15日

松下処分に付する人事院審理への発言 営谷理矩雄

I. 目頭審理の〈5日間〉はなにを意味するか

人事院公平局発行の「公平審理の手引」は、審理の能率化についてくりかえしのやでいる。すがわち7月19日～23日の〈5日間〉は人事院のやうからすれば能率的なるものとして設定されていることである。

われらちはこの時間は、すべてくべつな本質によって、解体・再構成すべきである。

〈現分〉癸酉いらいの9ヶ月未をぬけて、競争云々は自己矛盾であり、それじたいひとつの大圧形態である。この9ヶ月未には、ひとりの失業せず生活者の実存と、ゆた(いた)の廻縄皮肉、不可逆的に刻印されているのである。

それゆえこの〈5日間〉におけるゆた(いた)のゆいいづの本質的な〈事実〉は、ゆた(いた)の廻縄史の現存である。1971年7月の〈5日間〉そのものがであつて、どんな過去の事実でもないし、モロガ6日...ナリ日へと連続する現在なのである。

II. 表現者は〈大学〉に存在しない

ゆた(いた)が提起すべきもとと根柢的なる主題は、これである。

かつて〈松下昇〉が神戸大学に採用されたのは、かれじんの〈表現=論文〉をもとにしてであつた——されが免職されたのもまた、かれの〈表現=……〉をもとにしてである。この同一性と差異性とが意味するものはない。

ゆた(いた)次、この主題の根柢性に達しうるには、あらゆる天上的存在(学長、評議員、教養部長、公平委員等)と

天地下地上へと解きはなたぬればならぬ——ゆた(いた)じんの奔放なる感性、取扱いこむことなき憤怒、おそれをじらぬ想像力によって、情思が論理を生むであろう。

天上的(权力の本質は十三意的であることにあらず!)公平ではなく、天地下上の対立を。

〈松下昇〉の主表現過程を〈大学〉から排除することに同意しないものは、同時に自己の固有の幻想=表現を〈大学〉→から排除し抹殺するのである。

〈松下昇〉の主生活過程を〈大学〉から排除することに同意しないものは、同時に自己の固有の生活=実存を〈大学〉→から排除し抹殺するのである。

そのようにして存在する整体=权力 暴力×表現 他)

III. 表現者=大學廻縄

代理人〉たるゆた(いた)は〈松下昇〉を介してが民を表現しようとするのか——〈松下昇〉をかくの代理人〉たるゆた(いた)の意味は、不可視の戦線をここに可視がらすこと、この戦線が〈審理〉を包羅すること。

IV. 〈六甲〉—〈三里塚〉

〈覚=田家〉の橋は断て、幻の塔は崩せ。いま穿ちすすむ間に充ちすす、不すむ地表は...

V. 表現の根柢入りかく到達するか

1972年3月17日(金)はれ

私は、

<授業料>代理徴収、その廃絶に向けた過激的表現として、(7年度授業料)(教育費)を、

<被処分者><抗告>(団)に(委託)する。

<委託>の根拠は、<宣言>補充者として、展開する。

小関広行君の公示 示要請

「代議員会議長」による
テレーメント

金算出よりの報告
六月一日の公算

九月五日の新規会計
よりの公金算出状

江上一採決の上案

代議員会議長 小関広行

同

菅原子

不適意

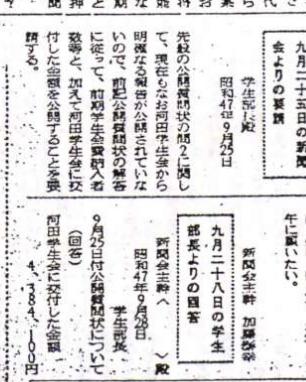
本会議

新規会計

西岡三郎

学生会議

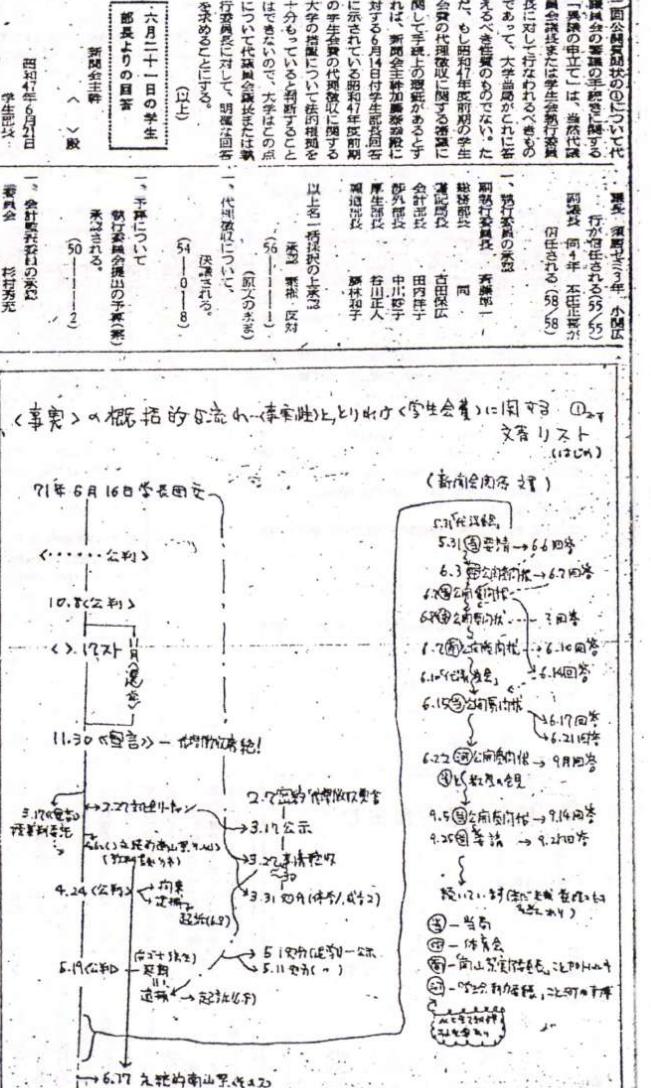
西岡



会よりの裏書
九月二十五日の新規会計

学生会議

西岡



会よりの裏書
九月二十一日の學生会
西岡

会よりの裏書
九月二十二日の學生会
西岡

会よりの裏書
九月二十三日の學生会
西岡

会よりの裏書
九月二十四日の學生会
西岡

会よりの裏書
九月二十五日の學生会
西岡

会よりの裏書
九月二十六日の學生会
西岡

会よりの裏書
九月二十七日の學生会
西岡

会よりの裏書
九月二十八日の學生会
西岡

会よりの裏書
九月二十九日の學生会
西岡

会よりの裏書
九月三十日の學生会
西岡

会よりの裏書
九月三十一日の學生会
西岡

会よりの裏書
十月一日(月)の學生会
西岡

会よりの裏書
十月二日(火)の學生会
西岡

会よりの裏書
十月三日(水)の學生会
西岡

宣

言

崩れ始めた「南山」はやっと美しいく人向の群れを生みます
崩されなければならぬくものゝを感知し、それを
崩始じたく人向の群れか、それ故に
追われてゆく、
そのことを
<人向>の群れは
やっと美しいことは、生まれます

<公開> <对等> <直接> ...

<教育>、その<直接>性地平の
<公開>的創造、に賭する――

权力による教育費(授業料=学生会費)
'代理徴収'、その底絶に向けて

教育とは向か?を

課外の側から追求したことを自己の任務として設定されているが故の、
過去・現在・未来にわたる全緊張を込めて、1971年度「学生会」執行
委員会は、1971年度教育費 ⇄ 授業料 ⇄ 課外活動費 ⇄ 教育とは何
か?研究費 ⇄ 学生会費が語るその本質を、最も高く提出し得たと思われる
が、教育とは向か?と<直接><公開><対等>関係の内容を追求しよう
として創出された、6・16<教授会>粉碎 ⇄ 学長田舎における学生の
思想的本質に臨むのが、唯一、誠実であるとの、「南山」その現在的情
況をふまえての見解であろう、ところから

次のことを、《宣言》する。

《 声 言 》

1971年11月30日(火)はれ。

可憐的に対し、

クラス(=正課)の前提である自らが課外活動のその自然性を押し進めたために、「权力」によりく処分されといった・されていく違反を含む假想被告(団)へ、

不可解には、

わたしたちの課外活動の前提である、自らがクラス(=正課)のその自然性を押し進めたが故に「权力」によりく処分されている。きよひこ かの假想被告(松下昇)さんに、

1971年度教育費 ⇄ 授業料 ⇄ 課外活動費 ⇄ 教育とは何か?研究費 ⇄ 学生会費の還元過程を、

权力による教育費「代理徴収」その座席に向けての虚偽的表現として、委託する。

それの意味を考えてゆくことで、教育とは何か、の最も高い水準にゆきついてしまった6・16〈教授会〉粉砕 ⇄ 学長団の質をやっと継承し得るひとつの現実を是認し得る、と思われるからである。

教育といふ原初体である、きよひこ学生の緊張關係に盜み入り込むのが「なにもの」であるか、はそれにあっていくとも、提出し得るところである。

そしてそのこと(〈松下昇〉さんの委託)は、かつて「南山」に現らし

得たどの「学生会」共同体にも、とはや解決不能なひとつの現実を学生大衆エネルギーの質が提示したことからの誠実な継承であり、それは、必然的に、旧い「学生会」共同体の存続に異を唱えるとの区である。

1971年度「学生会」執行委員会を「权力」は認めない、と言い続けるがよい。†

尚ほ、その語り口の極限としてきよひこから6・16にもった弁を忘れるべきではない。†

「学生会」の諸機能は、今后一切6・16〈教授会〉粉砕 ⇄ 学長団の質の継承としてのみ語られ得る。

「学生会」共同体は、6・16に噴出した学生大衆の非合法エネルギーの質に、既に、呑み干されてしか現存し得ていないからである。

故に、ここに今后一切の「学生会」諸機能の停止 ⇄ 非合法エネルギーの質の継承、の確認をするとともに、それの意味を向いて続けることなく19712年度>摸索の端初として、《宣言》を提出する。

《宣言》によって埋もれる自らが不安の内容を卓換せよ。†

*

かつて、「学生会費」の存在にされ景に得なかつたもの、から授業料を「南山」に投じることの矛盾を感情したが故に〈処分〉を申し渡

される、とゆき教育に背理ともひとつの現実を自向し続けるもの、に至る全ての、今6・16〈教授会〉粉砕→専長団体における思想的報告の、発言引受け諸君。▶

————— その非法エネルギーの噴出過程に賭けて · · · ·

かつて存在したいかなる「学生会」のあり方といえども、それは、専生会運動が正誤を前提せざるを得ないものとして設定されているが故に、専生会は人のクラス(=正課)に贈れる、自らが失望(=妄想の確証)の程度に整合して、規定されてきた。

そこで、1971年6月16日、クラス(=正課)=きょうじと専生の関係のあり方は極めて明示し、それ故の課外活動も、その極限を唱った。

教育とは何であるか?▶

その教育が持つ「正課」の側から見ることが可能であると同時に、「正課」と補完するに今のところ設定せざるを得ない、わたしたちの教育内容を追求の端である課外の側からも当然得り得る。

そして、課外の側からの教育とは何であるか?追求を在りとのとして「学生会」はあり得た。

またそれは、きょうじと専生の関係を追求したことと可能なテーマであろう。

専生の向い、にきょうじはどこまを应え得るか!!

きょうじの向い、に専生はどこまを应え得るか!!

教育とは何であるか?を課外の側から追求するとのとして存した「学生会」諸共能空、

その自然性の極限をもつた1971年6・15—17全専ストライキにおける非法エネルギー存在の意味に賭けるべく、
ここに、これまでに至る全ての「学生会」諸共能の極限が生み出した6・
16という新しい現実の継承をこのて、旧い「学生会」共同体に対して、
その幻想を捨てるべきときある、
ことの確定を、《宣言》する。

この《宣言》を運ぶ不安の内容を検証せよ。▶

上記 《宣言》への前提

1. <1972年度>「学生会」執行委員長、南山祭実行委員長選挙は未だ不成立→成立不可能であり、選挙によってく選ばれたと自称・化粧のいたなる執行委員長と実行委員長も存在しない、ことを《宣言》する。
2. 1.との内的権限において、1971年12月1日以降、所謂「学生会」室、南山祭実行委員会室(=代議員会室)の2室を、〈投票者は全て立候補者である〉ことに基く全専<執行委員長><実行委員長>釜本に向けて→室として解放する、ことを《宣言》する。

月夜断りから夜の虹

魯坂東山

— おい、なんだいこりやあ！ ポルノ映画の題名みたいの。まるやももたらからちゅうちゅうこうえんって。トウリマからチカンの変身ものがたりでもあるんかな？

— いや、くるやたいたんだからひるちゅうこうえんってえむらしいは。^{（なんじやほなめやとうさい）} 墓が矢失^{（矢）}たいに東西を走ったっていつから、アルキメデスカツエノンの奥みたし^{（矢）}ばなし。このひとなんでも、そのとき一っていうのは、まぎれもない犯罪のあったときのことらしいぜ、西川にいたけど東川にも同時に、北川の墓が自転車にのったみたいに這ってすばやく、いたということと、かつての官道夫^{（びきつ）}に、不在の殺身刑^{（殺身刑）}をうけて、森山あたりのヨミに追放されたらしい。そんなに^{（矢）}くはしにゆき這っていったのはしらなげ、そのために夜になるとももがたちきれ、半身不隨^{（はんじんふぞい）}となり、墓^{（墓）}町内の次のあたりからもえぞいるらしいんだ。いや、そうじゃあなくて、ももがたちきれ、はしけなかつたら、尻に火がついでもえたようになつたって説み、そういうつたがいいかもしない。

— でも、オカヤマとヒルゼンっていえば、中日地か山湯の南北っていう位置だね。

— そうだよ、岸辺の磁針に地震をキヤッとする^{（請）}死があるってことだよ。森山っていえば《高野聖》のヒルのしたたる森だったみな、あれを思い出さが、なでじこのあたりイガナギヤイガナミをわっかりていって、迷にわいはらわれた、っていうよりにげてきたと、いわゆる《観的逃走神話》の場にちなく想定されるってんで、いや無理にでもそつ想定しておいて、逃走^{（脱走）}いやあなくて、観的憑依^{（脱走）}っていうことにしたらしい。それで東西っていえばずいぶん散文的になるだ、墓が矢失^{（矢）}たいに這つてていうのは、幻想の極限^{（極限）}なら微積分の問題としておいて、でないのなら神話にやける行為^{（行為）}っていつところにいたらしい。このひと、いせん、行為の神話に、十字架にバッテンをうって、ぬけ^{（抜）}身の假^{（偽）}などんのちがう甲組織^{（組織）}できこいりゆうてころげたことがあるらしい、それ^{（イガナミ）}鉄柵^{（鐵柵）}にもなっているんだ、墓の甲のようなく、又に米^{（米）}ってしてみて、いや、身^{（身）}と骨^{（骨）}の風刺^{（風刺）}ちでてきにふづるから^{（のぬけた）}、それをなんていつたらいいかな、□にはちゃんとした名前もあるのに、□はなんて既むんたい。ク、フなどごのきの笑^{（笑）}みにいたし、カッコ、カッコ^{（～）}いやあ童謡^{（童謡）}になってきて、ハオ、それで動^{（動）}はんないが、まあ、それを實體原理でもいいよ、關係の絶対性な、關係の客觀性になった、その内部構造の客觀原理、そういうじって、それがぬけたとしてみよう、そうするとあと光速度不變の原理ってうことになるが、こりやあ不^{（不）}条理性原理をといてみるしない。そうなって、等価な不等価なわざらぬところに、ぬけ^{（抜）}る空^{（空）}があるんだ、そのあたりに、すいぶん古典的になるが、ピコイ・ド・ドームのパスカル^{（パスカル）}じゃないが、真空の実験^{（実験）}しててくるんだ。とにかく、絶句、無言、沈黙……、真空ではたして何が呼吸ができるか、せき込むか、せん、くばど^{（くばど）}するか、たしかに森山町^{（まち）}はんに、それねうその中で、そこか^{（か）}ねけてるところに、もう一度、たし算とかけ算をやつ直してみたらどうなるかっていうことらしい。

— が、ふんわりのわかうない散文、いや、散文的なことだよ、いかにもビラ的だよ！ そんなことを大丈夫かい。

— 大きなへちまももやしもあるかい、カメの端初の備合の備合。いや、どこからともいいさ、投げた石塊が、銀色に空をとんでいった、といつたり、カメに、のろのろでも這つていくものに変身したっていゆのは、なんでもなくちやあできない、わならないよなじさ。

— カメ、カメ、カメ^{（カメ）}、わな甲を、っていつぬけな。

— そうさ、世界のうちでわあえほど、ありのののろいものはない。どうしてそんなにのろいのか、幻想の振舞^{（振舞）}はいあるき、首をもたげぬしげているのは、このわあえだけだ。あまりにもはやすぎる時間帶の中で、あまりにもわせいということは、そこにもっともわもにいものがあるっていだけのはなしは、カメのおはなしからうらしきのものがたりでもとりだせたら、そのときそれこそ白雲のまえに世界がさきこまれてしまつって。

— そんなお伽ばなしみたいな話ってあるね。

— あるないか還相の裏物語、それしたこれからばほじきらうひって
いったことあるだよ。

— でも、還相なんて仏教用語だし、いくらうらにひっくりかえったって
うらんでみたって、うらしきものがたりはうらしきものがたりだな。な
にぬそばにかえって、老人になっちゃう。ずいぶん、なつかしいニッポ
ンじん的なはなしだよ。

— それは、そうで、そうではないんだ。慈宮なんてその当時、実際的奴
らにはシラギあたりであったかも知れないし、もっと無時間的^{時間}の
ぼって、そこへと転位していた海上の道をさぐったって、あんまりたし
になることはない。現在そのところからかえるところ、それはアルフ
マヘットの通用しているところどこでも、からつていうことがいえるん
だ。それ以外はあんまりしない。勿論、シラギでも、カンでも カン
でもかめばいいさ。この島にうちよせてきたヤシの実でもなんでも、そ
れがこの島のねでをかたちつくってきたとして、じつはこの島にはな
んにもななつたにして、それをひっくり返し、そのうらをつたわってい
こうっていうわけさ。

— それでは、ゼロをゼロで割ってゼロになる、なんてバカげたおはなし
にならないかい。慈宮やわどひめさまをひっくりかえしてどうなるんだ
い。ささやエッ? なはなしにおちるんじゃないだろうな。それはのを
むところだとしてさ。

— どうなるか、それがわたのじみ。ゼロが世の中になくなったらどうなる
か、いはさらゼロの発見からへだな哲学ものがたりをくっつけようなん
て思わないが、これを、そら・ソラってみんな見るんだ。空は空をじか
割ってけりがないじゃないか。それで宇宙がでてくるか、わからないが
空に空をかけといったところにトウコクの悲劇があるんだ。逆ユートピ
アなんていうやすっぽいしうものではないぜ。さしあたり、まあ、Kの
城みたいなものさっていっておこう。それであって、還豆箱を開いてみ
たら、みんな子供になってしまう、っていうのがこのものがたりの一応
の結論さ。

— なんだ、それだけの話ね。バカらしい! カザマーソフの方々もっとあ
もしろいや。ちねごろ、くだらないほなしやくだらない流通ルートをと
ってはいってくるが、そんなまがいものの一種じゃかないかい。あひて
びっくり、夜店を走っているにせの虫石うといふんじゃあ なさけない
よ。

— そういうえば、仙而非物語っていう、ニセにもなりきれないのもあった
な。あれなんか、まだましなほうだ。若きヘーヴル 若きマルフス、若
き……ルカーチを研究していたら、ああなつちやつた、ていうのは、
仙而非 じやなけりやあマンガなんかのよみすぎで、ツル出血って

いうところだが。主もまちがっている。あんまりわもしろくもない。ゴカイ
ものねたりっていうところかな。白ッパイまでのはるところをゴカイどまり
までしねしていないっていうのは、風呂台風あたりにあてられたんだろう。5の
オスセッションなんて、いわにセションヘンキョウトあたりのはなしだよ。最後
に、く松下昇はパンをいかに喰うべきか、っていうのがのっていろば、この題名
が題名でくだらないのはいいとしても、その前やそれに見合っている連中、特に
オーラハラなにぎしなんぬの國育名類を、チャカしていらっしゃつていつのはいいが、なん
じんの松下昇は、く、>がついにきり、なん々その中の御本草みたいにたてまつて
きつねづにおさめてしまつているところがむけだね。当然、松下昇はパンどころない
つもガムやあめ玉をくいしゃぶって、おきりにコーラあたりのものんでるだうが、私の
下のほうにのはるっていうんだから、ひっくりかえった様みたいに、カメはパンをいかに
食うべきか、っていい方ぐらいきてかしたほうがよかったです。

—いや、なにものだい。そのマッショノボルっていうのは。どこかのホテルカナデパートでエ
レベーターボーイでもしてるヒト？

—エレベーターボーイ、そりやあいい、幻想の昇降機の押ボタンを、ささみへそあたりじゃ
ないだろうが、しかし、かくしもっている、たぐいまれなひとだよ。でもそんないい方はやめ
ておれに方がない。おのれと世界のすべてを、比ゆにしてみなくちやあわざるのきがないひと
だねら、すぐエレベーターボーイなんかになつて復讐されるわら。それより、カメヌ、サルヌ
うていうていた方がまだぬれい。しかし、かわいらしいからって安心していやらしくない。バクイ
ユガブルトンにクソを、ごあどうやつたわきでは知らないが、便所方式なんかで、送つたって
いうば、そんるのはまだ朝のしきるにだすことだら、どうなつてもほしょうできなくなるから。

—そんなにすづいんない。

—まあ、ミロクボサツのようなスマイルを微笑していて、池田のなかのなかじゅあない、ヒロ
シシガさつきのふうになるのじ、わからなばなししてはないんだ。エレベーターの軽やかな重た
さ、少年の軽さに、老人のどうしうもない重さ、その人生のエレベーターにのって、幻の登山行
きの内みは、潔癖、不潔、純真、狡猾、それで世界の幻想の重力をはなろうとしている人だら
さに、やの写、まるがついたらだめだよ、じゃできないことさ。エレベーターボーイっていな
ば、『失踪者』のカール・ロスマンがわとなになって、日本に失踪してきて向かいあつてあるつ
ていう感じだな。

—またカフカかい。カフカ、カフカじゃあ庭にもなれない、夜もあけないじゃあないか。カフカ
は比喩を拒否した文体だなんていわれているが、その残照があるとして、たしかにフレヒトあたり
にはそんなふしがある。駿河の森わらは、そこにせひるあたりがあっこちてくるかもしれないが
空の松の木わらはく、>がおちてきたのがな。でもアメリカはカフカのさくひんのなれじやあ、
あんまりたいしたことない。メロディマンみたいなだぜ。われはきらいた。

—ばないえ、きらいすきるあばにもえくば、アメリカと失踪者はらがうえ、書かれざる部分を
へて、どうして、オクラホマの野外劇場まで、いざれる、その仮装の舞台にまでいくかなか
れていいれば、城に對極する世界が、だからさつきもいった、裏島物語までとぞいてくる光線
がみせてもらえたのに、まったくあしいことだよ。残念ながらネガティスな色彩の光が、
城から影の伝延あたりにまできていて、いっていってじょつているんだ。

— ああ、そのひとの文学といつ弱い立場っていう謹演集を読んだが、そういうえば、カ夫カはこうえんはやっていないんだろうな。

— さあ、手紙や対話までは残って発表されているが、それにひとの講演会にはしばしば行っているようだし、しきたりみたいに自作の朗読もやっているらしいが、こうえんそのものはやっていないんじゃないかな。

— カ夫カのコウエン、カ夫カのアジテーション、そういうただけでぞくそくくるものがあるな。

— 日本の謹演集っていうたぐいじゃあ、ヨシモトぐらいいしかまともにハナシはしていないな。このひと、もうカモクを拒否しているところがすごいんで、どうも、詩人のコウエン、文学者のコウエンっていう感じじゃないかな。

— ああ、このあいだも、戦争が電出してきた、なんていっていたひとかい。

— そう、しかし、あれほんたうに向處だな。一場所が場所だ、てめえが以前 執筆拒否の声名がなんかしたところの、何十周年かをいわうっていう場のことだから、その弁明ぐらいはその時しておいたおばあさうなものなのに、なんにもなくて、そういうた場をカッコよく、くじゅあカッコワリやうる、以前われは日本の大衆を絶対に敵としないという思想方針を編みだすといついて、その大家のほんのささやかな発言のなまみを批判している。発言していらモテーフはわぬらいわけではないんだ。しかしこのひとはそういうたどりしよもないことを、われの中の大衆構造にむきあっこえてきたひとなんだ。それをああいった場でいっちゃんしてないんだ。

— いや、別のところで、同じことを書いてるよ。

— それはそつだう。しかしむだそこを今見てめたがるが理解したどなりぐらの場所の批判をやっているんだ。されか、いいかげんにしてくれっていっていにそ、まあ、率直としてわなんないことがあるとして、このひとは名えどわい、ふしという倫理のもじを肉身として隠れていて明らかにしたようなひとだから、そういうこととはないがしるにすべきじやかない人じやないんだ。

— そんなことにいちいちつきあいかねかわっていたってどうしよもないよ。

— それはそうだ。だから、想定されるカ夫カのアジテーションってことで、ごく日常での話し言葉をくり込んで、わくことな向處なんだ。それで背中から腰をつにわって、こうもんのあたりでもえてみるんだ。タルホじゃあタルホ(ラ)のともしびをしがまわりとんでこないから、あんまりひえてるよ。

— アルホのAで、サインはVよりAっていうのは、あんまりされないな、でもAが燃えたらどうなるんだい。

— どうなるか、とにかくAよりヒタれたタルホ的宇宙がもえることは決かなんだ。奥たしてどこまでもえつきる。とにかく Aより簡単に甲へきていってしそうどころに、このひとの無時間的な構造的な欠陥があるんだ。

— たしかに、戦争の時間的契約っていうのが全然ない、そのところが、わくってこの人のすごいところじやない。いわい、又この人がコウエンやったらそれこそどうなるかみものだが、残念ながらそんなコウエンなんてみたことない。

— それでまあ謹演というあたりどころはわかったが、それよりこの対談をどうやってしめくくるか。たまつてしまりがつねないふうになったな。ゼンキョウトウ……これはこれだけならべてみたっていうお詫びでは、どこにもあるくにうない陳列になってしまふからな。

— いや、僕はゼンキョウトウ……について語ろうとしてないよ。そんなことしゃべれるな。多少とも交差するところをしゃべってみたついで、文こんなことをせせと関係なくやっているし、しゃべれることさ。

— せれではほくめやとうざいっていうのはどうなるんだけ。

— まあそこにふいろいろ思惑がこめてあるんだ。ヨツマカイダンってすごいからな。幼児をだきかねえた幽靈ってもてうだな、昔が二引きても、勢いでいくっていうんだから。うらもだんだけひとつあらはれいるものを、そういった思惑がななつたが、どうしてこころにすることかい。

— その、いえね、思惑をとどまりってことか。

ことを夢みて、意図的に七〇年十一月の〈南山〉祭における〈松下昇〉の〈講演〉を〈共同表現〉としてとりくみました。

近況をお伝えしますと、実は、25日（昨日）地裁民事第三部に出廷してきました。自分が何のために出廷するのかは、自分の内部の欲求と〈共同表現〉論としての交差の関係でははつきりしていませんが、〈裁判〉自体の連続性と自分の問題意識との関係が明らかになりました。

しかし、〈六甲空間〉で松下さんと対話しているうちに〈研究室裁判〉における見える、現実の〈被告〉を仮装しているものとして「松下昇表現集」の像がせりあがつてきたのです。そして、それについての〈証言〉をしらる人間として編集発行主体の〈北川透〉が問われることになったのです。〈法廷〉ではこの〈裁判〉の債務者である〈松下昇〉より証人申請が行われました。この申請は直ちに却下されました。しかし傍聴席より〈北川透〉は〈証言事項〉を直接に口頭で述べたために、見えざる〈仮装被告〉の〈松下昇表現集〉の像が一瞬〈法廷〉に直立することになったのです。

まだ民事第六部において、同様に〈北川透〉を〈証人〉として〈申請〉する行為は執行されますが、ここにおいて却下されたとしても、わたしたちは権力が決して〈仮構〉しない幻想の〈法廷〉があります。もし、現実的に〈証言〉不可能だとしてその幻想の法廷において不可能性の〈証言〉が全面的に展開されるでしょう。いまその不連続性な連続性の女神が〈わたし〉に微笑んでいます。

ただいま〈松下昇〉さんより文書で〈証人〉として申請されました〈北川透〉は〈わたし〉であります。何を〈証言〉しようとするのか二点にわたって述べます。

第一点、当事件裁判において、裁判所へ一冊と国家へ一冊と計二冊の「松下昇表現集」が債務者つまり〈松下昇〉側の主張を立証する〈書証〉として提出され、受理されております。この〈表現集〉に収められている〈作品〉を含んだ〈思想表現〉のほとんどすべては、実は〈仮処分〉の対象となっている神戸大学の〈松下研究室〉で生み出されたものです。しかも、松下さんは、先ほどの〈赤木証言〉でも述べられたように、学生のバリケード期間中も、機動隊によるその解除の時も、神戸大学の教育の中では唯一一人この〈研究室〉に在室され、〈研究〉を継続されておりました。つまり、〈松下研究室〉は国家権力の排除も及ぶことのできない幻想のバリケード空間として実在しつづけていたのです。そして、まさに幻想のバリケードの内実、思想的源泉こそはこの「松下昇表現集」にあるといえます。従って、〈松下昇研究室〉の仮処分という仮装をとりながら、法・國家が何を処分しようとしているのかを明らかにし、そして、それに対して債務者（松下昇側）の主張を立証していくために

は、この「松下昇表現集」の編集・発行主体であります〈わたし〉の〈証言〉が是非とも必要であろうと考えます。」

第二点、〈松下研究室〉が逆封鎖されていた一九七一年五月二十八日に、〈わたし〉は〈松下昇〉との詩と思想の分野における広義の意味での〈共同研究〉の一端をなうために、当研究室をはじめて訪れ、ノックしたにもかかわらず国家の沈黙しかかえってきませんでした。〈仮処分〉は、この研究室の〈共同使用〉について、〈わたし〉に対しても重大な〈不利益〉を与えています。以上の二点を〈わたし〉の〈証言〉の根拠といたします。

九七一年十月二十五日 神戸地裁民事第三部 二十八号法廷にて

第六番目の証人を仮装する者は北川 透

一五日の〈仮処分裁判〉における〈赤木証言〉でも述べられたように、学生のバリケード期間中も、機動隊によるその解除の時もおいても、神戸大学の〈教育〉の中では唯一一人この〈研究室〉に在室され、〈研究〉を継続されておりました。つまり、〈松下昇研究室〉は国家権力の排除も及ぶことのできない幻想のバリケード空間として実在しつづけていたのです。そして、まさに幻想のバリケードの内実、思想的源泉こそは、この「松下昇表現集」にあるといえます。従って、〈松下昇研究室〉の〈妨害排除〉という仮装をとりながら、法・國家が何を排除しようとしているのかを明らかにし、それに対して〈被告〉（松下昇側）の主張を立証していくためには、この「松下昇表現集」の編集・発行主体であります〈わたし〉の〈証言〉が不可避であると考えます。

第二点、〈松下昇研究室〉が逆封鎖されていた一九七一年五月二十八日〈松下昇を〈立候補者〉とする生協総代選舉の投票日でもある〉に、〈わたし〉は〈松下昇〉との詩と思想の分野における広義の意味での〈共同研究〉の一端をなうために、当研究室をはじめ訪れ、不滅の〈バリケード〉という文字のある扉をノックしましたにもかかわらず、いや、ノックしたからこそ、国家の沈黙しかかえってきませんでした。原告側の妨害排除の訴えは、この研究室の〈共同使用〉について、〈わたし〉に対しても重大な〈不利益〉をもえていきます。少くとも以上の二点を〈わたし〉の〈証言〉の根拠といたします。

一九七一年十一月十五日 神戸地裁民事第六部 二十一号法廷にて

第六番目の〈証人〉を仮装する者は北川 透

〈証言〉の根拠

一一・十五 神戸地裁

当法廷で〈わたし〉が何を〈証言〉しようとするのか二点にわたりて述べます。

第一点、当事件裁判において、裁判所へ一冊と国家へ一冊と計二冊の「松下昇表現集」が〈被告〉つまり〈松下昇〉側の主張を立証する〈書証〉として提出され、受理されております。この〈表現集〉は、実は〈妨害排除の訴状〉の対象となっている神戸大学の〈松下昇研究室〉で生まれ出されたものです。しかも、松下さんは、先ほどの〈赤木証言〉でも述べられたように、学生のバリケード期間中も、機動隊によるその解除の時も、神戸大学の教育の中では唯一一人この〈研究室〉に在室され、〈研究〉を継続されておりました。つまり、〈松下研究室〉は国家権力の排除も及ぶことのできない幻想のバリケード空間として実在しつづけていたのです。そして、まさに幻想のバリケードの内実、思想的源泉こそはこの「松下昇表現集」にあるといえます。従って、〈松下昇研究室〉の仮処分という仮装をとりながら、法・國家が何を処分しようとしているのかを明らかにし、そして、それに対して債務者（松下昇側）の主張を立証していくためには、この「松下昇表現集」の編集・発行主体であります〈わたし〉の〈証言〉が不可避であると考えます。

第二点、〈松下昇研究室〉が逆封鎖されていた一九七一年五月二十八日〈松下昇を〈立候補者〉とする生協総代選舉の投票日でもある〉に、〈わたし〉は〈松下昇〉との詩と思想の分野における広義の意味での〈共同研究〉の一端をなうために、当研究室をはじめ訪れ、不滅の〈バリケード〉という文字のある扉をノックしましたにもかかわらず、いや、ノックしたからこそ、国家の沈黙しかかえってきませんでした。原告側の妨害排除の訴えは、この研究室の〈共同使用〉について、〈わたし〉に対しても重大な〈不利益〉をもえていきます。少くとも以上の二点を〈わたし〉の〈証言〉の根拠といたします。

一九七一年十一月十五日 神戸地裁民事第六部 二十一号法廷にて

第六番目の〈証人〉を仮装する者は北川 透

多少の展開をつけ加えておく。右の吉本氏の「近代國家」と「社會」の區別であるが、その區別の前提となる認識は、國家は社會が生み出したものだ、ということである。

近代資本制社會が近代民主主義國家を生み出す。だから、「國家」がその共同性を確立するためにはや「宗教」を必要としないから、「宗教」を「社會」へともどすのだ、と言つても、その宗教を必要としている社會が同時にその國家を生み出す蓋然なのだ。相變らず宗教を必要としている社會であるからこそ、このような國家をつくり出しているのである。その全体の闇黒がとらえられなければならない。近代政治國家は直接的には宗教を必要としない場合でも、間接的には抽象的につながっているのである。たとえば、個人の内的な問題が（あるいは個的実存の、あるいは個的実存の根底の問題が）、個々人がばらばらに孤立せしめられ対立せしめられる資本制社會の特質に応じて、独自の分野として切り離される時に、その分野を専門的に担当しようとする宗教が必要とされるのである。宗教がおそらく抽象的な個人を相手とし、その結果またおそらく抽象的なきき運営性を主張する理由がそこにある。そして宗教が個的実存の問題を担当するから（本当はもっとも本氣になって担当してはいないのだが）、近代國家は安心して國家的共同性だけを問題にしていられる。しかし實際のところは、どちらも個人を個々ばらばらな個人として切離し、そうすることによって、逆にまた、普遍的人格を設定する、という点では共通している。したがってまだ、特定の國家が、世界中の國家ではなくそのなかの二、三の國家が、他國家との競争のはさまで成立の根柢を探り直す必要がある時には、近代國家といえども容易に宗教的國家になりうる。

以上、吉本集会からちょうど一年たつが、私がこの文をまとめたのに何はどうか怠慢であったとしても、他方また、これは打ち上げ花火的な集会ではなく、我々の持続する問題意識の一環である故に、この集会の報告を長く廻遊する意味があったと思う。

(『自殺道は發言する』第二回、二二六、二二七、三一四より転載)
このように、それは問うことは社会全体を問うことによってはじめて可能になるものである。
以上、昨年の吉本集会からちょうど一年たつが、私がこの文をまとめたのに何はどうか怠慢であったとしても、他方また、これは打ち上げ花火的な集会ではなく、我々の持続する問題意識の一環である故に、この集会の報告を長く廻遊する意味があったと思う。

(28)

「情況」'73. 8

支配者の“総括”を超えるものを

●〈竹本処分〉が暴露したもの

2

資料編集 池田 浩士

はじめに

一九七一年夏の〈朝霞自衛官殺害事件〉を徹底的に利用して展開してきた反〈過激派〉キャンペーンは、すでにこれまでの丸二年間に、かなりの成果をあげた、と言えなくてはない。〈監視院公舎爆破未遂事件〉なる幻の事件をでっちあげて多数の人々を百年も昔の「爆発物取締罰則」違反でひっつかませ、〈土田邸爆弾送付事件〉では何が何やらわからぬうちに、犯人(たち)をつづりあげてしまった。公開検査という美名のもとで「便益スパイ化・苦労体制は着々と〈国民〉の生活に根をおろし、〈過激派〉を見張る自警団は潜在的には全国いざるところの地域や職場に組織されている。あの黄色い棒の写真入り手配書は、イデオロギー的に効果をあげたばかりでなく、実質的に恐ろしい成果をおさめた。「この頃にビンときたら一〇番!」のボスター発足以来ほぼ一年を経た今年の二月、警備当局はこの手配書をいつせいに模様替えし、いわゆる〈過激派〉(オレンジ色)とそれ以

外の犯罪の容疑者(黄色)とを分け、キャッチフレーズも「一〇番! あなたの様にいませんか?」に改めた。ところが、この模様替えからわずか二ヵ月ほどのあいだに、後者のうちの実に八割(一〇番)が善良な市民の通報のおかげで逮捕されてしまったのである。「一〇番!」は、いやや、こちがい、人びとを罵りじてはいるのだ。そしてこの觸触は、さらにさきがまなフレーム・アッブの基盤となり養分となる。これに依拠してあらゆるファシズム的要素が急激に現実化されいる。

松下昇(元)福岡大学講師が竹本信弘(高田洋)氏を「隠避」しているという想定のもとに六月二十日から二十九日にかけて全国十九ヶ所でおこなわれた一斉搜查・差押えは、こうした過程のなかでの新たな一段階の始まりを意味する。警備・治安当局は、またもや強圧の範囲を拡大したのである。赤軍、黒ヘル・ブループなどと竹本助手とを無理矢理むすびつけ、往きがけの駄賃に主として東京の〈知能人グループ〉なるもしくは手を出してきた彼らが、今度は〈被処分教官グループ〉なるも

支記者の「説話」を起せるものを

のを全国規模で捏ねあけて、その「ダルーブ」の中心と彼らが目した
松下昇氏に、竹本助手隠匿（盗難なひびきをもつこの用語は、要す
るに犯人隠匿や逃走隠匿と似たようなことを意味するらしい）の容疑
をかぶせているのである。言つてみれば、それだけのことなのだ。

だが、強圧盛大には、無視しえぬ要素がいくつか含まれている。

まず第一に、今回の一斉強制捜索・押収は、竹本助手の勤務先である
京都大学の評議会（私学の理事会に相当する大学最高決定機関）が今年は
じめから開始した同助手（分限免職）处分審査と密接な関連をもつ
て行われたということ。すなわち、处分審査に参加することが不可能
な竹本助手の代理人ないし参考人として審査に登場する用意がある
ことを京大評議会に申し出た数人の人たちと、学内で処分反対を表明
してきた有志教官とに、この捜索・押収はびたりと照準をあわせている
のである。しかも、警察当局がこの「収容事件」なるものをこしらえ
あげる直接の手がかりとなったのは、これら申請者と京大評議会だけ
しか知らないはずの往復文書以外の何物でもない。つまり、第二
に、いまや警備公安当局と（大学）は堂々と抗一較線をはって反対派
庄毅にのりだしてきているということ。六〇年代後半にはじまる全體
学園闘争のなかでは、その取扱過程において、警察力にうったえ
ることにある程度の恥じらいを見せてきた（大学）が、形式的に
には「竹本助手の指名手配は大学外の問題である」と主張しながら、
その大学外の問題の捜査にまでなりふりかまわざ協力し、それどころ
か審査とびたり歩調をあわせて行動しているのだ。

当然といえども、（大学）のこうした行動は、その直接の攻撃対

象が、松下昇氏をはじめ、大学闘争に関連して処分を受けた、または
受けつゝある大学教員であることを見るなら、まったく特殊な意味を

年四月号の「（竹本処分）が暴論したもの」、および同誌同号のよつた
の報告（丸山照雄「拘置される側の監禁」、千代丸鑑二「不担当者・対抗のた
めの原点」）、それに「庄章」第十号の福富弘美「虚構を『完全爆破』
せよ」以下の一連の報告・エッセイを、参照されたい。

1 六月一〇日 神戸・徳島・名古屋

六月二十日早朝、神戸市灘区の松下昇氏宅を、兵庫県警の装甲車致

台と防弾チョッキで完全武装した警官數十名が包囲した。彼らは、
〈第二の淡間山荘〉を予想して、付近の住民に避難を勧告したのち、
松下氏宅に踏みこんだ。三時間半にわたる強制捜索の結果、十三点の

物品（後述）が押収されたが、その大部分は、前夜から松下氏宅に泊
っていた岡山大学（元）講師・坂本守信氏の荷物のなかから（もちろ
ん令状なし）で強奪されたのである。松下昇氏は、捜索終了後、その
まま強制的に〈住居同行〉を求められた警察を約三時間にわたって取
調べを受けた（当然のことながら強制した松下氏にして、マスコ
ミ、とりわけ六月二十八日付「毎日新聞」夕刊は、松下氏が竹本昇選
の事実を供述したかのような記事を流し、同氏宅で逃走資金と思われる
「現金数百万円」と「多額の預金通帳」が発見された、というう
ちあげを書き立てた）。捜索の根拠は、「犯人隠匿」容疑の裏付け捜査
であり、捜索後に交付された「押収品目録交付書」は、つぎのよう
な文面になっていた。

〔資料1〕

（基） 様式第三六号（刑法第二二二条第一項）

押収品目録交付書		
被疑者竹本信弘に対する犯人隠匿容疑事件につき。		
本職は、昭和四八年六月二〇日、兵庫県神戸市灘区赤松町一丁目一の五 松下昇方において、右記目録の物を押収したので、この目録を交付する。		
品 名	押 収 品 目 録	品 名
松下昇	松下昇	久木田 豊
〔平時・夜間〕	〔平時・夜間〕	〔平時・夜間〕
数 量	数 量	数 量

同じ日、捜索は名古屋の二ヵ所（兩山大学〈住居〉）と徳島でも行われて
いた。徳島は、今年に徳島大学を〈懲戒免職〉されたといわれる
〔更生説明書〕・〔懲戒処分書〕がまだ被処分者に届いていない（同大
医学部助手・山本光代氏の下宿先である。山本氏は不在だった。）
索は家主を立会人として行われ、七品目十二点が押収された。

おびていることがわかるだろう。一方では、貧乏、教官たちが次して
その鬭争をやめてしまつてはいないこと、それどころか、自分自身に
たいする（自分）の意味を深化させ膨大させる方向で開いてがつづけら
れていることを、この事実ははつきりと物語っている。だが同時に他
方では、彼らに対する（自分）が、形式的な「大学自治」にもとづく
（自動的）処分だけで終わるのではなく、治安当局と一緒にとった
（刑事的）・（社会的）処分へと連続させられるをえないこ
とも、ここで明らかになつたのである。この点について、強圧のこの
新たな段階とは、すなわち、学園闘争そのものの「怨恨」が問われる段階
なのだということ、これをわれわれは意識しておかねばならないので
はないか。少なくとも、（大学）当局＝治安・警備当局は、彼らなり
に、学園闘争（あらゆる（過激派）の運動と根柢において結びついた
全體的運動の一翼としての）の怨恨を、竹本助手通説その他一連の
動きを通じておこないつある。われわれの側は、この怨
恨の試みをも包括したい。そうち既定的な叙述や解釈よりも、むし
ろ、この怨恨期間の過程そのものを浮かびあがらせ記録にとどめるのに
役立つような素材を、なまのままで提示することに重点をおきたいと
思う。もちろん、この作業は、「関係者」の幾人かと相談のうえおこ
なわれるものであり、わたしはたんなる資料編纂担当者にすぎない。
この過程にいたるまでの諸段階について、とりわけ、「情況」一九
七一年三月号の「この頃にビンときたら一一〇番！」と、同一九七三



ところが、山本氏が不在だったことは理由があった。竹本氏にかわって処分審査過程での陳述を申し出していた山本氏は、京大評議会から「六月二十日までに京都大学評議会あて」竹本氏の委任状を提出するようとの連絡を受けた。京都に向かいつたのだ。同日夕刻

京大に着いた山本氏は、提出先の評議会もその議長である京大総長も不在であることを知らされた。評議会事務を担当する馬越頭・庶務課長は、自分に提出して帰れと要求した。山本氏(および同行の二名)

は、「評議会あて」提出せよという指示にあくまでも従うことを主張し、東京(と思われる)に出張中の詫責に電話連絡するよう求め、詫責長との電話での話でもこの趣旨を述べた。しかし、総長は、評議会事務は庶務課長が行っているので、同課長に手渡して帰るよう、くりかえすのみだった。山本氏は、提出物の性質上、事務を介してではなく評議会に直接提出しないと危険であることを訴え、以前にも評議会の書類が「盗難」に遭っている京大事務局に、この危険の可能性がないと保障できる根拠があるのかと詰問した。詫責は激昂して電話を切り、庶務課長は、「じつはあれは『盗難』ではなかったことが確認されている」と答えた(この「盗難」云々というのは、竹本処分に対する学生が三月に事務局長団交を行ったさい、ロッカーカーから評議会関係の書類が持ち出され、翌日廊下に置かれていた事件で、当時の同僚は詫責が持たれることで逮捕・起訴された)。会談は結局ものわかれに終わったが、この会談がのちにまたもや大学が警察と共演するさいの素材として用いられることになるのである(後出)。

山本氏は、帰宅して留守中の捜索を知り、六月二十一日付で次のように二つの文章に「押収品目録交付書」を添えて評議会に提出した。

文記者の「詫責」を短えるものを

評議員全員の人数分だけ用意されたこれらの文書は、京大の有志教育官の一部に托されて庶務課長を経て提出された。

(資料2-8)

京都大学評議員会

一九七三年六月二十一日

神戸市灘区赤松町一丁目一番地

山本 光代

松下昇氣付

前田謙長

馬越頭

鈴木義典

中野義之

佐藤義之

伊藤義之

西村義之

高橋義之

小林義之

大庭義之

河原義之

大庭義之

西村義之

高橋義之

れ、「天下の京大」は大民主大学の榮譽ある伝統を傷つけることのないよう黄檗の誠実な職務運行を切望する次第です。以上

(資料2-9)

京都大学評議会

一九七三年六月二十二日

芦戸市灘区赤松町一丁目一番地

松下昇氣付 山本 光代

第一、(一)、黄檗議会のいの(委任状)提出期限(昭和四八年六月二〇日)(以下「と略す」)に私が、私の提出可能な原(本)(以下「と略す」)を提出不能であったことは以上の責めにきかないこと。

(二)、従つて黄檗議会文書(六月九日付)(以下「と略す」)請求うに(竹本信弘)氏の免職をめぐる陳述(以下「と略す」)請求権は現在もあること。

(三)、私が一日も早く為されるべく処分者黄檗議会は最善の努力を尽す責任があること。

(四)、そのため左記の(私)の承認明に対し至急回答されるよう要請します。

第二、(一)、從いとも提出するべく準備しておりましたところ、(二)、朝埼玉、愛知、兵庫、徳島各県警監視員が黄檗議会对して(三)、これら何らかの關係をもつものに対して加えた全国的な竹本信弘隠避被疑事件に対する家宅捜査の一環として私は私の住居において多數の重要なものと財産を押収されました。(添付資料、参照)。

(二)、私に対する被疑の証拠はこの間私が黄檗議会に対して請求を行つたことによるものであり、私が(竹本)氏と連絡可能であることを私の意志に反して黄檗議会が埼玉県警に通報されたことは、まさに遺憾であります。

第三、從つて私は左記のような求承認明に対して貴監視員各位はどのよ

うに回答されるか、確認がない限りの提出は不可能であるという緊急事態におされたわけであり、その責任は通報を行つた黄檗議会にあります。

水 明

一、「委任状」の原(本)を請求する貴監視会のハラは、ひのうち

何ですか。

a、「私」を「犯人」隠匿その他の罪におとし入れる。b、イモ

ブル式に「竹本」氏を捕獲する。

二、前田謙長は電話で原(本)は郵送すべきものあるいは馬越氏に手交すべきもので、直撃だよなうものではないと言つておられましたが、その程度の重要なものなら、何かで代行出来るのではないか。

三、前田謙長は又「詫責が欲しいのだ」と言われましたが、「詫責」なら押収目録がまさにそうではありませんか。

(調査) 後出の(資料2-9)の(i)参照。

本来なら、評議会あてのこれらの文書はここに公表するような性質のものではない、という意見もあるはあるかも知れない。しかし、のちに述べるように、この文書そのものも、また、これを庶務課長に手渡したときの「評議会議長に渡す」むねの確認書も、さらにはこのときの「受授状況」記載「×」なるものも、他の資料とともに、ことごとく監視当局の手に渡つてしまつたまとなつては、むしろ問題の全容をできるだけ明らかにするためにも、ここで公けにしておくほうがよいと考えたのである。

六月二十八日と二十九日 全国十二ヵ所

池田浩士居宅付翼建物及び同人使用的部便受箱
本件に關係ある

六月二十日に第一波の搜索・押収を行った警察当局は、その結果にもとづいて、六月二十五日付で再度令状をとり、二十八日から二十九日にかけて第二波の攻撃を全国五都府県十二ヵ所でくりひろげた。いずれも「被疑者松下昇」に対する「犯人匿避被疑事件」の裏付け検査の名目で、令状請求人、発行人とも同一である。令状の要旨を、京都(池田「居宅」)の場合を例にとって記しておこう。

(資料3)

捜索押収許可状

被疑者氏名
松下昇(三七歳)

右の者に對する犯人匿避被疑事件について。

有効期間 昭和四八年七月一日まで

昭和四八年六月二十五日

浦和地方裁判所
裁判官 斎也光経

請求者 別紙一、二のとおり
捜索すべき場所、身体又は物 別紙一、二のとおり
差し押えるべき物 別紙二のとおり

別紙一、一 請求者の官職等名
埼玉県朝霞警察署勤務 埼玉県警察本部警備第一課 司法警察
員 警視 高橋幸人

別紙一、二 捜索すべき場所、身体又は物

捜索 証 明 書						
被疑者松下昇に対する犯人匿避被疑事件につき、昭和四八年六月二十八日 日本京府宇治市五ヶ庄町有地町大字發員宿舎四三五号池田浩士居宅付翼 建物および同人使用部便受箱において行なった本件の出来については、 証拠品は没收すべしものがないことを証明する。 昭和四八年六月二十八日						
池田 浩士						
		京都府宇治警察署 司法警察員 警部補 長谷 義邦印				

(資料4)

日本第三大寺(新井第三大寺、第三二〇〇年)

(資料4-2)

被疑者松下昇に対する犯人匿避被疑事件につき、昭和四八年六月二十八日

本件は、昭和四八年六月二十八日、京都市左京区吉田二本松町 京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

昭和四八年六月二十八日 京都市立教育委員会五四五号松下昇

京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

昭和四八年六月二十八日 京都市立教育委員会五四五号松下昇

京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

京都市立教育委員会五四五号松下昇の自殺事件について、左記の物を押収したので、この目録を交付する。

て頭色を変えた。四階の廊下のいちばん奥にあるわたし(たち)の「研究室」の戸口からさきは、抗議につながった学生や職員たち(差別的風用に抗して開いたる全區間)全学警職競争委員会を中心とした)で、一步もすぬない状態になっていたのである。指揮者・中野健(トランシーバで機動隊を呼び、彼らは罵声や囁きや肩組のゴミを頭から浴びながら指と棍棒にまみられて一階までようやくのことで階段を降りた。乱入した機動隊は、圧倒的に多数の学生に追われて、構外に退散した。

これらの学生諸君や職員諸氏、そしてともに「竹本処分」反対の運動をすすめている全学教官有志の人びとにとりあえずの報告を行い、同時に評議会が「处分審議」の自律性を喪失したことに対する抗議するため、わたしは大急ぎでいくつかのビラをつくりた。時間的余裕のなかつたことや、事態の全貌がまだつかめていなかつたため、これらのビラの出来は決してよくなかった。しかし、いつわざる資料として、ともかくここに再録しておくことにする。

支配者の「説話」を越えるものを

「居宅」および「研究室」が押収されたとき、わたしは、その日の搜索・押収があれほど広範囲にわたるものだということなど、まだ知らなかった。夕刊を見はじめたとき、事態がどうなっているかを、知ったのである(それでもなお、ひとつのこととはついに知りえぬままだった)。このひとつのことが明るみに出るには、なお一週間を要したのだ。このひとつのことが出るには、なお一週間を要したのだ。つまり、「居宅」ついで「研究室」で行われた。「研究室」は、まだ何ひとつどちらが不當な機械をもたらす不当、不法なものである。両方あわせて数十人の私服と一個小隊の機動隊を勤員・投入し、合計四時半をつぶしておこなわれた搜査の結果が、「居宅」の場合は押収品目ゼロ、「研究室」では被疑事件とのつながりがきわめて疑わしい文書コピー二通にすぎなかつたという事実が、この不适当・不法性を如

実に物語っている。竹本助手処分に異をとなえる人間にたいするこの
「よくななりふりかまわぬ彈圧」は、日々じわじわとわれわれ国民の生活
に土足でよみいきてきているファシズムの姿を、あらためてわれわれ
の目のまえにあきらかにした。

竹本助手処分にたいする自由な意見表明が、このよくなかたちでた
だちに國家権力・警察暴力の介入をまねくとすれば、もはや群衆会に
よる処分審査が大学の自律性にもとづく公正なものでありますという
保障は、なにひとつ存しなくなった、といわねばならない。

わたしは、今回の搜索の不当あることに強く抗議するとともに、
自律性を侵犯された京大評議会が、京都府警・埼玉県警にたいし
て厳重に抗議し、もはや公正におこなわれえない竹本処分審査をただ
ちに中止するよう、強く要求する。

[資料5-2]

昨日の強制捜索についてとりあえず報告する

73年6月29日

監禁部 池田 浩士

六月二十八日午前六時十五分、京都府宇治警察署司法監察員・警部
長谷義邦に指揮された京都府警および宇治署の私服警官八名（ほか數
名が外で待機）が、埼玉県朝霞警察署勤務埼玉県警本部警備第二課、
司法監察員・警視・高橋幸人の請求にかかる浦和地裁裁判官菊池光経
名の「搜索差押許可状」なる紙片をもって、宇治市五ヶ庄京都大学職
員宿舎内のわたしの「居宅付属建物及び同人使用の駄便受箱」にやっ
てきた。

職員宿舎に関しては時計台管財課が管理していることを、かねてか
らさまざま文書回観板などを通じて知っていたので、警察官たちに
たいして「大学当局の許可を得たのか？」とただしたところ、「
通じてある」との答えた。そこで、入口鉄扉の鎖錠をかけたま
になつてわかった。

研究室の搜索は東教務部長や同僚たちの筋道立った対応によつて、
わたしが大学に到着するまで開始されていなかつた。わたしは、大学
の管理責任者たる前田学長の立合いを求めたが、この当然の態度によ
つて正事務局長の人をひととも思わぬ憤慨で懲戒で懲戒で懲戒され
てしまつてしりぞけられた。金持の貧乏人にたいすることさ、小ブルジ・ア
ンの被差別人民にたいすことさ、この大正事務局長の管理的對応
を、わたつてうけつあるわたしを、ドナリつけ、恐喝したので
ある。十一時五十分ころから十名の捜査官によつてほぼ一時間にわたり
つておこなわれた研究室の搜索には、東部長・同室の野村様さん、そ

ま、小山田直和管財課長の居宅（左京区田中間田町京大駕駄具宿舎）に電話をして、事情説明と責任者の立会いを求めたところ、「直接の管理責任は私にあるが、捜索については何をもきいていないし、上司にはかつたうえでないと何とも言えない」という無責任な答えをくりかえすのみだった。五分近くも「小山田管財課長」と電話で話しているあいだに、私服たちは、外から勝手に鎖錠をあけて、「居宅」内に乱入した。少

なくとも大学の責任者から連絡があるまで待つように」というわたしの要求は、數をたんで押入った彼らのまえでは無力だった。やむなく捜索令状の提示をもとめ、拒否と妨害にさからつて何とかその要旨を享し取ることができただけだった。「松下井」氏による「犯人匿避」事件に關した搜索であるという。搜索は、わたしが仕事の屋敷寝室として使っている四疋半（畠地サイズで床面積は三畳半程度）を中心におこなわれた。仕事にさしつかえるから、といふ再三の強い要求で、一枚一枚ページをめくらねた本も書類も、ほぼ原状に復された。それとろく、急に必要があつて前の晩に家からひっくりかえしてさがしが見つかなかつた品物が、彼らによつて発見されるというオマケまでついていた。

教務部のわたし（たち）の研究室も同時に捜索されることになつていた。これについては、私服たちがやつてくる五分ほどまえ、同室の同僚から電話で知らされていた。しかし、大学当局者からは、この研究室の捜索についてすら、電話による連絡さえもなかつた。午前九時十五分ごろ、八人の私服たちは捜索の終了を宣言した。「丑長」と呼ばれる男が、わたしの要請に応じて「捜索証明書」（差押物件が何もなかつたという詮證書）を書きはじめた。ところがそのあとになってひとりの私服が、別室でこそこそこそとカバンをあけているのを見つめたのである。強く抗議した。その男は頭色をかえですぐにその行為を中止した。何だかんだと八人で言いわけ強弁しようとしたが、その後

して慣例によつて同学会の八島委員長が立会つた。押収物品は、「本件」との関連性がきわめて疑わしい文書のコピー二通およびその封筒だけだった。私服たちは、学生諸君の怒りにあわてふためき、機動隊に駆出されで帰った。この問題については、これから、いつまでも執拗に、その不当性を過及しつづければならない。ここでは、さしあへ出そろとしていたゴミのボリ袋の汚物のなかでできまわしたものかわらす「押収物又は没収すべきもの」がなにひとつ発見されなかつたという事実とともに、この捜索そのものが不當性をよく述べつてゐる。なんだかんだと口実をもつて引きのばされたすえ、ようやく宿舎の中庭で「押収証明書」が交付されたのは九時二十五分だった（ただし、朝おきたときに正確に勤いており、そのまま部屋においてあつたわたしの腕時計は、どうしたわけか正確に八時二十五分を示して、うかつなことに大学に到着するまでわたしは一時間遅れさせていて、うかつなことに大学に到着するまでわたしは一時間遅れてモノゴトを考えていたのである。要の時計も同じだったことが、夜になつてわかった）。

研究室の搜索は東教務部長や同僚たちの筋道立った対応によつて、わたしが大学に到着するまで開始されていなかつた。わたしは、大学の管理責任者たる前田学長の立合いを求めたが、この当然の態度によつて正事務局長の人をひととも思わぬ憤慨で懲戒で懲戒で懲戒されてしまつてしりぞけられた。金持の貧乏人にたいすることさ、小ブルジ・アンの被差別人民にたいすことさ、この大正事務局長の管理的對応を、わたつてうけつあるわたしを、ドナリつけ、恐喝したのである。十一時五十分ころから十名の捜査官によつてほぼ一時間にわたりつておこなわれた研究室の搜索には、東部長・同室の野村様さん、そ



3 京大当局と警察の関係

この一連の搜索・押収の実態を把握しようと努めていたわれわれ

も、じつは、ひとつごとをまったく知らないままでいたのである。そのひとつのこととは、六月二十八日に、京都大学評議会の竹本専分審査(関係の書類のうちから、松下氏、山本氏、坂本氏など専分審査に竹本助手の代理人なし参考人として参加する意志があることを評議会に申し出た人びとと評議会との間にかわされた文書のすべてと、それに付随する評議会原稿書やノートが、ことごとく警察によつて押収されていた、という事実だった。七月には、いつてから、ある部局の教授会でこのことが簡単に報告され、ついで七月五日に学生たちが庶務部長・庶務課長を団交で追及した結果、ひたかくしにされていたその事実がはじめて明るみに出たのである。それによれば、京大関係の搜索が行われた前日の六月二十七日夕方、処分反対運動を避けて学外逃亡をつけている前田総長から、評議会事務担当の馬越庶務課長に電話がかかり、市内のホテルにおもむいた同課長は、鶴長から、「警察がこれの書類を押収したがつているから、そろえて提出するようだ。なお、大学内では具合が悪いから、明朝八時に清風荘(京大の近くにある付属施設)へ持つていて渡すべし」との命令を受けたのだとう。もちろん、四十三名の評議員には、提出に先立つて何の相談もなかつた。すべては総長と事務局レベルで決められ、抵抗のマネゴトさえ抜きで、唯々諾々と公文書・私文書をさしだしてしまつたのだ。しかも、「差押許可状」(令状)の内容たるや驚くべきものであつて、これを見れば、あらかじめ警察当局と大学当局との間に密接な連絡が行なわれたといふことがうかがえる。

授会でこのことが簡単に報告され、ついで七月五日に学生たちが庶務

部長・庶務課長を団交で追及した結果、ひたかくしにされていたその

事実がはじめて明るみに出たのである。それによれば、京大関係の搜

索が行われた前日の六月二十七日夕方、処分反対運動を避けて学外

逃亡をつけている前田総長から、評議会事務担当の馬越庶務課長に

電話がかかり、市内のホテルにおもむいた同課長は、鶴長から、「警

察がこれの書類を押収したがつているから、そろえて提出するよ

うだ。なお、大学内では具合が悪いから、明朝八時に清風荘(京大の近

くにある付属施設)へ持つていて渡すべし」との命令を受けたのだ

う。もちろん、四十三名の評議員には、提出に先立つて何の相談も

なかつた。すべては総長と事務局レベルで決められ、抵抗のマネゴト

さえ抜きで、唯々諾々と公文書・私文書をさしだしてしまつたのだ。

しかも、「差押許可状」(令状)の内容たるや驚くべきものであつ

て、これを見れば、あらかじめ警察当局と大学当局との間に密接な連

絡と情報交換(少なくとも大学当局から警察への情報提供)が行われていたといふこと、そしてこの情報にもとづいて警察は最初から押収品にビタリとねらいをつけて来て、いたということが、誤解の余地なく明らかなのである。庶務部長・庶務課長によって団交の席で明らかにされ、かつ秘書室の保管によつてコピーされたその写しを、ここに再録しておこう(なお、この「差押許可状」は、誰かによつて筆写されたものであるが、筆跡から判断して、差押えにやつてきた指揮官・京都府警察部補・新尾博司が、みずから令状を写しとつて馬越庶務課長に渡したものと思われる)。

(資料62)

差押許可状	
氏名	松下 升
三七年	
有効期間	昭和四八年七月二日まで
右の者に対する犯人匿避被疑事件について、下記の条件を差し押えることを許可する。	
右の期間終過後はこの命令により差押えと着手することはできない。この場合には、これを当裁判所に通達しなければならない。	
昭和四八年六月三日	
浦和地方裁判所	
裁判官 濑也 光治	

〔資料62〕

〔別紙一〕

〔別紙二〕

〔別紙三〕

〔別紙四〕

〔別紙五〕

〔別紙六〕

〔別紙七〕

〔別紙八〕

〔別紙九〕

〔別紙十〕

〔別紙十一〕

〔別紙十二〕

〔別紙十三〕

〔別紙十四〕

〔別紙十五〕

〔別紙十六〕

〔別紙十七〕

〔別紙十八〕

〔別紙十九〕

〔別紙二十〕

〔別紙二十一〕

松下 昇殿 気付

山本 光代 殿

〔資料7-1〕

〔私〕は、本処分審査（〈竹〉本処分審査を含む）に関する、被審査者から処分審査過程に不可欠の文書を預っており、このことについては、〈松下昇〉氏も承知されておりますので、貴評議会にお知らせ致します。

一九七三年六月二〇日

〈○○○○〉様 気付（署名）

〔京都大学評議会〕 謹

〔調註〕の箇所に「木原正端」（註=京大経済学部長）および「田中真晴」（同上部審出評議員）名のないたコピーヒューリックが、六月二十八日に京大教務部研究室で捺印された。

〔資料7-2〕

貴殿からの五月三日付けおよび六月三日付けの京都大学評議会あての文書に對して左記のとおり通報します。

記

一、貴殿が竹本信弘氏から陳述の代理を委任されている旨の委任状

（竹本信弘氏の署名または印鑑証明つき記名押印のあるもの）原本を、京都大学評議会あて（京都大学事務局庶務部庶務課気付）にきたる七月十六日までに提出した場合貴殿は竹本信弘氏の代理人として認められること。

二、所定の期日までに「の委任状が提出されない場合には貴殿は竹本

信弘氏の陳述の代理人として陳述する機会がなくなること。

昭和四十八年七月五日

京都大学評議会事務担当局

神戸市灘区赤松町一丁目一番地

馬越 順一 殿

72

京都大学教務局庶務部庶務課長

馬越 順一 殿

〔資料7-3〕

貴評議会からの〈私〉あて七月五日付の文書に於ける委任状の原本に相当する〈文書〉は、すでに〈私〉からの貴評議会あて六月三日付の文書と共に提出しております。

また、前記の〈文書〉（未開封）を開封する条件も、すでに六月三日付の〈私〉の文書によつて貴評議会は承知しておられるはずです。

とすれば、貴評議会からの七月五日付文書は本来成立不可能であるからに於ける趣旨を実現するとしても、そのためには、まず、六月三日付の〈私〉の文書の趣旨の実現が不可欠であることは、いうまでもあります。

従つて貴評議会の開催日時と場所を〈私〉あてにお知らせ下さい。部会のつく限り出席します。

X

なお、〈私〉からの五月三日付の貴評議会あて文書でのべているよ

うに、複数の人たちが、貴評議会のいう委任状に相当する〈文書〉（〈原本〉は複数存在します）を提出することが可能です。

しかしながら、それがあつまつ、どこにあるか……をめぐらして晝夜の捜索が全国的におこなわれているので、貴評議会が、次の点に關注す。

一、〈私〉たちから、〈竹本信弘〉氏の〈私〉審査に關して発言しようとする者に審査に提出した〈文書〉は、いま、どこにあるか？

二、貴評議会のいわく〈委任状〉に審査當局が関心を示す理由は何であるか？

もちろん、今後とも、松下氏をはじめとする申請者は、独自の方

向性をもつた動きが展開されていくだろう。そして、いかゆる「灘川事件」などの比ではない京大當局の強硬にたいする屈服・協力・壳滅

し行為は、学内から強い抗議行動にさらされざるをえないだろう。

筑波法案に反対することを（法案成立以前の段階で）明確に表明してゐる教職員は、京大においても、教職部教官百数十名の声明にもみられるようだ。決して少なくはない。だが口先で法案に反対するのは、いともたやすいことではない。六九年の「大学運営に関する臨時指

定」のときも、全国各大学の多くの教職員がこれに反対を表明してゐた。だが、法案が可決成立するや、たゞまもその方向は逆転して、「適用されるのを避けるため」に學園（紛争）の收拾・压収に狂奔したのである。教授会決議をしてまで法姿阻止のボーズをみせた神戸大

学教養部は、全国の国立大学のトップを切つて松下講師を懲戒免職処分にした。

いままた、筑波法反対のボーズは、実質的な筑波大学化を推進するエネルギーそのものとなつて奮闘している部分によつて、もつとも声高に語られている。彼らのなかのまだしも質の良い部分は、ひたすら〈教員処分〉について沈黙し、もっぱら筑波反対だけを叫びたて、彼らのなかの悪質な部分、それゆえ彼らの犯された本質をもつともよく表現している部分は、あいも変わらず〈過激派〉キャンペーンによつて大学當局と警察暴力との結合を露呈し、ひたすら処分推進のみを試み、反対的具体的行動として提起する。

もちろんわれわれは、治安立法がすべて、抑圧的法体系がすべて、こうした走狗たちの実質的な攻撃によってのみ、意図された効果を發揮するものであることを知つてゐる。『毎日新聞』をはじめとする支記者の“説話”を超えるものを

マス・コミのデマコギー、フレーム・アップとともに、こうした民衆的大学人たちのハレンチなキャンペーンが、どれほどファシズム的状況の深化に貢献しているか、後世ははつきりと見るにちがいない。

5 こんなことは許さないゾ

六月二十日から二十九日にかけての一斉捜査・押収にはじまる新たな動きのなかでもまた、こうしたキャンペーンはけたましく飛びかっている。だが一方、少しずつ、ほんの少しづつではあれ、それとは逆の方向の模索もまた抜けられ始められている。竹本助手にたいする「処分」策動（ことわっておくが、竹本信弘氏は現京大助手である。同助手にことさらに「元」をつけるやうくちの点で、「マス・コミ」も「民主的大学人」もまったく同じ路線を歩んでいる）は、竹本氏が何らかの意味で大物（たとえば「教祖」〈黒幕〉等々）だから反対しなければならないのでももちろんなければ、同氏が「大学教育」「知識人」等々であるがゆえに同氏をさもらねばならないのでもない。言うまでもないことである。われわれが「竹本処分」に反対し、これをとりまくさまざまな動きにできるかぎり主体的にかかわっていこうとするは、この「処分」がたんなる「大學の問題」でもなければ「大学人」の問題でもなく、まさに現代のファシズムの問題であり抑圧支配機関そのものの問題であるからだ。

ともあれ、報告者としての、また資料調査担当者としての責を果たすため、残り少ないので紙面をフルに活用して、六月二十九日以降のささかな動きを、できるかぎり多く収録しておくことに努めよう。

〔資料8-a〕

京都大学評議会への要請

1

京都大学評議会による、経済学部竹本信弘氏の「分限免職」処分案にかんしての審議は、処分に反対するひととの警察権力の不当な圧力を、つきつきと指している。最近では、竹本氏の「代理人」なし「参考人」として評議会での意見表明の意見を表明した答申の松下

井氏、鹿島の山本光代氏らが竹本氏を「恩讐」しているとの名目のものでの、家宅捜査をこらむっている。

京都大学評議会は、これらの重大な人権侵害にたいする、自身の責任を自覚しなければならない。多数の検査員と役勤などを勤務しておこなわれたこれらの不当な搜査に、評議会にたいする松下氏と山本氏の意見表示が警察に伝わったことに端を発している、と思われるからである。

竹本氏の処分にかんする評議会審議は、このような状況のもと、公正になされうるものだろうか。処分案に反対する者が警察権力による圧迫にさらされるとすれば、処分案審議過程での被処分者と処分者の対等性は、保障されようがない。このばあい評議会は、代理人ないし参考人に迷惑の及ぶことを避けるために秘密審議をおこなうという方針をとることはできない。なぜなら、処分の公正を保障するものは、前記の対等性とならんで、審査過程の公開性だからである。

京都大学評議会は、現状では明らかに、その公正を保障すべき要件を欠いている。したがって評議会は、少なくとも警察権力の介入のおそれがないことを明確にするべきである。

経済学部は、処分案をとりさげるべきである。

一九七三年六月二六日

経済学部ハソフ「竹本助手の処分問題について 記
一間に答える」を批判する公開討論集会
（主催 全学教育有志）

抗議と要求

六月二八日、京都府警が埼玉県警とともにおこなった京都大学教務

部油田研究室ならびに油田教官の居宅の不当不法な強制捜査にたいして、私たちは全学教員・職員・学生有志は、強く抗議する。

この家庭搜索は、「指名手配」中の京大経済学部竹本教官の「逃走」を神戸大学「元」教官の松下氏が助けており、その松下氏と油田

教官とは「連絡」があるので、松下氏の「犯人隠匿」の「証拠物件」の存在が予想される。という名目も、いかにも思われる。しかしこの名目は三重に不当であって、およそ正当な検査理由とはなりえない。

第一に、竹本教官にたいする「手配」そのものが不当である。かれは「強盗予備」の容疑者とされているが、その容疑なるもののが犯人は、警察検察の手中に隠避されている一人物の「供述」

だけではないか。竹本教官の公刊された論文が押収されるという無法的な事例をもあわせ考えると、警察による恣意的な容疑者づくりのしかたは、まさに思想鎮圧であり、警察法にすら違反するといわざるをえない。

第二に、この竹本教官を隠避したとの疑いで捜査を受けた松下氏の「あい」、その疑いは、京大評議会にたいして竹本教官の「代理人」なし「参考人」としての意見陳述を、松下氏が申し立てたことに発していいると思われる。松下氏への疑いは、竹本教官への疑いがすでに不當である以上まったく当たるが、警察の行為はさらに、大学評議会の審議過程への介入といふ点でもあるべきである。油田教官の研究室ならびに居宅の強制捜査は、その一環であった。

このようだ三重の不适当をもつ今回の捜査事件は、「刑事」にかかるものとどうぞおいこらしているものの、その実際の狙いは、思想・表現の自由を圧迫し、大学の意志決定に介入するところにある。と私たちはいわねばならない。私たちも今回の警察の行為を、教育・研究の存立基盤を毀する行為として、きびしく弾劾する。

さらに、この「捜査」の実施にあたっては、機動隊の学内乱入に加わるものとどうぞおいこらしているものの、その実際の狙いは、思想・表現の自由を圧迫し、大学の意志決定に介入するところにおいて、油田教官の居宅において、同室の別件と關係のない団體・ノート類を、また研究室において、同室の別教官の書類までを写真撮影した。この行為は、警察検察の不法な情報収集・思想調査活動の殘多の前座を想起させる。現場での両教官の抗議によって、この行為は制約されたけれども、それにもかかわ

支記者の「資料8-a」

らず警察は、撮影したフィルムを両教官に引き渡していない。警察のやうなのは、「押収」という形態をとらぬために準抗告の道をとさしている点で、二度と不当である。私たちは、これらのフィルムお上び写真の全部を、警察が即時両教官に引き渡すことを要求する。

一九七三年六月三〇日

不当投票に抗議する緊急全学集会

(京大全学教育・職員・学生有志)

【資料9-a】

草抗告申立書

岡山市平和町5-1-25

申立人 岡山市役所総務課セントラル

代表者 坂本 守信

申立の趣旨

司法警察員竹原輔が昭和四八年六月二八日に、岡山市平和町5-

26 西山教職連絡センターでなく、別紙目録記載の押収処分を取消す

との裁判を求める。

理由

一、申立人は、昭和四八年六月二八日、平和町西山教職連絡センター事務所において岡山東警察署巡査長竹原芳輔から被(辰)者「松下昇」に対する犯人履歴被疑(事)件について別紙目録記載の物件に対し、押収するとの処分を受けた。

二、しかしながら、右押収物件は、被(辰)者「松下昇」とは、およそ無関係なものであって、無端物となるようなものではないものばかりぢやないですか……どうしてくれよう!!

三、もしも、かりに「松下昇」の名が出ているとか、「竹」の字が出

(申立の趣旨)

昭和四八年六月二八日

理由

一、「松の下を昇る」という人にに対する犯人履歴被疑事件なるものに

つて、地玉県朝霞警察署勤務岩田行夫が、昭和四八年六月二十日、「(辰)の居室」と記載されるへゝ空間において行なった押し込み強盗につき、この行為を反省してリビン。

二、「(辰)の家主に交付した「押収品目録」の中、とりあえず、「ナンチ数シクナツタノカ?」理由不明、品目の特定性の不明な二品目は、刑事訴訟法のアノ条に基づいて明らかとし、ただちに返す。

とのお武ををして下さい。

(申立の趣旨)

第一、(1) この「差押処分」は日本国憲法第三十五条一項に明示する

「正当な理由」が見当らない單なる空裏狙いであり、且(紙屑)交換である。(何と何が交換されたのかすら判らない)

(2) 押し込み強盗をしなくなつた理由がはつきりしない。

(3) 「自歎」によれば(本件)との関わりが不明のものばかり

直されている。

第二、「(本件) 자체が何を指すのが不明である。

(4) 申立人と「松の下を昇る」という人と「犯人」(辰)の

間には、どのようなアサイン關係があると思つてゐるのか、そこそこが全く不明である。

(5) 竹玉及び徳島県警さんは入る先を間違つとるんではないか。「日録」中に京大新聞が多數含まれているところからみると、(辰)は京大に深い関係があるらしいと考えられるから、京大校長にして京大評議会副会長である前田敏男の

〈居室〉をこそ空氣重いすべきである。

【資料9-b】

権力と「赤軍」=池田一派の仕組まれた京警劇

ているというものが、根柢となるのであれば、それは「日本」中の(辰)と印刷所の活版の中身をひっかきまわした方がはるかに(辰)様があるのではないかと考えられるのだが、その点はいかが?

四、むしろ今度の(搜査)は、一方的にデッヂアゲの「事件」に名を借りて、「一度は行きたい救援センター」というのが(本音)であつたということではないのだろうか。そしてそのついでに「オイ」と「忘れ物」=座席器してこようなどというコントンがありありのイクチングなのだヨ!!

五、以上のようない点からみても、今回の押収処分なるものはまったくもって、アクラフ・カシギ(?)メチャクチャ・スケベ! ……

「一切合切」これ非合法といふウルトラロースーパー大サークルスです。こんな「事」が通れば世の中マックロケのケジヤないですか……今でもさつくるだけどネ!!

よつて、(裁判所)の「ありそななさそな(良識)」なるものにイチルの鑑みを託して、右、押収処分の取消を求めるものである。

昭和四八年七月一日 同じ紙に(ある)別紙一押収品目録

権力(お詫び、補足ならびにお詫) ピラ(お詫び、補足ならびにお詫)

パンフ(救援通信)二七・二八 パンフ(救援通信)二七・二八

パンフ(司法界の危機的状況) パンフ(司法界の危機的状況)

パンフ(日付得ない七一年十一月二八日をめぐって) パンフ(五月底の会通信8)

一部 パンフ(部分紛糾を通じて、大学紛争) 坂本版(一部)

【資料9-c】

草抗告申立

申立人 ウナギイヌに(定期後診)をされる(金

各一部 同じ紙に(ある)別紙一押収品目録

権力(お詫び、補足ならびにお詫) ピラ(お詫び、補足ならびにお詫)

パンフ(救援通信)二七・二八 パンフ(救援通信)二七・二八

パンフ(司法界の危機的状況) パンフ(司法界の危機的状況)

パンフ(日付得ない七一年十一月二八日をめぐって) パンフ(五月底の会通信8)

一部 パンフ(部分紛糾を通じて、大学紛争) 坂本版(一部)

【資料9-d】

草抗告申立

申立人 ウナギイヌに(定期後診)をされる(金

各一部 同じ紙に(ある)別紙一押収品目録

権力(お詫び、補足ならびにお詫) ピラ(お詫び、補足ならびにお詫)

パンフ(救援通信)二七・二八 パンフ(救援通信)二七・二八

パンフ(司法界の危機的状況) パンフ(司法界の危機的状況)

パンフ(日付得ない七一年十一月二八日をめぐって) パンフ(五月底の会通信8)

一部 パンフ(部分紛糾を通じて、大学紛争) 坂本版(一部)

【資料9-e】

草抗告申立

申立人 ウナギイヌに(定期後診)をされる(金

各一部 同じ紙に(ある)別紙一押収品目録

権力(お詫び、補足ならびにお詫) ピラ(お詫び、補足ならびにお詫)

パンフ(救援通信)二七・二八 パンフ(救援通信)二七・二八

パンフ(司法界の危機的状況) パンフ(司法界の危機的状況)

パンフ(日付得ない七一年十一月二八日をめぐって) パンフ(五月底の会通信8)

一部 パンフ(部分紛糾を通じて、大学紛争) 坂本版(一部)

一 犯法収容院本会議本日通過の寫真

全学連運営会議

昨日、早朝より待期していた機動隊が星休み時間に、C（羅針・教務部）校内に入ろうとし、「Cスト突」一派らと、小ぎり合ひ

『茶番劇を行ないました。

昨日の機動隊の搜査は、6月20日搜査された神戸大元講師松下宅か

ら、C教官池田と竹本との関連を示すメモが発見されたことにより、全

松下と池田との関連を明らかにするために行なわれたものであり、全

国3府県9ヶ所にまたがる捜査の一環です。（立入の直前の理由は、全

油田のいる独語教育官室の捜査）

（事実経過）

8時30分以前・機動隊が装甲車3台で東一条に登場

この間、全学の暴力分子がCに結集、文字看やビラが出る。

11時40分・私服官が独語教育官室捜査。「Cスト突」一派がおしか

け、私服が機動隊に応援を求める。

12時すぎ・C正門より機動隊が入撃しようとして、全学の暴力集団と投

石などの小ぎりあい。C正門封鎖される。同時にSでは、

全学連に結集する活動家が「追求」される。

1時30分・池田をはじめとし、ヘルメット、ノンヘル一〇〇名ぐらいで集会。

この事実からも明らかなように、警察立入りの原因は、「Cスト突」一派らが擁護してやまない竹本を口実として行なわれたものであり、一切の責任は彼らにあります。しかも私達は、昨日の立入りに関して、次のような疑惑を察せざるにはおれません。

第一は、通常「混亂をさけるため」午前8時頃までに学内捜査を終

える警察が、昨日に限り早朝にあらわれたにもかかわらず昼すぎまで

「待期」していた問題です。捜査の理由が「証拠固め」にあるのなら、

が終ったあと円山で介入しようとして、一回生を分断しようとしたこと

があらわれています。

（学内からの自治破壊を許さず暴力を一掃し、全學成員自治をう

ちたてよう）

昨日の豊の「集会」で、某教官は、「この事態は評議会のさしがねである」と発言し、露骨に評議会攻撃の意図を示しています。すなわち、今年初めと同様に、露骨問題を口実に、評議会をはじめとする学

内機動隊に攻撃を加え、京大に「混亂」をつくり出すことを狙っているのです。この「混亂」こそ、反動層への権限集中を生み出し、11月詔

長選で、反動組長を生み出す基盤づくりであり、「筑波適用」の露

いとなるのは明らかです。

（学生の内から暴力を一掃し、全學成員自治をう

ちたてよう）

すべての学友のみなさん。昨日の事態は、竹本をはじめとし、大学の自治を学内から破壊する者が行なっていることも、反動勢力の介入

の口実となることをあらためて証明してしまいます。

いまこそ学内から暴力を一掃し、全學成員による民主的な自治をう

ちたてようではありませんか。

〔資料10〕

（権力と「赤軍」）池田一派の仕組まれた茶番劇を超えるものをする「全学連運営会議」のヒラに關して公開の説明・討論を要する

六月二十九日、学内で（権力と「赤軍」）池田一派の仕組まれた茶

ば、何故監獄を離すのに十分な時間をおいて放逐を開始したのでしょ
うか。しかもその間に全学の暴力分子は露骨に集合し、ビラや文字看
の宣伝準備までしているのです。

第二は、独語教育官室に、星休み前の最も学生の目につけやすい時

間に私服官だけでのりこみ、当然起るべくして集合した暴力分子と
小ぎりあいをおこし、機動隊に、C校内に入るマネをさせている点で

「これが事態の本質だ！」

この検査が全国3府県9ヶ所（京大、神戸大、岡山大）にまたが
つて行なわれており、しかもその理由が松下と竹本という「分段捜査」

分）された「教官」の検査であり、この問題を口実に暴力分子が妄動

をくりかえしている大学が犯されていました。周知のように、本

日政府国民党が評議会強行で強行しようとしている「筑波法案」は

「現行大学は自治能力がない」ことを、法案提出の最大の理由にあ

げています。まさに、昨日の検査は、この「国民的合意」づくりの重

要な課題をなしており、新聞をはじめ、T・V、ラジオが「否にキャン

ペーンを開始しており、学内の暴力分子こそ、筑波の露払いであるこ

とは明白です。しかも、この反動層とジャーナリズム、暴力分子との

ニ着は、同学会書記長が事態の解明のため京大記者クラブへ電話する

と、某新聞記者が、何を聞えたか「同学会なら、八島君がずっとと

現場にいたから後に閉け。または吉村君（学生部に裏くそ暴力分子）

に聞けばよ」と答えたことからも明らかです。

さらに、現在京都大学では筑波法案に反対し、暴力を一掃し、民主

的な自治会を確立する試みが大きく盛り上がっています。昨日の警察

官立入りは、暴力分子にそれを口実に「暴力をふるう」免罪符を与

え、この学生の弱いを圧殺し、暴力分子の自治会分裂を助けるところ

に第二の本質があります。そのことは、現在自治会選が開かれている

ことを逸脱する。

（質問）

香川——筑波法案本会議本日通過の詳しいと西する「全学連運

の事態と口実に、全学連に結集する学生への過激行為を行なっている

ことや、「赤軍」一派のデモ上げ、「6・28自治委員会」で「権力

と闘う」と称し、規約を破り50数名で「同学会代職員」をデモ上げ

ていること、さらには、一回生連合でモに昨日の事態を口実に、チモ

が終ったあと円山で介入しようとして、一回生を分断しようとしたこと

があらわれています。

（学内からの自治破壊を許さず暴力を一掃し、全學成員自治をう

ちたてよう）

昨日の豊の「集会」で、某教官は、「この事態は評議会のさしがね

である」と発言し、露骨に評議会攻撃の意図を示しています。すなわ

ち、今年初めと同様に、露骨問題を口実に、評議会をはじめとする学

内機動隊に攻撃を加え、京大に「混亂」をつくり出すことを狙っ

ているのです。この「混亂」こそ、反動層への権限集中を生み出し、11月詔

長選で、反動組長を生み出す基盤づくりであり、「筑波適用」の露

いとなるのは明らかです。

（学生の内から暴力を一掃し、全學成員自治をう

ちたてよう）

ならば、何故就寝を離すのに十分な時間をおいて捜査を開始したのを「どうか」という風にいって――まず第一に、当日は早朝六時十五分

から三時間にわたってわたしの「居宅」が不当捜査され、わたしはそこに立ち会っていた。教諭部長は、「研究室」の使用者であるわたし

が登校するまでは警察官を「研究室」内に立ち入らせないという、当然の主張をつらぬいた。

「全学連通話会議」の諸君は、「わたし」「研究室」捜索に立ち会うという自然の権利をも否定するのか？ また、「駐屯園地」

「駐屯園地」云々については、わたしが登校するまでのあいだ、「研究室」は群衆・事務長らによって駆逐に看守されていた。しかもわたし自身が「居宅」で捜索に立ち会わされているといふに「駐屯園地」

「駐屯園地」捜索に立ち会うという自然の権利をも否定するのか？ また、「駐屯園地」云々については、わたしが登校するまでのあいだ、「研究室」は群衆・事務長らによって駆逐に看守されていた。しかもわたし自身が「居宅」で捜索に立ち会わされているといふに「駐屯園地」

「駐屯園地」云々とあるが、学生の目につきやすい時間にはなく、そりと秘密裡に捜索がなされるべきであったというのか？ また、「駐屯園地だけ」のりこむのでなく、はじめから機動隊が乱入すべきであったというのか？

六、「この捜査が全国3府県9ヶ所（京大、神戸大、岡山大）にまたがつて行なわれており」とあるが、わたしが知りえたかぎりでは、

当日の捜査は4都府県9ヶ所でおこなわれ、このなかには神戸大は含まれていなかつたはずである。諸君は捜査箇所にかかる情報などをどこから入手しどのように確認してこれを書いたのか？

七、「松下」と竹本という「分派划分」された「教官」（原文のママ）であるが、竹本信弘助手のことであるとすれば、いつ同助手は「差分」されたのか？ また、「松下」が松下昇氏であるとするならば、一度神戸大学を暴走犯されたはずの同氏がいつ分派划分を受けたのか？

八、「昨日の日の「集会」で某教官は、「この事態は群衆会議のさしが

ねである」と発言し、該官に群衆会議の意図を示しています」と述べられているが、この某教官の氏名を明らかにせよ。わたし自身

は、「この「集会」にかぎらず、いろいろなところで、「京大群衆会議」と松下氏本人しか知らないはずの文書が根拠になって松下氏にたいする捜査がなされたことを明言してよ。

九、「この混乱にて、反動層への施設集中を生み出し、11月総長選で、反動層長を生み出す基盤づくりであり、「汎用性」の説明といふのは明らかです」と諸君は述べているが、わたしの考えでは、諸君のビラのような発想と思想こそが、学内反対派を弾圧して「新構想大学」へと統合をはかる軍法的精神性そのものである、東教大における

学内反対たちの反対派陣営の実態を見るがよ。これについて諸君の見解をつきりと表明せよ。

十、「いまこそ学内から暴力を一掃し、全構成員による民主的な自治をうちたてようではありますか」と諸君は最後に呼びかけている。だが、わたしはこのような諸君のためらなビラ、このようなデマゴギーなどしたアフレムアフアはひとつ「暴力」にはかならないことを、いま身をもつてひしめしと感じさせられてる。同僚が毛色の変わった同僚を国家権力に死りわしめ、市民が少数民族の市民を市民生活から排除し、〈過激派〉キャンペーンにおどらされて「この原ビンをたら10番」体制を支え、ティと中傷によって反対派を抹殺し、国家権力の暴力力を支援する行為こそは、ファシズムの土台であり、ファシズムそのものである。このことについて諸君の見解を直接ききたい。

十一、最後に、どうにある「赤軍」＝池田一派の具體的な意味を説明せよ。とりわけ、「赤軍」＝池田一派なのか、「赤軍」＝「池田一派」なのか？ また、「派」とは誰と誰……なのか？ さらに、は、ここで言われている「赤軍」とは何をさすのか？ 共産主義革命

・岡山・福井などで一齊におこなわれた「四日市労働官殺害事件」に関する強制捜査、「元」大学教官、知識人たちおもび京都府の研究室にいたいする不当不法な家宅捜査と被東は、その根柢のなぞ、でたらめるとあしまって、ファシズムがますます深く、急速に、われわれ国民の生活のなかにのみこんでいることを、はっきりと示しました。これをだまって見返すなら、官憲の機暴は爆発的に拡大し、国民は以前、心中にもましてますます暗いみじめな日々を強いられることになるでしょう。

友人を友人から切りはなし、隣人と隣人をいがみあわせる。これが支配者たちのやりかたです。

だからこそ

友人のみなさん、隣人のみなさん！！

一堂に会して、目をこらし

耳をかたむけ、そして声を発しよう！！

最近の一連の事件にかんする報告と討論のための集会、「こんなことは許さない」の集会に参加してください。支配者たちによつてワクをはめられ、みにじられる生活から、われわれ自身の生活へ、少くともその小さな第一歩をふみだすために！

こんなことは許さないの集会

（報告と問題提起）

松下 昇（元）神戸大学講師 山本光代（元）鹿島大学助教授 その他

坂本守信（元）岡山大学講師 沢田浩士 京都大学助教授 その他

どんなささいな強圧も見当たらない会

支記者の「総括」などによつてたまち（犯人）や（容疑者）にして、あがられ、警察に土足でみこまれるのです。

六月二十日から二十九日にかけて、兵庫・福島・東京・愛知・京都

天沢ごのみのB級西部劇、性愛映画、歌謡曲等々において、かれはなにを「行為」しようとしているか——秘教的なるものとはまた土俗的なるものである、とわたしはひとつのテーマをかかげておきたい。かれの「行為」は、土俗的なるものじたいの聖化である。そこにおいて聖化が「知識」の先駆性をむしろ破壊するものとしてなされるならば、だとえばハイデガーがみずからは決してない冒険——加工された自然じたいを、農耕的自然にかわる土着性としてたしかめることが可能であるかもしれない。そのときすくなくとも「作品」は秘教性からときはなれた、べつの時空をみいだすであろうと、わたしは期待するのである。

この小論は、ひたすら問い合わせを連続させることによってなりたっている——もちろんわたしじしんでそれらの問い合わせにからならざこたえるための、ひとつつの覚えがきである。

たとえば言語は神的起源か人間の自由に発するかといった問いは、情況のなかでは規範としての言語と表現としての言語というふうに問い合わせなおされ、かつ規範としての言語なるものは言語存在論の美学として、はじめて情況のなかでの問い合わせのまえに姿をあらわすにものかである。

また地上性としての詩は、言語表現における自由とはなにかにおいて論じられるものであるし、あえていうならば詩における「倫理」とはなにかを、戦後詩のただなかであらためて問題にするこそである。(なお右に記した言語存在論への批判は、「あんかるわ」26号から連載される『國家—自然』のなかで展開されるので、参照していただければ幸いである。)

「詩的60年代」(74年9月) イナフ書房

(III) 天沢退二郎＝序説 (ま・き・よ・ろ・し)

菅谷 規矩雄

「インスピレーションとは同時にインスピレーションの欠如であり、詩のことばとは語るべきものが何もないとき語りだすものであるとすれば、ぼくらがいつでも『どんな一行からでも』詩書き出すことができるのは、まさしくオートマティズムが与えてくれる最大の保証なのである。」
(シュルレアリスムの继承)

一九六三年に発表された文章のこの一節は、詩集『朝の河』によって天沢退二郎が確定した詩の方法と論理、かれのさいしょの文学的自覚の様相をよく語っているとおもう。わたしたちはそこに三つのケンツァイヒエンをまず指摘することができる——

1、基礎論理。2、発語の方法。3、同時代性。
重要なことは宮沢賢治をほとんどゆいいつの規範とする少年期の孤独な詩作経験が、シュルレアリズムによつて文学的な同時代性(さらには世界性?)への保証をあたえられたところにある。それによつて天沢は、影響から脱しきる契機をうるとともに、宮沢賢治の存在を批評の対象としうる根拠、すなわちみずからアドレセンスを「体験」とみちびく基点をえたことになる。のちに「読

むことの夜明け〉において語られるこの〈体験〉の根拠の成立には、しかし影響から脱出が同時に對象のいかなる純化でなければならなかつたかという、ひとつ的方法的な自同循環の論理がかくされているのである。

〈インスピレーション〉とは同時にインスピレーションの欠如であり……」とか、〈詩のことをとは語るべき何ものもないとき語りだすものである〉といった逆説のロジックは、あたかもはじめから完結した思想のように提示されており、對象と表出現実認識と言語主体の分裂にきわどいつなわたりをこころみる仮構の背後で、しかし〈世界〉にたいする天沢の態度を最終的に決定してしまっているようにおもわれる。おそらくそれは宮沢賢治に没入すればするほど、そこにおいては疎隔や異和をみいださざるをえなかつたであろう現実存在としての賢治の根源あるいは究極を、どのように捨象すれば、文学のトータリティを二元論からずくいだせるか、というふかい自問の帰結を暗示している。

暗示されている内実が、天沢じしんの論理的な態度としての現実忌避であることは言うまでもなからう。言いかえれば、宮沢賢治を批評の対象としてみいだしうる地点にふみだすことができるためには、あらかじめ自己の現実的な根源が（賢治の存在にたいして）放棄されなければならない——それがほぼ一九六〇年までの天沢退二郎における内的な思想のたたかいの実体であった。六〇年安保闘争の全学連ラディカリズムは、政治思想としての現実性をうしなつたのちにはじめて、観念のラディカリズムとして天沢の内心に共鳴する——そのときかれが確立していくわば不敗の論理が、じつはかれじしんの現実にたいする敗退を象徴するかもしれないという不安は、先駆的に文学のそとへと遮閉され、現実の根源に禁錮された。〈眞実を置し、置されたものとしてそれを現出させる〉（詩

はどうに可能か〉といふとき、眞実それじたいは詩（文学）いぜんの領域へ棄却される自明性であり、しかもそれは現実にたいしての無限了解と帰属を意味するいがではないだろう——そこで思想は故意にゆだねられた選択である。

〈いつでも「どんな一行からでも」詩を書きだすことができる〉——これは戦後詩に可能にされた最大限の自由を象徴しうるテーゼであるといつてよい。そしてそれは時間的というよりはむしろ空間的な保証である。わたしが〈体験〉の根柢というとき、それは文学の発生をさしている。個体の経験をどこまでさかのぼつても故意や偶然をるものではない契機を、〈書くこと〉の自覚的なはじまりという必然性へむすびつける（媒介する）には、いわば発生の本質が現存をつらぬくといふ普遍性を想定するいがいはない——そこにあらわれるのが仮構である。〈読む〉との夜明け——書くことははじまり——という自同循環をみきわめたとき、それは天沢がみずからの文学的自覚を、それいじょうさかのぼつてほかのなにものかに還元することのできない発生に定着させたことを意味しているが、この論理が完結するためには、わたしがことはを發するいぜんにことはは存在しているという超時間的なカタゴリイが、あらかじめ自明でなければならないだらう。ではなぜ天沢はじめにそのような論理の完結をかくとくしなければならなかつたのか――。

わたしたちはここで一九五〇年代の後半、とりわけ五八年の警職法闘争から六〇年六月にいたる時期、戦後〈デモクラシー〉が最大限の政治・現実を表象した時期に、その対極における優位を絶対的に証明することが、天沢にとっての思想的モティーフであった点を、あらためて留意しておこう。いわばわたしが政治闘争に参加することによってこえようとしていた〈意味・現実〉のカテ

ゴリイ（すなわち戦後デモクラシイ）を、天沢はひたすら（言語・文学）のカテゴリイにおいてこえようとしていたことになるだろう。すくなくともかれはそこで、戦後（デモクラシイ）がカテゴリイとしておよびうるかぎりの意味表象にたいしては（その表象内で生活している現実的な自己をもよくめて）、現実逃避の思想を表現することができた。

思想が言語において固有の表現領域をみいだしいうとすれば、それは（表出——指示——現実）という過程の根柢に、構造としての時間をかくとくしてゆく主体を想定したことである。そしてこの仮構は現実にたいして内在的である。あらゆる現実逃避の態度は、それがラディカルであればあるほど、この内在性を局限においてこえることをもとめられる——その方法こそが思想の表現にほかならないが、そこで可能な論理、すなわち（体験）の根柢においてなされる構造は究極のことろふたとおりでしかない。カテゴリイを媒介するか超越するかである。

天沢がなぜ方法として超越の論理をえらんだか、わたしにもうまく説明できない。学生運動によつてつきつけられる、それじたい論理の絶対性への志向にたいして、その根柢に委象される（政治・現実）をもよくめて、トータルに逃避しうる論理をみいだそとすれば、超越はほとんど必然の構造であった——まさしくそこにモーリス・ブランショがあらわれたのだ、といいうがいいよいにおもわれる。

超越の論理が成立するためにみいだしいうカテゴリイは、現代においてはいうまでもなく神学ではなく存在論である——そしてブランショにしてもハイデガーにしても共通してしめしているのは、存在論のゆいいつの主題は（死）であるという必然性である。（死）は、いわば超越るべき

カテゴリイの局限において、カテゴリイの存在じたいを象徴するさいこの内在性であるからだ。もちろん存在論が論理的にこえるのは、（死）が象徴する時間性の根源であり、それによつて（体験）の根柢もまた、（かくされた真実・秘密）へと超時間的に絶対化される——そこでは、（体験）の根柢とは（死）であるという、意味の逆立が完結するのだ。言いかえれば、時間性の根源が、彼岸へと仮構されることによって、逆に意味の禁圧は解かれ、全現実へとひらくことになる。そのとき問われるのは、文学（の論理）によつては死なしめることができない現実の個体の生活・思想である。

いまのわたしには天沢退二郎の存在は、思想的にはみきわめのついてしまつたものとうつづ正在る。それはいわば（死——性——生活）という潮流によつて、あるがままの自己の現実をみいだすにいたる、ひとつ目の回帰の過程にはかならない。この倒錯した時間のなかでは、思想はどこまでも生活に還元されるいがいではないだろう——還元されぬ剩余は、美意識という観念形態に定着することが不可避である。

かつて天沢の作品に、六〇年安保闘争期の全学連ラディカリズムの詩的表現をみた谷川雁は、はたして天沢がさいごまで生産阻害者でありうるか、という問い合わせていた——そして六九年秋か七〇年のはじめころか、バリケード解除後の大学で授業拒否を撤回し正當化に帰属したとき、天沢はその問い合わせのさいごのこたえを「しかもみずから構造のおくにとさした沈黙として、しめしたことになる。大学闘争におけるかれの発言は思想としてはすべてなしらずしに現実へと解消されるであろう——六九年夏から秋にかけてかれが内心において感じていたにちがいない恐怖は、決

して語られる事はあるまい。

文学における〈匿された眞実・秘密〉とはおのづから本質をすることにするこの思想的沈黙は、表現のうえではいくつかのメルクマールをなしている——ゴーダール映画の熱烈な讀美者であった天沢は、しかし明白に政治化したあととのゴーダールについてはまったく論ずることをやめてしまっている。これは極端にいえば、天沢のいう〈言語の暴力性〉が、思想的には〈政治と文学〉の二元論をさえ、こえることかなかったことを示唆しかねない。さらに表現者としての天沢の不能をしめしているのは、かれの松下昇論である——この文章を書き、発表することによって天沢はまさに〈大学闘争〉いぜんへとみずから表現を後退させたのだ。

宮沢賢治に傾倒して、野原のあるきまわりながら手帳になにかを書きつけていたという少年期の天沢が、体质的に貧血症であったかどうかわたしは知らない——ただかれの初期の詩をみると、たとえば貧血のための失神をたびたび経験していたのではないかと推測してみることには了解にくいところがある。のちにブランショを有力なささえとして確定される天沢の超越論理は、心的にみれば極度の稀薄さや空白感を、しかもきわめて強度の心的状態として受感するという〈体験〉を根拠にしているにちがいない——そうでなければ聖性とか神秘とかいう観念を、みずからの觀念として確心することはきわめて困難であるとおもわれる。もちろん個体の生理的な体質がそれじたいとしてとくに意味をもつわけでもない。ただ自覚の契機としては、どんな生理からでも個体は至高

のメタファジックをみちびくことができる、といつておきたいのである。

心的な稀薄さや喪失感が、ある瞬間にほげしく全身的に受感されることによって、超越の存在が啓示された——という〈体験〉をわたしたちは『道道』をくむ天沢の初期詩篇をつらぬくモティーフとしてみとめることができれば、それで充分である——。

どこまでもそんなそいつに
追われつけなければならないのか
それにいつかはそいつは一陣のつむじ風のように
ふいと跡形もなく消えてしまうのだと
そしてその時はくはいつそう透る希薄さ
のなかに行まねばならないのだと

そのときあの　水のようにふとあかるい樹木たちは
どうしてあんなに斬しく僕に眸を向けたのだろう
風景はなぜあんなにシムメトリイに
僕をめがけて引き絞られたのだろう

夜明けの街道を歩いていた男は

(道道)

(白い呪縛)

(44)

—へ　▽裁判あるいはへ　▽斗争 の現情況について —

ロード

まず神戸大学教養部へ行く必要がある。阪急電車神戸線からなら、御影駅から六甲駅へ行く途中、山の上にいろいろな神大の建物が見えてくるが、高架をくぐって海から山へあがっていく道路で、線路のすぐ北に球型のタンクを屋上につけたビルが立っている、その道が教養部に行く。もちろんタクシでも、踏切の南側から出るバスの「六甲ケーブル下」で教養部前の停留所におりてもいい。

先の球型の銀色のタンクは、実は真珠をあらわしているのだということがわからなくなる、急なその坂をのぼっていくと、向って右側に教養部が、前からA棟B棟C棟という順に一段ずつ高くなりながら立つてゐる。正門から入ると、A棟とB棟の間、そして正面をAとBをつなぐ廊下で、コの字に囲まれたコンクリット敷の教養部正門広場がある。足下を注視すると、白いベンキで、少々うすれているが線が引いてあり、それは東西に、ちょうど広場をへへという形にいれてゐる。

をあらわしているのではないか。

六甲時間といつてみれば、5年というのはこの時計が刻むのではない。教授はいかわらず主体性論を説き、学生はあきもせざ民青であるこの都市の花時計の時間は「首都」のそれとは違つてゐるのに気付く。

part 2

このようないへ持続のなかのへ松下研究室は、直接受けには一九六九年二月の「へ私」は旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働（授業、試験等）を放棄する」という「状況への発言」に起点をもつてゐる。大学教官へ松下昇が授業・試験等を放棄した時、必然的に学生へへは授業・試験——単位。卒業に上つて完結する旧大学秩序から疎外されることになる。ここで言う旧大学秩序は、それにもかかわらず、松下研究室（ぱなじ）を残してその本来の機能を回復し、再生産を繰り返している。今や伝説的となりつつある

命を「石をパンにする」くらいの程度で幻惑されとらえられた人々の「口刺」である。

しかし、かと言つて、六甲空間に松下研究室を凍結させた人々は既に安全かと言うとそうではない。卵は×××するのである。

それを距離をとつて見るために、B棟の方へ行く。入るとすぐ階段があり、四階まであがると、ベランダへの出口がある。そこへでると、AとBをつなぐ線上かかっているのだ。「フカフカ」

すると目の前のA棟に、誰にでもわかるように松下研究室という表示がある。のぞいて見ると机上に紙片と卵がおかれていて、卵の表面には赤い文字が書かれているようだが、ここからでは判読できない。この空間が5年間破られていないバリケードなのだ。松下氏は神大構内に入るとなだらかに遠隔されるしくみになつてゐるようだが、そんなことは無関係に、このバリケードはあり続けてゐる。なにものかに畏怖して、

神大の成員はそこに立入れないのである。

5年間破られていない、と書いたが、空間の占拠ではなく、時間の占拠と考えるならば、それはすでに空間的な封鎖解除や正常化を不可能にしている。卵は5年あたためられてゐるのだ。「その当時」にへ六甲空間」という言葉がこちらを徘徊してゐたが、「いま」六甲時間とか、六甲安とう言葉がバリケードの時間あたかも、残された松下研究室は、六甲空間に凍結された化石のようだ。あるいは「68~69年闘争の記念碑」のようになり続けてゐる。「状況への発言」は旧大学秩序にだけ投げかけられたのであるか。「一切の労働を放棄する」という絶対的な徹底性はたぶん68~69年以降あらゆる政治がかいくぐらねばならない閑門として構想されているはずだ。

「一切の労働を放棄する」は聖書の「石をパンに変えてみよ」の逆説で、「パンを石に変える」試みである。このあたりは「パンを石にする」ぐらいのところではしか受け取られない。即ち、なぜ変えるのか、あるいは、変えるところから出発するか、理解されないのである。だいたい、パンを石にするのは簡単で、ちょっとかわいたところに放つておけば、誰にでもできる。一方、パンを石に変えるのは、まさしく聖書の故事の逆説であつて「変える」のである。こうした困難さを松下研究室、政治との関係で、政治が苛酷な殺し合いとか逆にそれを美化する感性のマヒに落ちて行く現実に對して投げかけてゐる。

○○山莊に至る道も、×××への道も、△△△も革





従つて、読書新聞などというものが、ある書物の書評をするとして、読書じらの推奨程度でることに、自覚的である必要はありますよう。

さて、ここで書評する「ドイツ語の本」「ドイツ語の初中級程度の教科書」は、版元が三修社ではなく三一書房である事に注意して下さい。著者へ「創作者」は、池田・好村、野村の進歩的よりもさうに進歩的な先生方で下さい。著者へ「創作者」は、池田・好村、下さる。

（書評、又はあとがきの為の広告）
書評が書物に対してなされるという事は、自明のことです。だからと言って、その事の意味も又自明であるという事にはなりません。いわゆる書物から、拒否されている存在もある訳で、盲人は点字書があるにせよ大巾に制限されますし、本を買うにも金がないという場合もあります。又、書くこと、書物になる事を拒否する場合もある訳で、書物が表現し得ていることが、いかに限られたものであるか知らなくてはなりません。いわゆる水草の高い書物も、遅にどんなに程度が悪かろうとも、たかが書物にすぎないという本質的な意味で、その水草に隔たりはありません。

編集後記

問題とも、「背教者ユリアヌス」とも重なっているようです。それが関心からひとつのお話を採りだしてゆくのは、これは読む書の仕事ということになるので、せいただいて著者の「つぶやき」を助ますことができればと思ひます。

「第四番目の著者」とあるのは、松下昇氏をあればよいようです。こうした「先端」の場面で、「なにしろ相手は進歩的ですか」と決して負ける心配はありません。「ん」というようなせりふがスッと出てくるらしく、早速一、四〇〇円迷つてみることにします。

小林さんは、時時の放中に單純化した良いめもあって、重い気持ちで読みました。というより牧師で頑張つておられる二とへの多少のうらやましさがあるせいかもしれません。民衆と宗教、天皇制イデオロギーに関する部分は、前号小田原さんの

菅原さんから毛色のかわった書評をいただきました。文中「第四番目の著者」とあるのは、

ソ連の岩渕さんから、待望の

何のない事であり、その隠いが書物にまで及んでいることを感じさせます。書物が焼き捨てられるとか、発禁処分になるとかの事はありませんが、しょせんは書物文化の絶點においてであり、「ドイツ語の本」をめぐる関係が始まつて、その後方にまで笑き抜けようとしております。

こう申し上げると、余計にお求めになりたくなる。かも知れませんがこの「ドイツ語の本」は買わない下さい。他のいかなる書物においてよりも、加担することになりますから、どうしてもとおっしゃる方は、万引きす。運営の出版社から、私書簡を送りだつた。「あとがき」の方は、書物的・文化的の方向に走ります。いすれば、「Lektion 5.10.15.20」は他の「Lektion」と異り、詰ませる。ものあり。他の「Lektion」および「まえがき」は、第四番目の著者の存在を感じさせます。いすれば、「Lektion 5.10.15.20」は金とヒマがあつて水草以上の教科書であると評価する方は海賊版を作つて売りまくる事であります。進歩的出版社から、私書簡を送りだつた。たとえ金がかかつてもコピーするとか、えられても、なにしろ相手は進歩的ですから、法して負ける心配はありません。ただしその場合、いわゆる「あとがき」ではなく、「Lektion 5」で書く「あとがきを、私どもで入手しておりますので、必ずそれをあきとをして下さい。あとがきだけを希望される方は、コピー代+手数料+送料」一、四〇〇円でお申し出下さい。（菅原範明）

章です。一方、誤訳の方はなかなか手書きらしい批評ですが、問題を読者問題にしないで、我々の誤理解を訂正するというところが中心のようです。マルコ註解は今月は休みます。

第309号	一刷	250円	平 25円
1977年6月	二刷	250円	1,650円
	一年	250円	3,300円
昭和52年5月20日印刷 昭和52年6月10日発行			
印 刷 所	けやき印刷		
見 行 倉	東京都板橋区高島3-1-30 真田山藤方	電話(070-5243)会員会 恒 治 建 委員会 三 雄 伸	
見 行 人	田川 浩一	田川 浩一	
版	東京8-174236		

(1)

<p style="text-align: center;">(この自主講座には、神戸大生数名も共同参加し、鮮烈な模擬戦、「永続する大学闘争」・巨大な「一々一」、「一一一」、「一々一」、ペーパーのチアード、「六甲空間」から出立」「松下研究室」への共同表現や自主ゼミを開催した。</p>	
<p>ことにこの日の光景をとめたものを含めて写真(群)も、方々で回観されている。この闘争への参加は、十一月十六日(土)八日の教団総会への本質的参加のための「不」参加という双極性を帯びたものである。わたしたらの闘いが可視的な参加者だけなく「不」可視の参加者たちとともに展開されていることと合わせて、何重もの重層した関係構造としての運動性の象徴的比喩として書きとめておく。)</p>	
<p style="text-align: right;">③ 11月22日(月)～23日(火) 岡山大 大学祭 連続シンポジウム</p>	
<p>テーマ群の基本的構造</p> <p>Ⅱ、大学闘争に関する無数の資料をテーマを把握し、討論するための条件をどのように創出するか。</p> <p>β、<u>「占美」</u>空間の年次変化を対象化し、空間性の質を深化させる方法は何か。</p> <p>す、仮装の模擬とは何か。仮装性に対する異和をどのように止境するか。(駿後思想の視線がとどか)</p>	
<p style="text-align: center;">(東は関東、西は九州からの参加者とともに、わたしなどの初参加もあり、深刻だが不可避の討論を重ねた。個々の恣意性ではなく、関係の絶対性に基いた公開性に場を開くことは、かくもすさまじく(+)かくも晴れやか(+)なとか、と今さらながら瞪目する思いだった。</p> <p>「<u>「占美」</u>とこの世界に意識的に生き生まれてきた自己と、いまこの世界に意識的に生まれようとする自己との間に生じるきしみととらえる」(永里)。</p> <p>山本は、イエスとユダのテーマを思いめぐらしつつ参加、(大学での)単位について</p>	
<p style="text-align: center;">(4)</p>	

(2) 南山大学闘争 女性被告 上告過程

名古屋人権委員会と国選弁護人の働きかけによって、南山学園当局から、第二次回答とその修正文へ引き出した。これを媒介として国選・私選・その他複数名の弁護人は、南山当局の回答(文)を包括しつつ、被告事件の上告趣意書を提出した。

仮装被告団が上京して提起した原案に基いた石井秀光国選弁護人の上告趣意書は、弁護士以上の質をもっており、最高裁への反応が注目される。

大・実現していくべきだ。

問題は、仮装の本質・生活の根拠が、情況的に問われていることにある。(「例として10月30日付の朝日新聞の記事「裁判を受ける権利現状は」(裁判所の肩は金のカギでなければ開かない)」参照。)

わざしたるの間わりのある被告(事件)だけでなく、この情況そのものを共有・転用すべく、関心と共感を求めてます。

(2) 南山大学闘争 女性被告 上告過程

名古屋人権委員会と国選弁護人の働きかけによって、南山学園当局から、第二次回答とその修正文へ引き出した。これを媒介として国選・私選・その他複数名の弁護人は、南山当局の回答(文)を包括しつつ、被告事件の上告趣意書を提出した。

(3) 永続する大学闘争

① 11月2日(火) 神戸大

学内に配布した英文表現の翻訳

私たちの大学はどのようなものであり、松下昇とは何者か?

一九六八・一二・一九六九・八:

永続するスト(大学闘争)

神戸大学で、また世界の大学で

子ども、乞食、かれらと共に現代の全てのテーマを実践的かつ根柢的に解明してきている。かれのA四三〇研究室でも、ありとあらゆる表現や資料が、この永続的バリケードで、あなたの訪問を待っている。

一九八二・一一

自主講座運動実行委員会

拡大自主講座

1982.11.16(火) 正午

神戸大学教養部A・B棟屋上

テマ

・'69年~大学闘争における教職員の役割と批判

・既成の概念と制度との格闘

・A四三〇松下研究室の再占拠

・私たちのどのような情況の中に存在しているか

(3) 永続する大学闘争

名古屋人権委員会と国選弁護人の働きかけによって、南山学園当局から、第二次回答とその修正文へ引き出した。これを媒介として国選・私選・その他複数名の弁護人は、南山当局の回答(文)を包括しつつ、被告事件の上告趣意書を提出した。

仮装被告団が上京して提起した原案に基いた石井秀光国選弁護人の上告趣意書は、弁護士以上の質をもっており、最高裁への反応が注目される。

大・実現していくべきだ。

問題は、仮装の本質・生活の根拠が、情況的に問われていることにある。(「例として10月30日付の朝日新聞の記事「裁判を受ける権利現状は」(裁判所の肩は金のカギでなければ開かない)」参照。)

わざしたるの間わりのある被告(事件)だけでなく、この情況そのものを共有・転用すべく、関心と共感を求めてます。

(2) 同日十一月対話(協議会)

〔永里書記録中心に、也〕 大小15名

〔(i)前回書記録要項(文江師)・(ii)クリスマス会反対(稲野師)・(iii)下期予算謝儀(交通費補助)・予備費(墓經理)論り込み(中村師)・(iv)礼拝予定表(年内)

対話 記録は書記が簡単に書きとめる。

堀上兄司会 聖師がわからない人こそ対話にのぞむべき。問答無用という人もいる。

川田師質問 反対者側として、でなく一個の人として。昨年3月の臨時総会は、逃げたのでなく祖母の法事。(0)骨を読み直して大分理解できだし、共感する部分も発見。

質問 (i)なぜ聖師が後任でなければならぬ

わたしたちのテーマとして、それぞのポイントから、(i)法的被告人(性)をくぐることで開示される現況と問題性の共有と転倒。イエスの死の意味は、キリスト教の根拠づけ以上の、キリスト教を粉飾する質のものではないか。他に恐れと逃亡にみられる逆対象化過程の方向転換・女性聖人特有の懸念から心中願望欠陥にからうじてさしかられた呻き・叫び・祈りへ。(iv)イエスの男弟子の恐怖と逃亡にみられる逆対象化過程の方向転換・女性聖人特有の懸念から心中願望に至る関係存在性の対自化の課題を荷いたものです。」(大小17名)

ないか (前)牧師夫人をどうとらえているか (ii)礼拝は毎週を希望(川田)月一回(聖)かは自由では?病人や老人の問題は? (iii)イエスとユダの説教は納得できないし不信感を持つた (iv)聖師は信仰者ではないのか (v)聖夫牧師の変化と矛盾をどう思うか (vi)聖師は思想家では?聖インテリでない位置からの質問として重い。(0)号の意味は、現在もいぜんとしてある。牧師とは?教会の働きとは?の問題提起として、役員会と共同出版。いまだに答えられていない。再提起 (1)月一回の表現(表出)のリズムを?女性の生理や公判とのリズムに対応するその根拠。他者のための教会として謝儀中心経営からへ献金や建築事業拡大過程との関連を!ことわりの論理分析?教会の法人性と恣意幻想を身体性・関係の絶対性・へ信仰によって止場したい。(3)言葉は置かれている位置によって意味を変えてしまうことから、必然的にへ(聖)が登場!

菅原兄 骨肉の争いではなく父子それぞれに、完璧でないが大里教会の裏み!

聖 過渡的答えるとして (i)について、わたし(たら)の必然性が、川田師(たら)から視えない。包括できない(現在の問題があり)、母(文江師)のような真実の求道も、世界を転倒しなければ信仰として成立しまい。そこには牧師がある。

(ii)の後半については、重い問題だが、病人

や老人に近隣した形が必ずしも、その問題を荷うことにはなるまい。距離や場を軽めつつ、関わり続けたい。(ii)と(v)は、再構成・再表現とする。(v)と(vi)の問い合わせには、本質的なキリスト者でありたい気持ちをこめて、仮装信仰者だと答えておく。」
〔註〕聖の発言は編集過程で再構成。11月21日(火)田中姉証し礼拝
〔教団信仰告白文の朗読喝和を求めてから証しにはいる。聖へ……。〕
「じきに八五歳。ただ祈りと文書伝道に専心。神の命令に従つたら況される。……救われて恵まれている。戰時中も。だれもが死を恐れるが、死は恐くない。恐いのは神の審きだけ。クリスチヤンになつたこと、日々生かされていること、感謝!」
「(工藤師や菅原兄が、うなづきながら腰を無くした時も、泥棒に入られても神さまに守られてきた、神さまは生きておられる。……」(大小16名出席)
「(工藤師や菅原兄が、うなづきながら腰を無くした時も、泥棒に入られても危機に襲われて、生存的戦線こそが、最も救援の必要な場所であるけれども、また最も遠い迂回路を経ることでしか到達させないでいるなにものかと自らの非力とに、いいしれぬ怒りをおさえることができない。」
礼拝後、有志6名で、自由に懇談。」

「この自主講座には、神戸大生数名も共闘参加し、鮮烈な横断幕「永続する大学闘争」・巨大な「（――）――」・「ベーベー」のテープ・「六甲空間」への「出立」「松下研究室」への共同表現や自主ゼミを開催した。」

ことにこの日の光景をとめたものを含めて写真(群)も、方々で回覧されている。

この闘争への参加は、十一月十六日～十八日の教団総会への本質的参加のための「不<／>」参加という双極性を帯びたものである。わたしたちの闘いが可視的な象徴だけでなく「不<／>」可視の参加者たちとともに展開されることを含めて、何重もの重層した関係構造としての運動性への象徴的比喩として書きとめておく。」

③ 11月22日(月)～23日(火)

岡山大 大学祭 連続シンポジウム

テーマ群の基本的構造

- 、大学闘争に関する無数の資料
- テーマを把握し、討論するための条件をどのように創出するか。
- △、「占拠」空間の年次性の変化を対象化し、空間性の質を深化させ方針は何か。
- △、服装の根拠とは何か。服装に対する異和感のように止端するか。
- △、戦後思想の視線がとどか。

ない領域への巡礼)

（岡山大へ公務員宿舎／RB三〇二／京都大教養部A三六七／トイズ語資料室）～神戸大教養部A四三〇へ松下研究室）。

すでに開始されている「連続シンポジウム」の時をくつている。これらの場において、参加者の一人が、パン

フに掲載する最低限の基本的テーマとして提起した原案は、前記の（△）である。

各参加者がこれを再構成し、表現しきれないテーマを「……」としてとらえ、対象化／開示しつつ参加してほしい。

ての自分の経験）を発言した。

現役大学生や生き方の銀錠を求めてさまざまに元大学生との飛び入りとも合めて、貴重な体験であった。

闘争（者）と家族の問題と共に「幼児が心地よく眠れる場か確保できさえすればそれ以外のことばを話せる大人はどこで泊つてもよい」と、幼児のことなど知ったことがちやない」という双方の観点をむすぶ手こだえをつかむ必要一性、等。

裁判以前の被処刑者、宗教に無縁な存在をどうとらえるかと聞連して、「むしろ处分にさえ起訴にさえ至らない存在の苦痛が情況の核。この構造をとらえるなら、置かれたなどの位置からも情況全体のテーマをくつっていくことは可能」など、等。

「地球に匹敵する重きの絶望を感じた上での「自主ゼミ」、「栄光のイエスと受難の

ユダ」という逆転現象、好きなテーマではないが……」等、ここに書きとめられない必死の表現、重要な指揮に満ちていた。

ところが、この連続シンボの参加過程中に、神戸大当局は11・16闘争に恐怖して、逆封鎖（鍵椅子と鍵板による窓の沿狭や扉の密閉、壊り込め）によって、A四三〇松下研究室へを強圧。物理力でのみ丸りかかる抑圧者は、学生大衆の怒りに包囲されるだけでなく、パリケード空間性の承認化する本質による報復は避けられない」

(85) (26)

(85) (26)

あやとりと音階

たえず私たちが意図していることの基本は、自らの試みが、現情況の中で、どのような位置をもち、否定や肯定やその評価軸の振幅自体をも対象化しうる場をどのように創出できるか、ということである。

これらの視点から、私たちは、自らの（裁判）闘争とも見えるものを展開しつつも、絶えず何かからの距離を計測しているし、国家

の共同幻想性に対する言語、行為を交差させていく時のテーマ群の追求を、法的有効性以上に追求している。その対極的演習として、△爆弾▽やコンピューターの操作、マルクス資本論の空間論としての変換、家族△対幻想論の再構築、河川敷の生存から超高層ビルの眺望に至る生理の解説、中島みゆきを媒介する△歌▽の検討なども自在におこなっている。（以上はごく一部の例）

その際、原初的感覚や疑問を卵のように大切にしているので、いくつか例を上げてみよう。各テーマを包括する喻としてあるが、幼い子どもたちが、無心に指から指へ、あやとりの糸を置換するとき、微妙にかつ急激に形が変化していくが、その全過程を方程式ないし言葉として表現しなおすことができるか、と問いつつ、同時に、その困難さと△無△関係な子どもたちの表情に救われてもいる位相。

楽器の弦や鍵——音階が、無限の音の流れの中の特定の整数軸をのみえらんでいる必然的構造をくぐって、△音▽総体をつくり出すにはどうするか、また、そつしたい自らの感性は何に由来するか、と問いつつ、整数軸から世界にそつと触れはじめる瞬間。

つぶやきが交差する。問い合わせる時間は無限に許容されてします、それは△敵▽を許容しない度合と圓通するが、その構造をこそ模倣して問い合わせる。応用したい、と。

そして、これら全てのイメージを基底で支えているのは、一九九一年のハリケード▽からとらえた人間と存在の様式から全てを受し、変革に応用していきたいという情念である。

あやとりと音階

野原燐

4

以上の二つの断片はいずれもカルト的人気をもつれ評家表現者からの不正確な引用である。「あやとりと音階」は署名で発表された文章である。署名とは表現の私有である。といつてみても、もともとことは個人のアーティションとして以外存在しないものであつて、みれば、署名の拒否は一時的な危険にすぎず、それ自体として意味のある行為ではない。問題はどんな戦略としてそれが削除されていくかだ。

5

つぶやきが交差する。わたしたちはひとつ△の文章、△主体の主體△あると名づかうるにたりする表現者になろうとしている。署名の拒否とはベクトルの向きが反対である。だからたしたちはちつぱりな△私▽といふものを元手に表現という商ひをしてようとしているわけではない。巨大な挽白によつて△私▽を紛々に挽き、その綿末から出発したい、ともしろわ、たしたちは駆つて行けるではないか。あやとりと音階にはその巨大的な白のかすかな響きが聞きたまるようと思つたので敢然とした。

おうさん

ママから「いにしへんだけど、また、おうさん」と
とじ「こめられそんや」「ぬぬもそんと
」と、古いわうやじとじ「こめられで
さあくないセーターかカーリカ」「あくるか
らな、こんといかえてくるとおおおおせ
もってきてる、こないだ「からすやうとかアつて
きはかへべんがってきてね。
とさより」

1986.4.7



干リ
行
キ
の
註

1
86

3
24

大阪高
井
に
お
け
る

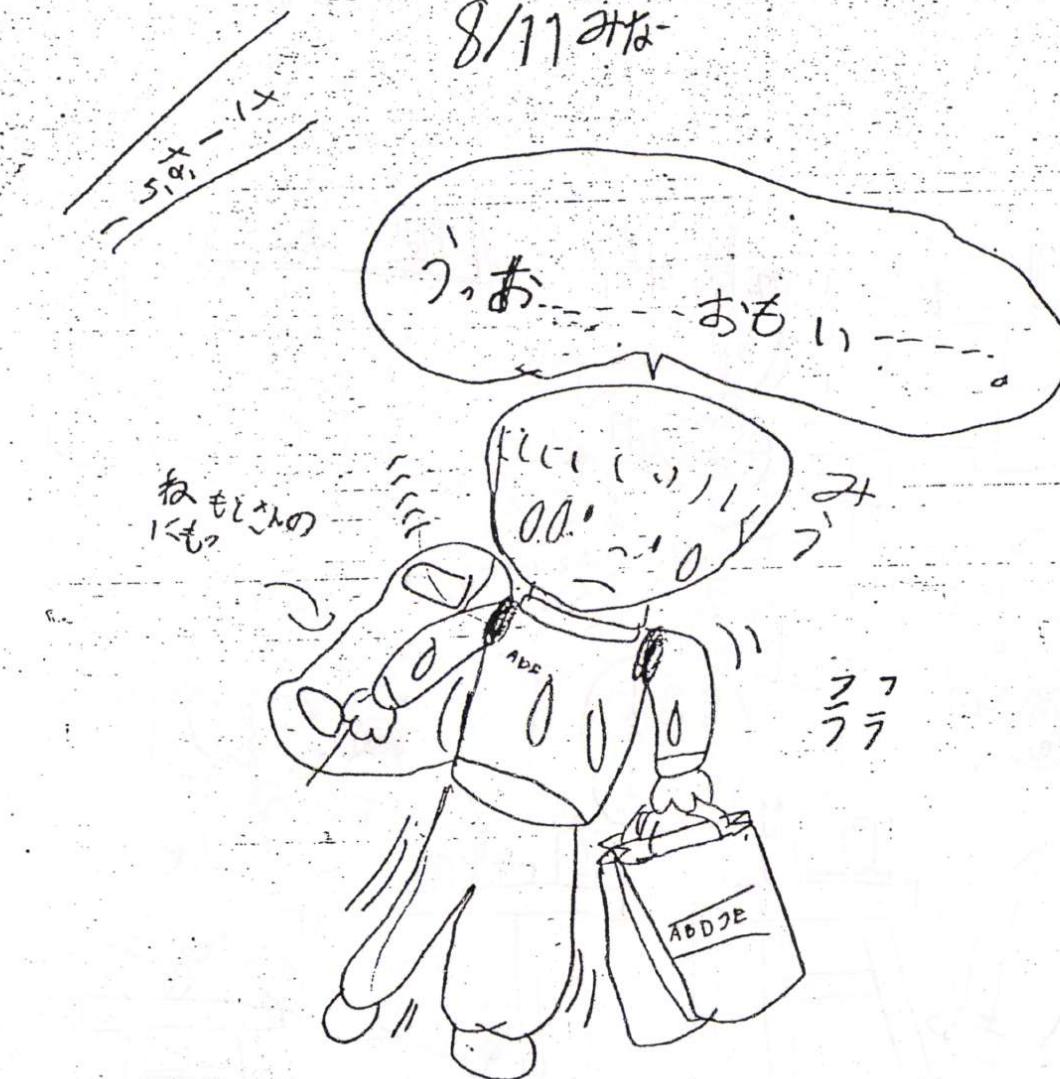
前回
（下）
連
（上）

（下）
連
（上）

（12）

刊行年と同一前。





刊行年・註 1 '86
2-10月大阪高裁で生じた「自主管理」有効性の
運動と止揚テクニクに關連。

特集▼六〇年代詩をめぐって

アンケート《今更なんで六〇年代詩なの?》

- ①六〇年代詩とあなたが最初に出会ったのは、何年でしたか。その詩人、作品を覚えていらっしゃいますか。
- 出会いを媒介したのは何だったのでしょうか。商業誌、同人誌、詩集いすれでも挙げて下さい。
- また、当時あなたは何歳ぐらいだったのですか、既にご自分で詩を書かれていましたか。あるいは、何時頃から書き始めましたか。
- ②「六〇年代詩人」と言われて、まずイメージされる詩人は誰ですか。
- ③六〇年代詩を代表すると思われる詩集を三冊挙げて下さい。
- ④これまで、あなたが発表されたものの中に、六〇年代詩人論(あるいは作品論)がありましたら、誰(どれ)についてであったか挙げて下さい。数多くありましたら、代表的なもので結構です。
- ⑤今後、あなたが六〇年代詩(人)について批評(エッセイ)を書くとしたら、誰(あるいはどの詩集、作品)を取り上げたいと思いますか。
- ⑥最後に、六〇年代詩に限らず、あなたが最も強いインパクトを受けたのはどの詩人からだったか、挙げてください。

戦後生まれの詩人四九人が答える(拒む) 六〇年代詩との出会い方(すれ違ひ方)

()内には所属誌名と生年を記している

神山睦美(一九四七年)

- ①七〇年頃
- ②鈴木志郎、天沢退二郎、菅谷規矩雄
- ③「六月のオペラション」、「時間魔城」、「蝶恋同様又は魔界への迷走」
- ④「菅谷規矩雄――生活・他界――『成熟の表情』収録」
- ⑤天沢退二郎(たぶん六〇年代詩人論は書かないと思いますが)
- ⑥石原吉郎

中森美方(一九五一年)

- 「六〇年代詩」というような区分けで考えたことがないため、アンケートの項目、いずれもピンときませんでした。申しわけありません。知識、教養、の近代詩から離れて、最前线の詩人ととの出会いということになれば、やはり、現代詩文庫(恩海社)の役割は、大きかったようです。ただ、あのシリーズに收められていない詩人への目配りが、かなり遅れてしまったという面もふくめてですが。
- 現在の詩の傾向のものは、大体、あの「六〇年代」に出現しているような気がしています。

田村のり子(一九五一年)

- (以下、頭がバーです。「六〇年代詩」って何? 一貫べつよいのでしょうが、気力・体力・知力ナシにつき、まのぬけた回答でよければ……)
- ①たぶん一九六五年頃(中学生当角川文庫の「現代詩人選集」)だったからで。当時テニスクラブで多忙でしたが、こっそりノートに詩のようなものを書いていた気がします。(マリーローランサンのまね)
 - ②「六〇年代詩人」かどうか、わかりませんが、中学生の私には言闘室の雰囲気だったが、「かわかつてるう」と思いました。
 - ③よくわかりません。(はじめて自分のおこづかいで買った詩集は、谷川俊太郎でした。)
 - ④詩人論なんて、書いたこともありません。スミマセン。
 - ⑤そのうち、自分にとっての必要があれば、「六〇年代詩」(?)とキチンと交流する時があるかと思いますが、今はそれどころじゃありません。
 - ⑥つきなみですが、宮沢賢治、金子光晴、馬淵美穂子、ローレアモン。
- 以上、一〇代にさかのぼっての答えです。でも二〇年たつからといって、アホはアホとゆーか、何にも進歩していないことに気付きます。八七年、中三の娘は、A・K・ルギンの「ゲド戦記」なんかの詩を部屋に貼りています。

福間健二

(「オーバーフェンス」「懲」、一九四九年)

①一九六七年。大学のクラス討論での同級生の発言の中に「現代詩手帖」という雑誌の名前が登場した。発言者の興奮ぶりや同級生たちのおどろきの様子など、その場面を鮮明におぼえている。それからまもなく、別な同級生が思潮社の現代詩大系をもっているのを見た。そのへんを媒介として、本屋で「現代詩手帖」や「詩と批評」を立読みするようになり、当然、六〇年代の詩人たちにも出会ったが、具体的にだれの、どの作品が最初だったかは意識していない。私は大学一年生で一八歳だった。それでも詩みたいなものは書いていたが、現代詩風のものを書くようになったのは、その次の年。

②天沢退二郎・アイウエオ順でもABC順でも、この名前がまっさきくるのだ。

③「夜から朝まで」、「蝶製同様又は暗昇への迷走」、「黄金詩編」、もうひとつあげてよければ、「少年」。

④ない。

⑤この号にのせた「告白的予告編」を書いて、今回は準備不足、すこし時間を置いて「六〇年代の詩を読む」という作業にとりかかると、自分を納得させた。そうしたあとで、このアンケートに回答を求められて、実はだいぶ困惑している。

まあ、「予告編」に書いたとおりで、さあたりそこで示した三冊について書くことになるわけだが、それとはべつに、「鈴木志郎論」もやりたいと思う。

⑥一九七〇年の詩人は清水昶ひとりでいいと感じた時期があった。これは言っておきたいことだ。どれだけ強いインパクトを受けたのか、いまとなつては心もとないが、そんなふうにひとりの詩人を意識したことは、ほかにない。

加藤健次

(「オーバーフェンス」「防虫ダンス」、一九五四生)

①一九七一年。高校生だった。岡山に「コマンド」というジャズ喫茶があって、そこで会った髪が腰まである大学生らしき人(その人は大阪から流れてきたと言っていたが、どこに寝起きしているのか知らないかった)に影響を受けて、「現代詩手帖」を買った。今手もとにあるいちばん古い号は、六九年一月号だ。この号ではヘロチズムから死へという特集が組まれていた。当時はバタユイに心酔していたので、たぶん古本屋で買ったのだろう。この号に載っていた、清水昶の「流刑の刻」という詩と福田薬師という人の「鉄砲」という詩には、ショックを受けた。あの髪の長い放浪者は、私には六〇年代そのもののような印象を残してどこかに消えていった。彼はいつもゲーリー・ビーコックの「VOICES」というレコードをリクエストして、薄暗い喫茶店のすみで天沢退二郎を読んでいた。

②清水昶

③自分にとって、という観点から言わせてもらつと、清水昶「長いのど」、渡辺武信「首都の休験」、鈴木志郎「暗黙」などによく、

特集 『六〇年代詩をめぐつて』 のアンケートについて

由木しげる

私たちと同世代の戦後生まれの詩人たちが、すぐ先行する世代の詩は六〇年代詩との様にして出会ったか、あるいは現在も関心の対象にあるのかどうか、各々の心中の披瀝に私たちなりに興味を抱いたと、言つた方がよいか。私たちの自己配りのきく範囲で、気になる仕事をしているおよそ六〇名ほどの人たちにアンケートを出してみた。その内、四七名から同様又は暗昇への迷走」。

④ありません。

⑤この号で清水昶について書いたが、その冒頭でも述べているように、あまりきちんと詩人の全体像と時代とをとらえたいとは思わない。むしろ、現在に通じている表現を都合よくひきずりだしてきてやるほうに興味がある。そういうやり方

を与える様なものもありたいし。かと言つて、奇をてらうジヤーナリストイックな売れ線狙いは自制したいし、と言ふふつにだ。

ところが、テーマのコンセプトがオーソドックスすぎる、商業誌の方が先んじてしまう。(六〇年代詩)というテーマも、「現代詩手帖」が九月号で、「凶区」を中心とするみたいたし。私の参加している別の同人誌「第五子」三号の特集「野球」も、同じく「現代詩手帖」八月号でやられていた。

「防虫ダンス」のように「早い、安い、多い」を標榜する詩誌ではなく、年一回刊がやつとの超スロー・ベースの「オーバーフェンス」であってみれば、手に余る事が多すぎるといふわけなのである。

(中略)

を求めていた。私たちと同世代の多くの詩人たちとは、どんな態度、どんな姿勢で、その六〇年代詩を見つめていたのだろうか？それが私たちに、このアンケートを提出させた理由である。問い合わせの時宜をおそらくは一〇年ほどのスケールで、大幅に逸しているとの指摘は覚悟の上での、試みだったのである。それが、現代詩の現在の活性化につながるかどうかと問われれば、黙つてうつむいてしまつしかあるまい。

六〇年代詩――。声に出してみれば、憤かしい様な、照れ臭い様な響きだ。いろんな意味で、決着は持ち越されたままだ。六〇年代詩人の中でも飛び切りに真摯な資格規矩旗が、同時代としての六〇年代を扶った「詩的60年代」を刊行したのは一九七四年秋であった。同書は一九六三年の松下見に始れたエッセイから始まっている。(遠い夢)のように六〇年代の明け方から暮れ方までを見つめ、今なお、圧倒的な意識的無視と忌避の中で掲事の嵐の様な元気として記憶される松

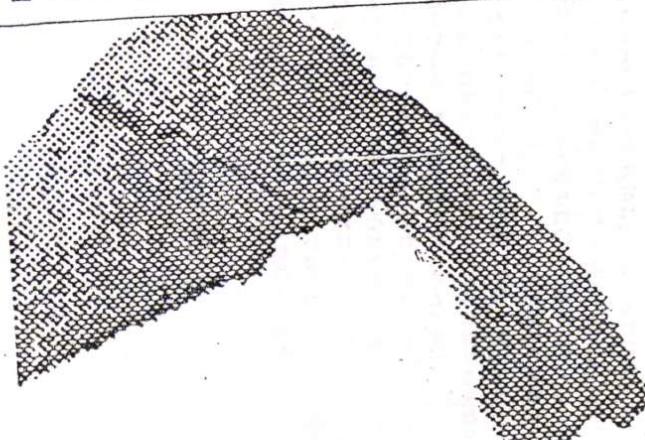
下界が検算される事もなく放置されたままの『詩的六〇年代』とは、その全体像は今なおとても危ういものである。だから、六〇年代詩を語り始める時は、詩を書いている事について不安を覚えている時なのかも知れない。

ともあれ、このアンケートがうまくいきます様にと願つたのだ。質問の立て方が私たちの思いから乖離して今一つサエないのは、私のセンス、力量の問題なのでその辺を了解して貰つた上で回答者に恕しを乞いたい。回答を寄せて下さった皆さん、本当に感謝です。有難う。

なお、回答については、同人の加藤、福間、由木の三人を除いて葉書きお願いした。また、葉書きの中には「回答への断り」という主旨のものもあるのだが、それもアンケートへのひとつ回答であり、その書きじたいが回答であると考えて敢えて掲載させて戴いた。あわせて御理解を願いたい。また、掲載の順序は、葉書きの到着順によっている。

■アンケート《今西くじらして六〇年代詩がの?》 ■添田肇「六〇年代詩とナショナリズムの?」
■門司謙「六〇年代詩とナショナリズムの?」
■加藤健次「現実は嘘の行為「被水説をめぐって」」
■福間健二「六〇年代の詩」を読む・出口白的
■由木しげる「佐々木幹郎ノート」

【特集】六〇年代詩をめぐって



古井一実
秋山基夫
増田耕三
水島英己
石原信幸
添田馨
加藤健次
福間健二
由木しげる

オーバーライド

1987年10月号

「とによって死ぬ可能性、これは生きる可能性といつてもいいんですが、そういう可能性を最終的に失つたやつたという氣はしてしまいますね。あるいはそのあたりで、ぼくは誰かと対死して、死後を生きている気分になつていてるのだと思います。これはぼくにとって解放感をすごくもたらしたといいますか、自由になつたといいますか、ですからそれが変わつたといえればいえることじゃないでしょうか。」

円環ということについてですけど、これはちょっとまだどういうことかつかみにくいところがありますが、詩の問題でいうと、戦後の初期の詩人にとってどういうことが中心の問題だったかということはあると思います。詩の根柢としての体験とか世界に対する全体的なヴィジョンをもつといったことが中心の問題としてあつたでしょうし、その次の世代、五〇年代詩人にとっては、感受性を厳密に行使すること、詩は概念によつて成り立つのじゃなくて感覚的な組織によつて成り立つことがひとつ規範的な意味をもつたとはいえます。それから六〇年代の詩人にとっては、戦後詩によつて規範化された問題を壊していくということ、暴力的な言語によつて壊していくことそれ自体が規範的な意味をもつたと。そういうふうに考えてきますと、現在は、そういう規範性がなくなつて、要するに体験にも感受性にも、ある種の思想性にも、それから言語破壊にも、單なる前提として自由に入りしうるようになつてゐるんですね。ですがこれは逆にいいますと、すべてにおいてあらわめて希薄な世界を強いらざつて、そういう状態じゃないかという気がしてます。つまり、前の世代に対するアンチ。チーズというような形で戦後詩の歴史が構成されてきたとしますと、現在はチーズがないから、アンチ。チーズもなくなつて、そこに「自由」に入りしうること、またそのことが実に希薄な状態であると、そんなふうに現在はあるんじゃないかという気がしてます。ちょっとときなり現在の問題にまできちゃつたような気がしますけ

ど。

鶴尾 六〇年代詩人の言語的な異力性、あるいは全否定性、解体性みたいなものは、ぼくの考えでは、六年安保といつた体験を媒介にして出てきたというよりも、どちらかといつてもともと世代的な質的のようなものがあつて、逆に安保なら安保がその結果であると考へた方がいいんじゃないか、といつて方になるんですが、ただ、その世代的な共通性のなかで、北川さんの特殊な位置は何だったかといつて、それは、六〇年代詩人たちの解体力、全否定性が、非現実性や無價性の方へ流れてゆくときに、「荒地」以来の詩の有價性、意味性を救いただそうとしたことだったと思います。「言語にとって美とはなにか」をどう読むかという問題や、入沢(重夫)さんや天沢(退二郎)さんとの論争を媒介として、「荒地」的な有價性を救いだそうとした、ということですね。

社会的存在としての詩とはなにか

鶴尾 ここはとても難しいところだと思うんですけど、つまり詩の有價性といいますか、詩の社会的存在ということについて北川さんはずっと固執されてきたとぼくには見えるのですが、しかし現在北川さんが何ものかへの拘泥や心中の可能性から自由になつたとしても、北川さんの骨格のところにはまだそのことはあるんじやないか。そこはやはり天沢さんや入沢さんとちがうところなんじやないかという気がするんです。詩が社会的には全否定性としてネガティヴとしてあらわれるしかないとされども、しか

し詩はなおかつ社会的にある意味をもつて存在するという確信っていうんでしようか、そういうのが北川さんの批評の射程の広がりを保証しているようだと思える。同時に、一時期、松下(昇)さんとの関係で表現運動における共闘といった問題も出てくるわけです。このことは「詩的メディアの感受性」という本のなかで、かなりふみこんで書いておられるんですが、つまり、詩が社会的に存在するという問題は、そういうところへ行ってしまう可能性をねにはらんでいる。そういうことはもちろん入沢さんや天沢さんなどありえない問題ですね。北川さんのなかにはいまでも、「自分をふくく時代性の中へ投げだしてしまよう」的な、詩の社会的な存在や有値性についての確信があるんじゃないかと思うんですが。

北川 そうですね、それを有値性といふことばで言つていいかどうかは別として、そういうものがあるとすると、たやすくねじくれたものとしてですね。そこに最初にも言った方法としての詩という問題がからんでいるかも知れません。日本の近代文学、あるいは明治以来の日本の精神史を考えるときに、方法としての詩ということで対応してゆくわけです。たとえば中野重治や小林秀雄をとりあげるときに、ほかの文芸批評家や研究者とよくが格格にちがっているのは、詩の問題を通してみてゆくということだと思います。つまり詩を方法として近代をみると、ここに詩の有値性ということがからまつてきます。

日本の近代における詩の位相というのが、いつも空白ついていますか、文学的にいえば空無ついて、いんでしょうか、そういったふうに表れるに、ぼくは最大の関心があるんですね。たとえば北村透谷のことばでいいますと、山路愛山との論争文「人生に相應るとは何の謂ぞ」のなかで「空を祭ら虎を獵ひ、空の空なる草葉をなして」戦いの中途にいすこへか去つていっちゃんものが詩人であるとかね。いまいわれた有値性とは逆に、要するに最初から、詩人が近代において強いられたのは、この世の中では場所

をもたないつてことでした。詩が空無としてあらわることを透谷の場合だと、思想としてすごく情熱的に考えようとしたわけですが、なぜ空無が課題になるかというと、そこには日本の近代の特殊の問題があります。後進国の近代化の問題といつてもいいんです。要するに前の時代の旧い生活習俗とか習慣とか、天皇制をはじめとする宗教的な道制と結びつくようなところで、日本の近代化は始まつた、あるいは進んだと思うんです。ヨーロッパにおける近代で理念的に問題となつた個人の自覚や恋愛や、平等の問題とか、あるいは労働者の権利の問題とか、そいつたヨーロッパの近代の理念の自覚をすめると、旧い道制と結びついている制度的な近代と衝突せざるをえないってことがあるわけです。日本の場合は、旧い習俗と結合することでしか近代化が進んでないことがありますから。また、ぼくはこの近代以前の生活習俗とか宗教的な道制を、風土性というように考えてきたと思うんです。近代と衝突する位相というのは、かららずこの風土性みたいなものからも疎外されてしまう。そこに空白、空無といふものが生まれるんですね。これは透谷の論理に従つていいますと、決して勝利しえない位相といえるでしょ

うし、基本的にわが国の近代の詩は、そこ迄成立する場所を見つけてきた、と思う。透谷以後の詩人も、中原中也をはじめぼくが閑心を抱いてきた対象は、みんな同じ問題を抱えているわけです。空無は中也の場合ですと感受性の病となつて表れますし、萩原朔太郎ですと、神經症的な世界とか生理的な異常の世界として表れます。いずれにしても、近代と風土のかなりありあつた問題というものが見えていいわけです。朔太郎の晩年はもう空白そのものといいますか、近代に幻覚もてないし、かといって風土として現れてくる日本へも回帰できない、「持たざるもの是一切なり」といったどこへも行けない空白性それ自身のなかに宙吊りにされてしまいます。小林秀雄にしても中野重治にしても、石川啄木にして



ることになってしまった」と松下さんが言つたことがあるんですね。ぼくは、そういう彼の発想つてものにすごく共感するところがありました。彼が最初の頃もつていた問題は、後でいろいろと政治的に意味づけられたこととはちがって、やはり日本近代以来の空白性と接触する地点だったような気がするんです。松下さんが発見したへ～というものは、あれはまさしく空白そのものなんですね。彼がこのへ～を発見する過程というのは、「六甲」という小説のなかでなんんですけど、彼はじつに何気なく、小石を拾うようななかたちでへ～を見つけていくわけです。作品のなかで彼がおいているへ～はそういう何気ないものとしてあるんです。それが運動として構築されていくなかで、ぼくなんかが考えているのとは全く別なところに展開していっちゃつた。それに対してぼくは全く無力だったと、そういう問題としては残っているでしょうね。ただ出会いといいますか、最初に共有したセティーフは明らかに表現の問題であったとは、書つておきたいことです。

瀬尾 透谷の空の空、社会的な空白の部分、それは無價性でもあるんですが、それと、詩が社会的に有價であること、このどっかをとるんだつたらとても簡単なわけですね。どっかを選択すれば、とても堅固な世界がつくれるし、それは容易だと思います。しかし、それをとてもねじくれたかたちではあるけれど、どうにかして接続しようとするところに、北川さんの問題があつたという気がします。でも、今から見ると、社会的な空白性を社会的な存在として教出するということ、あるいは詩が社会的な存在であるということとか、詩がある力をもつことなどを、どうなんでしょう、もっと積極的にといふか、社会の側からみて、それを根拠づけたり、はかつたりするというような視点が可能だつたんじやないかとも思うんですが。

も、ぼくが引き寄せられてゆくところといいますか、焦点を合わせているところというのは、そういう空白の問題が表れているところですね。もちろん、具体的に論じるときにはさまざまなテーマが出てくるわけですが、しかし自分のなかでいちばん強いセティーフは、そういう問題を反復しているとは言えると思いますね。

けっきょく、わが国の近代において詩が空白にさらされるということのは、当然有價性ではなく、無價性としか表現できないということだけれども、ただそれは先駆的な無價性としては考えないということでもあります。日本の近代以降の社会において、詩が成立する条件をたずねようすると、そこはちょっと避けられない問題として空白、空無といった場所が見えてくるんですね。ぼくにとつて詩の無價性の問題というのは、そうした社会的、状況的な緊張感のなかでしか考えられない。それを有價性をすくいだそうとしていると言えは、それでもいいわけですが、その場合は、やはり、詩の有價性の問題がねじりれてるっていう言い方になる。その空白というものを根拠にしてはじめて、詩の自由の問題、あるいは制度的なものに対する侵犯や自由の問題が出てくるわけですから、これが瀬尾さんのいわれる詩の有價性ということかなと思いますけど、ぼくが危なつかしいところで松下昇の表現闘争とかかわっちやうというのは、たしかにこうしたぼくの考え方方に根拠があるとは言えるかもしませんね。松下さんとの問題は非常に難しくて、まだあまり言いたくないところがあるんですけど、ただ、最初の出発点として、ぼくが彼に加担していくんじやないかと思つたことがあります。それは、彼の単純なことばがきっかけになつてゐるんです。どういうことかというと、「今はくは状況の先端にいるようにみんなは言うけど、実はね、ただしんどいから昼夜していただけだ。昼夜していたらいつのまにか、状況の先端にぼくがいる」と思つたんですね。

修羅シユシユシユ、菅谷規矩雄との

——文豪史一面

北川透

菅谷規矩雄との交友も、すでに二十年を超えた。この間、彼はずいぶん険しい難路を走りつけた。彼にくらべれば、わたしなどは平坦な道を、サイクリングしているようなものではなかつたか、と思う。

それはともかく、いつもわたしは彼のことば、彼の声、彼のあえきや無言さえも、いちばん近いもの、親しいものとして聞きつづけた。そればかりではない。わたしの同世代の詩人で、彼ほど本質的に、原理的に詩と批評を考えてきた例はない。しばしばわたしたちは関心や試行が交差した。彼のもっとも透徹した思考の在り方は、詩的リズム論に示されているが、それだけではない。彼の北村透谷論や中原中也論、萩原朔太郎論からも、「荒地」の詩人や吉本院周に対する考察からも、詩の現在に

集していく、その資格が何であったのか忘れたが、群題に応じた文章を書き送ると、一年間の講読料がタダになるとというものだったろう。わたしはおそらく、その条件をベースして、一年間モニターということだった。夏になつて繩樂部から、有馬温泉でモニターの集まりをもちたつい、ついては宿泊費のすべてはこちらでもつから参加しないか、という案内がきたのだった。

その集まりで何が話されたのか覚えていないが、わたしには忘れられない出会いがあった。こちらの眼を見つめて、一語一語呴みしめるようにゆっくり話す不思議な人物。それは松下昇であった。彼は若い頃から、落ち着いた大人の風貌をしていて、わたしより「歳若い」ということが信じられなかった。わたしは彼がその当時、「旅行」に発表していた小説を読み、ひそかに高く評価していたから、二人だけの話がはずんだのだと思う。自分のいま教えている神戸大学に、菅谷規矩雄が助手だか講師で来ており、住まいも近くだ、と言つた。

その当時、菅谷さんは、最初の詩集『六月のオーブセック

に対する詩評文からも、その本質へのまなざしから、何度も触れたよな暗示を受けたことか。同世代の詩や批評という点でみると、わたしはいちばん無意識のところで菅谷さんから、もっと多くの影響を受けているはずである。

とはいって、ここは菅谷規矩雄の詩や思想について語る場所ではない。彼との個人的な交際について、素描することが求められている。菅谷さんは、これまで数えきれないほど会っている。その時々の表面とか光景については鮮明に覚えているが、どういうわけか、時間の感覚があいまいだ。しかし、彼と最初に会ったのがいつ頃かということは、数算の写真に、わたしが偶然書きこんでおいた日付によって、思い出すことができる。もっともその写真に彼が写っているわけではない。

それは、一九六五年八月、芦戸、六甲山中の有馬温泉において開かれた、「日本詩艺新聞」のある会の時に撮った snapshot 写真である。その会は、たぶん、モニター会議とでも呼ばれた。この新聞は、当時、モニターを募ったスナップ写真である。その会は、たぶん、モニター会議とでも呼ばれた。この新聞は、当時、モニターを募

ショーン」を、新星出版社といふところから、すでに出していた。わたしはオーナーフィションなどといふことをはじめて知つたが、その暗い抒情の舌さのなかに、思想を継ぐことのできている。彼の詩の世界は、十分表現に倣した。また、前年に彼は天沢進二郎、遠近武信、鈴木志郎郎などと一緒に同人誌「凶区」を出していた。彼らがその前に出していた「暴走」や「バッテン」の時代から、わたしはこのグループに特別な関心をもつたが、彼らのうち思想的な位相で、いちばんわたしに近いのは菅谷規矩雄だ、と勝手に思いこんでいたのである。菅谷さんの方もまた、その頃、彼が担当していた「現代詩手稿」の「詩評」で、わたしが自分の同人誌「あんかるわ」に発表していた批評文などを、共感をこめてとりあげてくれていた。そんなことで、松下さんが、彼のところに案内しもうと言つてくれたので、わたしは喜んで連れていつてもらうこととした。

翌日、松下さんとわたしは、六甲の山中を歩いたり、

ケーブルカーに乗りついだりしながら、菅谷さんのアバ

現代詩文庫 91 菅谷規矩雄

発行・一九八七年十一月三十日

著者・菅谷規矩雄

発行所・小田久郎

株式会社思潮社

東京都新宿区市谷砂土原町三十一五

電話販賣(二六七)八一四一(税込)八一五三(税込) 手帳東京八一八一二一

印刷・凸版印刷株式会社

製本・岩佐製本所

ISBN 4-1837-0843-6 c 032

回遊的シユシユシユと笑に笑ひか若へ開示した。

トにまでたどりついた。是過ぎだつたと思うが、とても暑い日だった。それは木造の二階建のアパートのような記憶があるが、松下さんは部屋の前までくると、扉をたたいて大声で呼ばつた。菅谷さんはお昼寝かなんかしていたのだと思う。松下さんから早く連れてきたことを聞くと、部屋の中でガタゴト音がした。松下さんはそのまますぐ帰つてしまつたので、わたしは申し訳ないような気持ちで、そのガタゴトが終るまで、廊下で待つていた。これがまったく運命的な出会いであることも知らずに。

やがて片づけられた部屋に招き入れられて、わたしは菅谷さんははじめて会つたが、彼はまったく偉ぶつたところも、機えたところもない人で、わたしたちは長い間の知己のように話ができたのだった。彼は主として、「凶団」の詩人たちの話をし、わたしたちが地方で出した「あんかるわ」という詠説のことも聞いてくれたのだと思う。わたしは彼に会つて、視野が急に明るくなつたような気がした。別に彼が書いている以上の新しい

い。わたしは同人誌編を解体し、わたしの個人経験の詮説とした「あんかるわ」を、彼らの闘争の表現のレベルでの様体にした。そして、「あんかるわ」別号として、「松下昇表現集」（一九七一年一月）を刊行し、さらに、「菅谷規矩雄（解体新書）第一冊」（一九七四年一月）を刊行した。菅谷さんについては、その連續性において、「北東紀行」（一九七七年八月）、「脊髄家族（詩片と対話）」（一九八〇年七月）などの詩集を、やはり別号スタイルで出すことになる。

あのころの菅谷さんについて書くとすると、松下さんを含んだ奇妙な三角関係について触れないわけにはいかない。松下昇と菅谷規矩雄との間には、わたしにはよくわからない緊張関係があつた。大学闘争について言えば、二人はそれぞれの立場となるべき場所をもつていた。場所をもつたないわたしは、大学闘争のレベルでは対応しない（できない）。表現にかかるレベルでだけ関係がつづけと公言しつつも、具体的な場所では、明快な区別がつづけられないことも多く、いいかげんにならざるをえなかつ

情況への切り口やら、情報やらを得たというわけではないだろう。しかし、わたしはそれまで詩を書く人としては、周辺の友しかもたなかつた。菅谷さんが、明らかに述っていたのは、自分とか周辺とかを越えた全体への眼を持つていたことだと思う。そのような眼をもつた同世代の詩人と、活字を通してではなく、直接に話をしたことは、ともかく斬新な経験だった。

出会いというものは不思議だ。六甲の山の中で、思いがけず、松下さんと遭遇しなければ、そして、彼に案内されて、菅谷さんのアパートにまで出かけなければ、大げさではなく、わたしの人生のいくらかは確実に変つていただと思う。どう突ついたかを説明するのもむずかしい。ともかく、これを直訴のきっかけとして、二人との間に草に書かれたものを読むという関係を超えた交渉が生まれた。この社長においてこそ、松下さんは大学闘争が起るや、「情況への發言」を田舎点とするドラをばつてきた。名古屋大学に移った菅谷さんは、パリカードのなかに、わたしを招いてくれた。彼らの頼むなたか

たし、いいかげんになることをむしろ積極的に肯定した。わたしへの対応で二人には、非常にはつきりした差異があつた。松下さんは、わたしに対しても、次々と説題を提起し選択を強いた。むろん、わたしが拒否すれば、決裂にいたつた最後の局面以外では、彼の考えを押しつけられたことはない。それに対して、菅谷氏は大学闘争に關して、わたしに何かの選択を強いること自体がいちどもなかつた。彼は、どんなに学生たちと共に闘うる集団を組んでいても、わたしの見るところでは、いつも基本的には一人だった。

これを別の面から書うと、松下さんと会つた時は、闘争の話題以外に、むろん、瑣末で取るに足りないような日常生活の話はいくらでもしたが、文学や思想情況の話はほとんどできなかつた。彼は闘争の展開と孤立とともに、その面の関心やことばをますます失つてゆくようと思われた。逆に菅谷さんは、彼が闘争のどんな困難な局面にある時でも、そんなことはまったく関係ないよう

とは遠かつたけれども、菅谷さんは大手門争のなかにいて、すくなくともわたしとの関係では、詩人であり、文学の批評者である姿を失ったことはなかった。わたしと松下さん、わたしと菅谷さんというように、別々にはずい分会つても、三人が一堂に寄り集つたのは、たつた一回しかない。これはわたしにとって、いまも不可解な驚くべきことである。

このところこそそういうことがなくなつたが、数年前までは、わたしは上京するたびに菅谷さんに連絡し、彼の住む日野市の百草園地のマンションに泊めてもらっていた。奥さんの手料理もおいしいが、彼自身がみごとな腕をふるうてもなしてくれたことが多い。菅谷さんとのつきあいで、たぶんわたしは沢山の不快を与えているだろうが、彼からそのような印象を受けたことは、いちどもない。あれはいつだったか、やはり、彼のところで舌鼓をうつて、百草園地という地名と、北村透谷が「三日幻境」の中で訪れている「百草園」とは関係があるだろうか、と聞いてみた。菅谷さんは、即座に「百草園」

なら、すぐ近くだから、帰りの電車で途中下車して寄つてみよう、と言つてくれた。こういう時の菅谷さんは、実に身軽で、腰の重いわたしなどはいつも肩をされるのだ。

翌朝、彼の案内でそこを訪ねることになった。

その日は、朝から縣南性の雨が降つたり、やんやりとしていて、いくの荒れ模様だったが、そこは樹木がうつ石とした小高い丘の、なかなか広い公園だった。そして、中の建物のどこかで、民謡教室のようなものが開かれているらしくて、三味線の音色にまじって、おばさんたちの謡う声が聞えてきた。そこで三味線の音色を聞いたことが、わたしにとっては意外だったので、なれば元談に、ちょっとした明治の情緒があるねと言つたら、彼はつまらなさうな顔をしていた。売店でわたしはジュースを飲み、彼はピールを飲んだが、また、雨が降つてきそうな雲行きになつてきたので、わたしはさうそく引きあげることにした。その時、彼は百草園はつまりなかつたから、こんどはいつか民謡時代の透谷のゆかりの地、川口村へ行こう、と語つた。それから十年以

上過ぎているのに、腰の重いわたしは、まだ彼の隣に応えていない。

こんな風に、彼と会つた時の楽しい思い出はいくらくもあるが、もう一つ印象深い夜について書いておきたい。それはまだ新しくいまから四年ぐらい前になるが、新宿の紀伊国屋画廊で、わたしの知り合いの画家が展覧会を開いていた。他の仕事もかねて上京したわたしは、その画廊で彼と落ちあい、他の友人たちと一緒に夕食をとつたあと、新宿ゴールデン街の酒場トウタケに行つた。これは詩人でもある安田有さんの経営する飲み屋だ。わたしが飲んでいると、その夜はちょうど近くで、福島泰樹の短歌詠唱コンサートがあつたらしく、会がはねた後の歌人が何人も流れてきて、せまい居所は超満員になつた。佐佐木幸綱の大きな身体がわたしの隣りにあり、記憶に残りがなければ、小池光や道灌翠萼子、極口覚などの威勢のいい歌人たちと、すでに十分にアルコールの入つていたわたしとの間で、ちんぶんかんぶんの大手門争が起つてしまつた。

車のなかで何をしゃべったのか覚えていない。しかし、雨と信号の明滅と大型トラックの轟音の中を、疾走するタクシーは、どこか七〇年代のわたしたちが生きてきた運命を暗示していた。わたしはつぶやいた。

作編シユショシ 同行二人甲州街道

そうこうしている間に、午前二時頃になつただろうか。その頃になるときさがに残つてまだ飲んでいたのは、佐佐木さんと菅谷さんとわたし以外では数人だったが、だれも名前を知らないスマックス森の若い女性が、一人椅子の上で机になり、首々と眠つていた。菅谷さんが、その美しい歌頭とつてよい女性を好きとして、頬つべたをたいたり。耳元で大声で呼んだりするのだが、彼女は正気もなく眠りこんでいて、しつこくに眼覚めない。

このひとは安心しきつて寝ちゃっているんだよ、と菅谷さんは嘆息したが、わたしもすっかりあきれてしまった。それにしても、もうおれたちは帰るから、この女の子を頼むよと、マスターの安田さんに声をかけている菅谷さんを見て、わたしは意外な表情を見たよう思った。外へ出たら、たたきつけるような激しい雨だった。むろん、もう電車は終つていた。ホテルに予約してあるからというぼくを、彼はむりやりタクシーに連れこむと、奈良のなかを日野市の百草園地まで走らせた。そこまでは相当な距離がある。二人とも酔っぱらつて、いるから、

松下昇批評集をめぐる討辯集会に寄せて

大学闘争以後、闘争参加者のそれぞれがそれぞれの経緯を経て、もはやへ闘争／と呼ぶには相応しからぬ現在をへ生活／しています。現在のへ生活／の根柢を他者から激しく問われることもなく、もしあつたとしても、それなりに逃げ場があり、自分自身が問わなければ、どんどん風化してしまう状況の中で、多くの闘争参加者はへ沈黙／しているといってよいでしょう。

ともすると、私もそれらの人と同様に、ある面ではへ沈黙／の中にいます。しかしへ沈黙／へ至るつぶやきを比較検討すれば、「俺は、そうじゃないんだ。」と言いたくなることが、よくありました。それは、かつての闘争参加者がへ闘争／とへ生活／を対極的に捉えて、話すときです。すなわち、へ生活／によって、へ闘争／の持続が困難になるという論理または非論理を展開するときです。

一方、現在も自分たちの活動をへ闘争／と自負している人たちもいます。立派な人もいますが、たいていは「よくやってるなぁ」と呆れてしまいます。

しかし、私の関心は、もっと別な方向にあります。ほんの一部の人にしか配布しなかった詞集「最後の言葉」（一九七九年）で表明した「革命の絶望」というテーマがそれです。かれこれ十年近く、そのテーマを追求し続けてきましたが、これから先も私のへ生活／の根柢であり続けるでしょう。その内容は、決して他人に積極的に言うようなものではないので、これまで黙ってきましたし、これからも黙っていくつもりです。ただし、問う人があれば、いつでも応える姿勢は、持ち続けています。

最近は、私自身のために、またへある人々のために、心の慰めとなるようなものができればと思い、詩作活動に精を出しています。

この文章が「松下昇批評集」作成の目的と、どこかで交差することを祈りつつ……

一九八八年二月一〇日

友田清司

狭くない共同性とはなにか？

1988.7.31 野原燐

ア系について、「狭い共同性内部の了解」が多くみられる、といつておられるところが面白かった。

共同性内部の了解＝インテリのジャルゴン。書いた方とすれば、たとえ難解とそしられようと、自分はあくまである普遍性といったものに対して、書いているつもりではありますように。難解さや、インテリの存在様式への偏見を越えて、狭くない共同性とは何か？と問うてみれば、これは大きな問題です。たとえば、外部という言葉を書きつけるとき、その言葉はある流通の範囲を無意識に前提してしまっている。Aにたいして、<A>とは本来その範囲を越えようとする志向性そのものを指すためのものだが、やはりひとつの記号としてこそ了解されてしまう。このパラドックスをいかにせん！

三角形に対して、幻のもう一つの頂点を、最初の三つの点が指定する平面の外側に、設定することができれば、

この三角錐により稜線と面と立体が生じ、このときの包括性のリズムが各頂点を喰とする幻想性に《生命》を与える……（註）

私たちが注意しなければならないことは、幻の頂点は、それ自体としては、把握することも、指定することも、描写することも、決してできない、ということだ。言葉の外側にある、イメージによつてたどりえない、そして祈りの対象とすることすら禁じられている。

幻の頂点について、私たちは言及することができない。

ただ、存在するとはいえないが、（一瞬のちには消え去るといえ）ある手触りとして、稜線と別の稜線との違いを、感じたことがあった、とあなたが言い、稜線という言葉は理解不能だが、面については同じような感受がある、と私が言ったとき、そのふたりの間の、言葉の不可能性を、あくまで厳密な数学的な繊細さによって、<統一場の理論>として形成することができれば、そこに<幻の三角錐>が（ほんやりと）姿を現わすであろう……

ただ、何度でも言うが、幻の頂点について、私たちは言及することができない、この禁止の強さを、感受しない限り、きみは、地獄に落ちるしかないのだ。

（註）「時の楔への／からの通信」P.11

内容や刊行過程についての質問も提起、印刷が
よみにくい箇所や欠落ページの指摘などは左記
へご連絡下さい。

〒657 神戸市灘区赤松町一一 松下氣付

批評集刊行委員会
(TEL-078-821-4984)